



# 第5次川崎町長期総合計画



自然と共生したホッとなまち

「川崎らしさを探求・発見・活用するまちづくり」を目指して

宮城県 川崎町





川崎町長  
佐藤 昭光



ごあいさつ

我が国は、明治維新によって近代国家に生まれ変わり、今日まで国のリーダーシップのもとに行政運営がなされてきました。

戦後の経済成長を経て、道路やライフラインなどの基盤整備をはじめ、福祉、教育が全国画一的に充足され、先進国として世界に名だたる高度経済社会を手に入れることができました。

しかし、昨今の日本は、平穏と安定した民主主義の成熟社会を迎えたと言われる一方で、出生率の低下による人口の減少と高齢化、戦後最大の経済不況による失業者の増加など、大きな社会問題が現出し、特にこれらの問題は地方において一層深刻なものとなっています。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により東日本地域は未曾有の被害に見舞われたことにより、更なる危機管理体制の重要性を痛感しました。

こうした時代にあってこそ、我々は、未来の子ども達に率先して、また真剣に残していかなければならないものがあります。それは「人と自然の共生」です。このあらゆる地域資源に満ちた、素晴らしい川崎町そのものであると確信しています。そのためには、これまでのような行政主導による自治運営ではなく、「地域の問題は地域の住民が自ら考え決定し解決する」という、真の地方自治に立ち返らなければならないと考えています。

今回策定した「第5次川崎町長期総合計画」は、これから川崎町が進むべきまちづくりのあり方を念頭に入れた10年間の方向を示したものであり、「地域資源を生かした雇用機会の創出」、「少子高齢化に対応した生活支援」及び「住民協働による自立したまちづくり」の3つの柱を基軸に目指すべき将来像を「自然と共生したホッとまち」としました。

川崎町には、雄大な自然が織りなす美しい景観、きれいな水からつくり出される安全な農林水産物、先人達が築き上げた伝統文化など、心が「ほっ」と和み、「ホット(hot)」に情熱や熱意をもって取り組むことができる素晴らしい資源がたくさんあり、これらの資源を生かしたまちづくりの伸展を切に望むものです。

私は「まちはみんなでつくるもの」と考えており、かねてより「協働のまちづくり」を提唱してきました。町民の皆様とともに、真の川崎らしさを「探求・発見・活用」するまちづくりを目指していく所存ですので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、多くのご意見やご提言をお寄せいただきました皆様をはじめ、議会、審議会及び各検討会の方々に心から感謝申し上げます。

平成23年3月



## 川崎町章 (昭和 39 年 7 月 1 日制定)

この町章は、川崎の川を三重丸で表し、円は町民円満と団結の強さを示し、町の中心部を流れる北川、前川、太郎川の三大河川を表徴したものです。

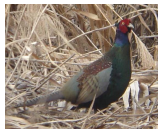
## 川崎町民憲章 (昭和 55 年 10 月 1 日制定)

1. 健康に心がけ、清潔で美しいまちをつくります。
1. 互いにきまりを守り、明るく住みよいまちをつくります。
1. 親愛の情を持ち、みんなで助け合うまちをつくります。
1. 生産にはげみ、ゆたかなまちをつくります。
1. 教養を高め、すぐれた文化のまちをつくります。

## 町の獣、鳥、木、花 (昭和 55 年 10 月 1 日制定)



町の獣 カモシカ



町の鳥 キジ



町の木 ドウダン



町の花 シャクナゲ



# 目 次

第1編 総論	1
第1 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
第2 計画の概要	3
1 計画の構成	3
2 計画の期間および性格	3
第3 川崎町の課題	4
1 人口減少・高齢化の進展への対応	4
2 町の活力や魅力(個性)の維持・向上	4
3 暮らしの質の向上	5
4 地域間交流の促進	5
5 全員参加による効率的で効果的なまちづくり	6
第2編 基本構想	7
第1 川崎町の将来像	8
第2 まちづくりの基本姿勢	9
第3 重点的取り組み施策	11
1 地域資源を生かした雇用機会の創出	11
2 少子高齢化に対応した生活支援	13
3 住民協働による自立したまちづくり	14
第4 将来目標人口	15
第5 まちづくりの基本方針	16
第6 施策の大綱	18
第7 施策の大綱の概要	21
第3編 基本計画	27
第1 いきいきと暮らせる日々の生活をつくれます(日々の暮らし)	28
1 健康づくりの推進(重)	28
2 医療の充実	32
3 地域福祉等の推進	34
4 長寿社会の確立(重)	38
5 生活の安定	42
6 子育て支援の充実(重)	44
7 子ども達の育成	48

第2 活気に満ちた就業の場を創出します(仕事).....	56
1 農業の振興(重).....	56
2 林業の振興(重).....	66
3 工業の振興(重).....	68
4 商業の振興(重).....	72
5 観光の振興(重).....	74
第3 自分らしさが発揮できる環境を充実します(自分の活動).....	76
1 生涯学習の振興.....	76
2 地域文化の醸成.....	79
3 国際化の推進.....	82
4 スポーツ・レクリエーションの振興.....	84
5 青少年の育成.....	88
6 町民の主体的な活動の支援.....	91
第4 これらの活動を支える基盤を整備します(支える基盤).....	94
1 道路・交通体系の整備.....	94
2 計画的な土地利用.....	100
3 快適な居住環境の整備.....	102
4 定住の場の創出.....	108
5 川崎町らしい景観の保全と創造.....	110
6 自然環境の維持・保全.....	114
7 安全な町民生活の確保.....	119
8 環境衛生の充実.....	128
第5 それをみんなで実現します(実現する仕組み).....	132
1 町民参画の促進(重).....	132
2 効率的な行財政の運営.....	136
3 広域行政の促進.....	141
資料編.....	143
第1 アンケート調査結果.....	144
1 調査の対象、調査方法及び回収結果.....	144
2 調査結果(抜粋).....	144
第2 川崎町総合計画策定経過の概要.....	146
第3 川崎町総合開発委員会委員名簿.....	148
第4 川崎町総合計画総合の諮問および答申.....	149



# 第1編 総論

## 第1 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

町政の目標と方向を長期的な視点に立って定めた川崎町の総合計画は、昭和46年度にスタートし、昭和52年度には全面的な改訂を実施しました。また、平成22年度（西暦2010年度）を目標に平成13年度に策定された「第四次川崎町長期総合計画」は、交流の促進、町の活性化、交通体系の充実と町中心部の再整備、美しい町土空間の形成、生活環境の充実、個性の確立を基本的な課題と認識しつつ、町の将来像を『人と自然が息づく美しいまち 森をつくるまち』として掲げ、行政運用の指針としてきました。

しかし、「第四次川崎町長期総合計画」策定後、人口減少・超高齢化の進展、国民の価値観の多様化・ライフスタイルの変化、地球環境問題への対応、農業や自然へのニーズの高まりなどの社会の動きがより一層顕著になるとともに、住民自治・地方自立の時代を迎え、地域間競争（地域の魅力向上や個性化への要請）も激しくなっています。こうした中で、町の財政は厳しく、都市経営コストの効率化と住民との協働によるまちづくりの重要性がますます重要となっています。

平成19年3月に策定された「宮城の将来ビジョン」では、県政運営の理念を『富県共創！ 活力とやすらぎの<sup>まち</sup>づくり』とし、目指す10年後の宮城像を「県民一人ひとりが、美しく安全な県土にはぐくまれ、産業経済の安定的な成長により、幸福を実感し、安心して暮らせる宮城です。そして、宮城に生まれ育った人や住んでいる人が活躍できる機会にあふれ、国内からも国外からも人を引きつける元気な宮城です。」とうたっています。

「第五次川崎町長期総合計画」は、こうした状況を踏まえつつ、これから10年間の川崎町政の目標と方向を明確にするるとともに、町民のよりよい生活を実現させる長期的な行政指針の作成を目的として策定するものです。

### 2 計画の性格

「第五次川崎町長期総合計画」は、長期にわたる町行財政運営の指針となるもので、町民にとっては、本町が目指している将来像とそれを実現させるための施策を理解する資料となります。

従って本計画は、行財政運営の総合的な施策を掲げるとともに国、県、その他の公共機関等に対する要望や支援、誘導を図る役割を持ち、さらに、行政と町民との協働作業を支援する計画でもあります。

## 第2 計画の概要

### 1 計画の構成

この計画は基本構想、基本計画、実施計画から構成されます。

### 2 計画の期間および性格

#### (1) 基本構想

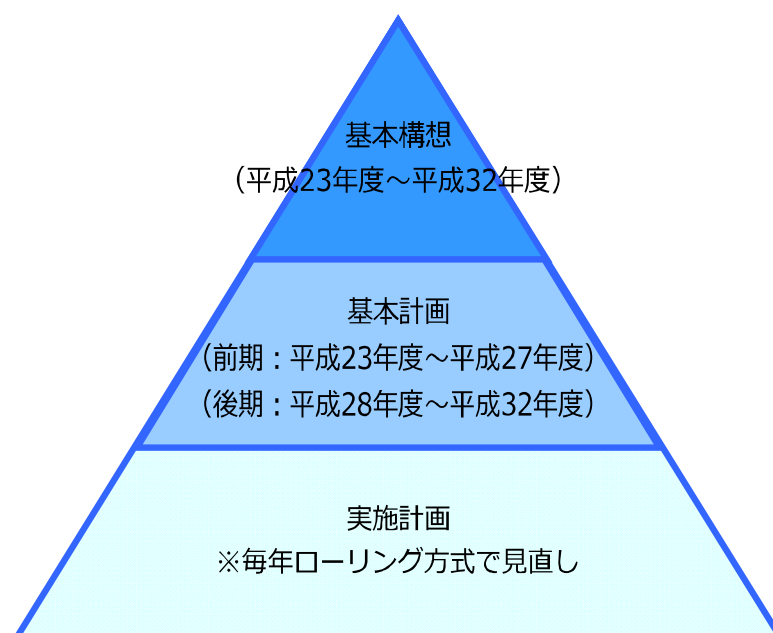
基本構想は、平成32年度（西暦2020年度）を目標年度とし、今後の川崎町の姿を展望しつつ、「川崎町の将来像」、「まちづくりの基本姿勢」、「まちづくりの基本方針」、「施策の大綱」、「重点的取り組み施策」等を定めます。

#### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想で掲げた施策の大綱を具体化するための施策について定めます。計画期間は、前期と後期に分け、前期が平成23年度から平成27年度まで、後期が平成28年度から平成32年度までのそれぞれ5年間とし、後期基本計画策定時には、前期基本計画の実施状況とその評価を分析し、計画に反映します。

#### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画の施策を受けて財源の裏付けを持って定めた3年間の実施計画で、基本計画の補完的役割を担います。平成23年度を初年度とする3年間の計画で、毎年度ローリング（見直し）を図ります。



## 第3 川崎町の課題

### 1 人口減少・高齢化の進展への対応

本町の人口は、平成17年国勢調査で減少に転じ、その後も減少傾向は続いています。また、少子高齢化も進行しており、この傾向は今後も続く予想されています。

ただし、本町においては、三世代居住の割合が比較的高く、独居高齢者や夫婦のみ高齢者の割合はそれほど高くないため、今後は、こうした本町の特徴を踏まえつつ、高齢者が安心して過ごせるまちづくり、安心して子育てができ、子ども達が健やかに成長できる環境づくりを進める必要があります。

- 高齢者が心豊かに安心して過ごせる社会の形成（医療・福祉の充実、生きがいづくり）
- 若者が誇りを持って住み・働き続けられる社会の形成（まちの文化の創造、雇用の確保、定住基盤・居住環境の整備）
- 子どもが安心して育つ社会の形成（子育て支援、学校教育の充実）

### 2 町の活力や魅力（個性）の維持・向上

本町では、若者を中心とした町外への人口流出傾向になかなか歯止めがかかりません。仙台市を中心に町外に通勤する就業者も多く、アンケート調査では、住み続けたいという回答率が前回調査から大きく低下しました。しかし、定住意向は半数を超え、世帯数はわずかながら増加傾向を保っています。また、町土の8割を森林が占め、蔵王国定公園を有する本町には、豊かな自然環境や北川、前川沿いなどに広がる農地が残されている一方、国営みちのく杜の湖畔公園、セントメリースキー場、ボートピア川崎、数か所のゴルフ場など、大規模な休養・レクリエーション施設が立地しているなどの特徴もあります。

今後、若者の定住促進を図り本町で豊かに暮らしていくためには、全体的に停滞傾向にある地域産業の振興が必要であり、それを求める町民の方々の声も非常に強くなっています。そのため、国営みちのく杜の湖畔公園などのレクリエーション施設、地場産業であり近年農地の集約化が進んでいる農業、開発から守られてきた豊かな自然環境といった本町の特性や資源を有機的に結びつけ、新たな付加価値を生み出す施策の推進が求められています。

- 町の資源（自然、大規模レクリエーション施設など）を生かした産業振興（農業・観光の振興、森林・バイオ・レクリエーションの活用）
- 新たな産業の創出（工業の振興、農業と中心とした6次産業化、地域開発の誘導）
- 自然環境・景観の保全・創出と活用（環境・景観の保全と活用）

### 3 暮らしの質の向上

上下水道の整備や健康・福祉サービスの充実が進み、アンケート調査でも高い評価を得ています。一方で、道路整備は遅れ気味となっており、特に仙台市とのより一層の連携強化を図り、様々な面で大きな影響を与えることが予想される国道286号の整備に大きな期待がかかっています。また、広大な面積を持つ本町の特性から、町中心部と点在する集落とを結びつける公共交通サービスの充実や道路整備の推進が求められており、医療・福祉の充実を求める声が非常に強くなっています。

豊かな自然環境の中にある本町には、美しい景観が点在しています。この景観は、豊かな自然環境の表れであり、私たちが生活の中で創り上げてきた資源です。これを守り、生かした暮らしやすい町を求める声は多く、また、美しい景観の保全・創出は、住む場所に対して親しみを深める取り組みでもあり、地域理解や愛着を深めることにもつながります。

アンケート調査では、半数以上が川崎町は住みやすいと回答し、住みにくいを大きく上回っていますが、前回調査と比較すると、住みやすいという回答は少なくなっています。住民の価値観が多様化している現在、その要求のすべてに対応することは困難ですが、本町の個性化を図るとともに、暮らしの質を高め、地域で暮らすことに誇りを持てるような固有の地域イメージ（川崎らしさ）を確立することがまず必要だと考えられます。

- 安全で安心して暮らせるまちづくり（安全性の確保、健康・医療・福祉の充実）
- 便利で快適に暮らせるまちづくり（拠点地域の整備、都市基盤・道路・交通・住環境の整備、自然環境の保全、環境衛生の確保）
- ゆとりがあり健康的に暮らせるまちづくり（学校教育の充実、歴史・文化的環境・自然環境の保全と活用、レクリエーション環境の整備）

### 4 地域間交流の促進

川崎町には、様々な交流活動が実践できる土壌があり、今それらが少しずつ芽吹き始めています。この活動を通して広がる町民同士のネットワークづくりや都市住民との交流、さらには国際交流の推進などは、これからの本町のまちづくりの大きな柱となる可能性を秘めており、町民の新たな意識改革が進むことやまちづくりの方向性を町民内で共有することが期待されます。

また、本町は仙台市や山形市との連携・交流において優位な立地条件にあるとともに、東北自動車道や山形自動車道などの高速交通体系にも恵まれた条件にあります。

今後は、こうした活動や優位性を生かしつつ、地域及び地域間の交流を深めていくとともに、川崎らしさを主張していくため、積極的な情報発信が望まれます。

- 仙台との連携強化（幹線道路・公共交通の整備）
- まちの魅力（身近な自然、農業、大規模施設ほか）の発信（情報発信、積極的なPR）
- 国際的な視野のもとでの産業展開やまちづくり（6次産業化・国際交流の推進）

## 5 全員参加による効率的で効果的なまちづくり

まちづくりの主体は住民であり、多様な側面を持つ各主体が相互に連携しあいながら、まちづくりに寄与していくことが重要となっています。また、地方分権の時代を迎え、自治体としてとるべき方向を自らが決定し、その決定に基づいて行政運営を推進していくことが求められています。町財政においては、人口減少、高齢化の進展などにより、歳入が減少する一方で、福祉、医療等に要する経費は反面増大傾向にあります。加えて、道路、下水道などの都市基盤の老朽化が進み、多くの公共・公益施設の維持管理は今後も継続的に必要となっています。行政運営の維持管理の負担が増大し、他の県内地方自治体に比較して地方税が歳入構成割合の2割弱の財政基盤の脆弱な本町では、今後も投資的経費や経常的・継続的な事業経費の削減は避けられないものと考えられます。

このような社会の潮流を考慮した場合、都市経営コストの効率化やまちづくりに対する町民参画がより一層求められます。アンケート調査では、町民の方々のまちづくりへの参加意向は半数以上に上っており、町民が主体となった様々な交流活動を行政が支援していくことにより、参加の「意欲」を実際の「動き」に変えていくことが必要となっています。

- 都市経営コストの効率化（行財政運営の健全化、広域行政の推進）
- 協働のまちづくり（住民参加の推進）



# 第2編 基本構想

## 第1 川崎町の将来像

### ◆川崎町の将来像

# 『自然と共生したホッとなまち』

— 川崎らしさを探求・発見・活用するまちづくり — を目指して

「豊かな自然と静かでのんびりとした環境に恵まれ、歴史・文化に培われた昔ながらの人情が溢れるまち」。これが今回の計画を策定する際に実施したアンケート調査から導き出された川崎町の良さです。川崎町には、心なごむ自然が豊富にあることを多くの町民が実感しています。本町の豊かな自然環境を次の世代に良好な状態で引き継いでいくために、私たちには環境保全に対する認識を強く持つことが期待されています。そして、水、土、空気を汚す廃棄物などに対して、町民一人ひとりが自分の問題として考え、行動し、地域の中で循環させ再利用する、こうした取り組みの推進が必要となっています。

私たちは今、本町の自然が川崎町の豊かな居住環境の一部を形成していること、そして、貴重な財産となっていることを再認識し、豊かな自然を保全しながら温かみのあるまちをつくっていくために行動することが求められています。

一方、川崎町に不足する点は、「産業を中心にまちの活力」とされ、町民の多くが産業や町の活性化を望んでいます。すなわち、広大な自然、きれいな水源、あふれる眺望、安全な農林産物、やすらぎの観光空間、そしてそれらをいにしえから守り引き継いできた人々など、地域の資源を生かしながら、さらに町の良さを活用することによって地域活力へと結び付け、豊かな地域文化と物心両面での暮らしやすさを享受できるまち、まさに、心が和む【「ほっ」とするまち】と、人々が町の資源を利用しながら活力に満ちている姿をイメージした【「ホット (hot)」なまち】、人々が熱中したまちづくりを進展しているまち、これが町民の望む川崎町の将来の姿だと考えられます。

また、本町が抱える様々な問題に対しては、行政だけでは限界があることを認識し、行政、企業、町民がそれぞれの立場でその解決に向けた取り組みに参画することが必要であり、こうした町民参画の拡大がまちづくりの力として発揮されることとなります。人々が生き生きと暮らすまちを目指して自主的に活動し、行政はそれらの行動を支援する、そういうまちの姿を目指す必要があります。

本町では、未知数の可能性を秘めた川崎らしさをみんなで探求し、多様な視点からの発見をとおして、他にないすばらしさと魅力を活用するまちづくりを目指して、『地域資源を生かした雇用機会の創出』、『少子高齢化に対応した生活支援』及び『住民協働による自立したまちづくり』、この3つの柱を基本にまちづくりを進めていきます。そして、こうした思いを込め、川崎町の将来像を『自然と共生したホッとなまち』とします。



## 第2 まちづくりの基本姿勢

本町の将来像を実現するため、次の4つの基本的なスタンス（姿勢）に立ってまちづくりを進めていきます。

### 1 川崎町独自の資源の価値を認め、それを活用します。

町内には、豊かな自然や景観、国営みちのく杜の湖畔公園などの大規模な休養・レクリエーション施設、歴史的・文化的資源のほか、人材や組織、サークルなども含めた有形・無形の地域資源が豊富にあるという可能性の宝庫でありながら、有効活用されていないものが数多く存在しています。

今後は、川崎町独自の地域資源を町民の方々と共に探求して認知し、物心両面での暮らしやすさの実現に有効に活用していきます。

### 2 周辺地域を視野に入れ、交流を深めます。

川崎町の周辺市町村にも共有した地域課題があり、仙台市や仙南地域の各団体と力を合わせ広域的に取り組む必要があります。広域的な交通ネットワークが整備され、住民の生活圏が拡大している現在、近接した市や町で類似した施設を整備しても、非効率的であるばかりか、その目的が十分に達成されない場合もあります。一方、観光資源については、近隣市町村と連携を図ることで相乗効果も期待できます。また、本町は旧来より山形市との交流も盛んであり、山形自動車道の整備拡充によって交通アクセスも充実されたことから、山形市との交流は今後もさらに発展することが期待されます。

これからは、インターネットなど海外とも接続できる広域ネットワークを活用した連携・交流関係を構築しつつ、地域資源のアピールや町以外にある地域資源も積極的に活用しながら定住人口や交流人口の増加、町の活性化を進めます。

### 3 住民などの多様な主体と行政の協力関係をつくります。

本町では、自発的にまちづくり活動に取り組む動きが出てきています。今後行政は、こうした町民活動を協働のまちづくりの契機として捉え、積極的な町民との意見交換や話し合いの促進を図るとともに、町民主体力発揮の支援に努めます。

限りある財源の中で住民サービスを選択し、明確な目標を持ったまちづくりを行わなければならない現在、川崎町のまちづくりには、町民それぞれが個性を出し合い、ともに支え合って進めることが不可欠です。町民だけではなく、行政はもちろんのこと、町内の各種団体や企業なども、ともに協力し合い連携した地域づくりを進めていきます。

#### 4 行財政の効率的・効果的な運営を図ります。

本町は、地方税をはじめとする自主財源が乏しく、依存財源頼りの脆弱な財政基盤構造が懸念されていますが、人口減少、高齢化の進展などにより、ますます自主財源は減少することが想定されます。

今後とも、持続可能な自治体経営に向け、未納金の回収、公共料金の適正な見直し、自主財源の確保を推進するとともに、国・県の補助や起債の有効活用、必要性や目的妥当性、効率性を見極めた財源配分手法など、自治体「運営」から「経営」への一層の進展を図っていきます。

## 第3 重点的取り組み施策

川崎町の将来像の実現に向けて、今後10年間に戦略的に取り組むべき重要な施策を「重点的取り組み施策」として以下のとおり設定します。

### 1 地域資源を生かした雇用機会の創出

#### (1) 農業生産物の高付加価値化、ブランド化と地元産品の利用増進

本町の基幹産業である農業生産物の付加価値を高め、第6次産業化<sup>※</sup>を図ることにより、農家所得の向上を目指します。そのために、農家、JA、商工会、観光業、行政などが一体となった組織(検討委員会や協議会など)をつくり、地場産品の生産、加工と販売方法について検討し、川崎町の顔となる加工品の発掘(ブランド化)とその流通拡大を図ります。

また、林業経営が衰退するなか、間伐材の有効利用と地元生産材の活用を図るため、建設職組合と連携し、地元生産材の利用を推進します。



#### (2) みちのく公園等の活用による地域産業の振興促進

本町は、仙台市と山形市に接するという立地条件の良さとともに、年間70万人以上の入園者が訪れるみちのく公園を有しています。しかし、この公園が本町の地域振興に直接的に関わることが少ない状況であることから、みちのく公園内や釜房ダム、国道286号の利用者などを対象に、本町で生産された安全で新鮮な地場産品等の販売ができる体制を構築し、販路拡大による農畜産業・林業の振興を図っていきます。



「第6次産業」……………  
農業や水産業などの第1次産業が、食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態。

### (3) 自然環境、観光資源を生かした広域的な連携強化の推進

緑豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーン・ツーリズムは、中山間地域の新しい産業システムとして、近年そのシステム構築が進んでいます。本町においては、県内有数の作付面積を誇るそばの産地としての特徴や特産品であるこんにやくなどを生かしながら、グリーン・ツーリズムを推進し、観光と一体となった農業経営の振興を促進します。



こうした川崎町の良さや資源については、既存媒体のみならず、インターネットを通じて広くPRするとともに、周辺市町及び県境を越えた広域的な交流ネットワークを形成することにより、来訪者の増大、交流の活発化を図っていきます。また、こうしたPRや交流活動については、仙台圏や東北地方、国内にとどまらず、中国や広く世界を視野に入れて行動していきます。

### (4) 恵まれた交通条件や自然環境を生かした企業誘致の推進

本町は、町内を山形自動車道が通過し、インターチェンジが2か所設置されているほか、仙台都市圏の背後地に位置し、山形市や福島市も含めたトライアングルのほぼ中心にあるなど、市場ルートや広域的相互作用の面からも恵まれた地理的立地条件にあります。一方、豊かな自然ときれいな水などの貴重な自然環境を有しており、地域の資源、企業側に立った必要情報を積極的に提示しながら、食品加工業や流通業など、本町の自然環境を損なわない企業の誘致を積極的に進めていきます。



「UJI ターン者」 .....  
Uターン: 地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。  
Jターン: 地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。  
Iターン: 地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。  
.....

## 2 少子高齢化に対応した生活支援

### (1) 雇用や生活基盤の整備による若者の定住促進

本町の重要課題の一つが若者の定住対策とこれに関連する後継者問題であり、働く場や住宅の確保、生活環境の改善など、総合的なまちづくりの取り組みが必要となります。特に農山村地域である本町では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となるための取り組みが必要で、農業基盤整備による担い手への農地の集約や農業経営の近代化などにより、生産性の高い農業を今後も目指すとともに、住宅環境の整備による若者定住支援や子育てしやすい環境の整備もこれまで以上に重要となってきます。

また、UJIターン者<sup>※</sup>や新規農業就業に対する遊休農地の斡旋などにより、都市住民等の移住を支援し、若者の定住につなげていきます。



### (2) 子育て環境の充実

仙台市の通勤圏にある本町では、仙台市に通う子育て世代が、子どもを安心して産み育て、健やかに成長させることができる環境を整備することも重要となります。子育て期における保健、福祉的対応を含め、親子が気軽に集い、交流を図り、仲間づくりを行うとともに様々な不安や悩みを相談できる場の整備や、多様な住民ニーズに対応した保育サービスの充実に取り組み、周辺地域に負けない子育て環境を整備します。

また、教育の一貫性と教育の質の向上を図るため、かわさきこども園の機能充実、小・中学校の連携による一貫した取り組みや教育環境の充実、加えて、学校・家庭・地域が一体となり地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。



### (3) 長寿社会への対応

高齢化社会に対応する施設や制度は年々充実してきましたが、今後も、総合的な健康づくり、地域ぐるみでの福祉の展開や、高齢者の社会参加の推進など、様々な面から高齢化に対応した制度や仕組みづくりを推進していきます。



### 3 住民協働による自立したまちづくり

#### (1) 話し合いの場の拡充

本町では、町民一人ひとりがまちづくりに参画する機会は確実に増えてきていますが、様々な立場からまちづくりへの提言を行ったり、自由に議論したりする場はまだまだ少ないのが現状です。今後は、ワークショップなどの話し合いの場を設置し、また、行財政懇談会の一層の充実を図るなど、青年層や女性のまちづくりに対する提言機会を拡大し、まちづくりへの参画を促進していきます。



#### (2) 情報発信の強化

まちづくりへの参画を促進し、まちはみんなで構築するという意識の醸成を図るうえでも、町民への情報提供や情報共有化は大切です。広報紙の充実はもとより、インターネットを通じた情報発信力の向上など、各種行政情報の提供から一歩進んで、分かりやすく、興味を持たれるような情報発信を促進します。また、パブリックコメントの充実や町民意識調査の定期的実施などにより、情報が一方通行的な発信ではなく、町民の声を大切にしたいものになるよう広聴機能の充実を図ります。

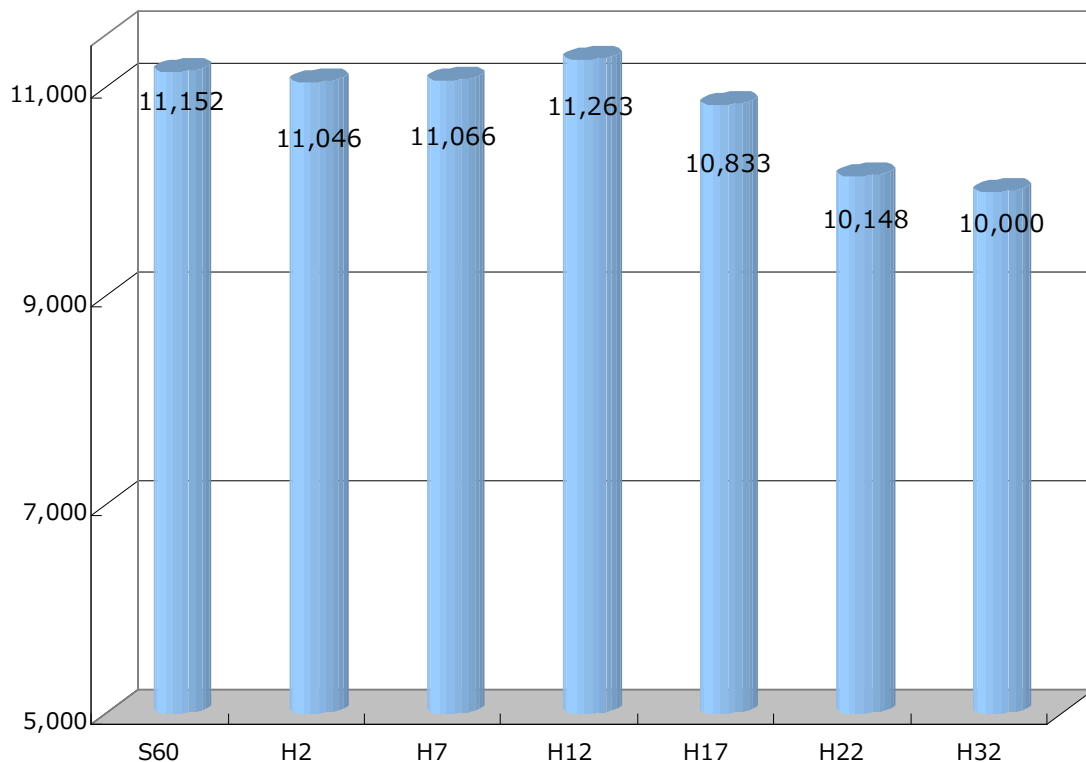


## 第4 将来目標人口

我が国の人口は、平成16年（西暦2004年）をピークに人口減少時代に突入しており、西暦2020年代後半には全ての都道府県で人口が減少するとも予測されており、少子高齢化と並行して国家的問題とされてきています。

本町の人口の推移を住民基本台帳でみると、平成11年の11,286人をピークに減少を続け、平成23年1月31日現在、10,068人（H11対比△10.79%）となっており、全国ベースよりも5年前倒しで減少に突入していると言っても過言ではありません。支倉台団地の住宅立地が進まず、町内の雇用情勢も厳しいなど、現時点の本町の社会・経済状況下で人口増加のインパクトとなりうる実現性の高いプロジェクトの想定は非常に困難となっており、このままの減少傾向が継続した場合、計画の目標年度である平成32年には8,400人まで人口が減少するという推計結果もあります。

こうした状況を踏まえ、本計画では、今後も人口減少の傾向が続くことは避けられないものと認識しつつ、定住促進や出生率向上に向けた様々な施策を総合的に講じていくことにより、その減少幅を抑えることを目標として、また、町民の気概と奮起を促すことも視野に入れたうえで、平成32年の人口は最低でも9,400人を割ることなく1万人と設定します。



※人口は各年の3月末現在の人数  
資料:住民基本台帳

## 第5 まちづくりの基本方針

私達の暮らしは物質的に豊かになり、それに伴い、心の豊かさや精神的なゆとりを積極的に楽しもうとする傾向も増加しています。こうした価値観の多様化が進む中であって、私たち川崎町民が真に豊かな暮らしを享受していくためには、「日々の暮らし」「仕事」「自分の活動」といった川崎町で過ごす時間の価値を高めること、また、それを「支える基盤」と「実現する仕組み」を町民と行政が一体となって実現していくことが必要です。

現在の地域社会はいろいろな面で多くの課題を抱えています。広くは地球環境問題や持続可能な社会づくりの推進であり、身近な暮らしの中では職場の確保や後継者問題、安心した老後を送るための高齢者福祉等の充実、少子化社会への対応、生涯を通じた心身の健康維持、安心・安全なまちづくり、さらには、自然・歴史・文化の再認識、川崎町らしい景観の保全や創造、バリアフリー化の推進などです。さらに、地域文化の創造と発信、交流の推進なども重要な目標となっています。

そこで、多様な価値観に基づく町民の豊かさを追求し、町民が生き生きと本町に誇りを持って暮らせるまちづくりを目指し、基本方針として以下の5点を設定し、まちづくりを進めます。

### 【まちづくりの基本方針】

#### 1 いきいきと暮らせる日々の生活をつくります

(日々の暮らし)

#### 2 活気に満ちた就業の場を創出します

(仕事)

#### 3 自分らしさが発揮できる環境を充実します

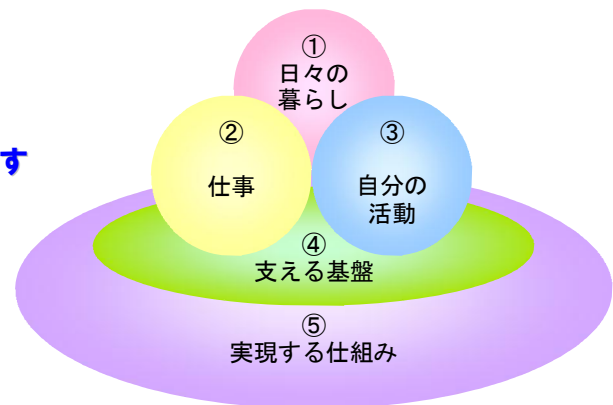
(自分の活動)

#### 4 これらの活動を支える基盤を整備します

(支える基盤)

#### 5 それをみんなで実現します

(実現する仕組み)





## 1 いきいきと暮らせる日々の生活をつくります

町民の一番の幸せといえる、子どもからお年寄りまで町に住むすべての人が健康的に毎日の生活を営めるようにするため、身も心も健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまちをつくります。

## 2 活気に満ちた就業の場を創出します

日々の生活をいきいきとした笑顔で過ごし、また、自分の時間を豊かに過ごすための基盤となる「働く場」が必要です。川崎町の豊かな自然環境などを生かした働きがいのある職場、自分の経験を生かして働ける職場、新しい技術にチャレンジできる職場など、活気に満ちた雇用の場が確保されたまちをつくります。

## 3 自分らしさが発揮できる環境を充実します

自分の価値観に基づいた主体的な活動をつうじて自己成長していくことにより生きる喜びを感じられるよう、子どもからお年寄りまでが一生学ぶ意欲を持ち続け、自分の時間を豊かに過ごしながらかをかなえていけるまちをつくります。

## 4 これらの活動を支える基盤を整備します

川崎町で過ごす豊かな時間を支えるのは、災害からの安全性の確保に加え、道路や上下水道、情報基盤などの都市基盤やゆとりある定住環境です。町の魅力である自然環境及び歴史・文化的条件の保全と活用を基本に、「ゆとりと安心の農村的環境」と「便利で快適な都市的環境」が調和したまちをつくります。

## 5 それをみんなで実現します

川崎町の将来像の実現に向けて、行政は、行うべき事業を取捨選択しつつ、それを効率的・効果的に進めますが、当然行政だけでは目標は達成できません。町民の皆さんと協力しながら、主体的に行う活動を積極的に支援し、町民が主役となってまちづくりを進めることができるまちをつくります。

## 第6 施策の大綱

川崎町の将来像実現に向けた5つの「まちづくりの基本方針」に基づき、まちづくりのための施策を体系的にまとめ、まちづくりの全体像を明らかにしたものを「施策の大綱」として以下に整理します。

### 1 いきいきと暮らせる日々の生活をつくります（日々の暮らし）

- |                |   |
|----------------|---|
| (1)健康づくりの推進(重) | ①健康づくりの推進<br>②保健対策の充実   |
| (2)医療の充実       | ①地域医療体制の整備<br>②町立病院の充実  |
| (3)地域福祉等の推進    | ①地域ぐるみ福祉の展開<br>②障がい者(児)の社会参加と福祉の充実  |
| (4)長寿社会の確立(重)  | ①高齢者の社会参加の促進<br>②高齢者福祉の充実   |
| (5)生活の安定       | ①低所得者福祉の充実  |
| (6)子育て支援の充実(重) | ①子育て家庭の支援<br>②子育て環境の充実  |
| (7)子ども達の育成     | ①確かな学力を身に付け、社会の変化に主体的に対応できるたくましい人間の育成<br>②心豊かな人間の育成<br>③地域全体で子どもを育てる環境づくり<br>④教育環境の整備 |

### 2 活気に満ちた就業の場を創出します（仕事）

- |             |  |
|-------------|--|
| (1)農業の振興(重) | ①地域農業と畜産業の振興<br>②土地基盤整備及び農業経営の規模拡大の推進<br>③農業施設整備の推進<br>④安全・安心な農作物の栽培と家畜ふん尿処理の取り組み<br>⑤都市住民の受け入れ支援の推進<br>⑥グリーン・ツーリズムの推進 |
| (2)林業の振興(重) | ①地域林業の振興   |
| (3)工業の振興(重) | ①地域工業の振興<br>②企業誘致活動の推進   |
| (4)商業の振興(重) | ①商店街の活性化   |
| (5)観光の振興(重) | ①観光企画の強化による誘客拡大  |

### 3 自分らしさが発揮できる環境を充実します（自分の活動）

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| (1)生涯学習の振興-----         | ①生涯学習理念の推進<br>②社会教育施設の整備                          |
| (2)地域文化の醸成-----         | ①文化活動の推進<br>②郷土文化の活性化                             |
| (3)国際化の推進-----          | ①国際交流の推進  |
| (4)スポーツ・レクリエーションの振興---- | ①生涯スポーツの振興<br>②スポーツ・レクリエーション施設の整備<br>③スポーツイベントの推進 |
| (5)青少年の育成-----          | ①青少年活動の促進<br>②青少年活動施設の利用促進                        |
| (6)町民の主体的な活動の支援-----    | ①活発なコミュニティ活動の推進<br>②身近な施設の維持・管理の推進<br>③NPO活動等の支援  |

### 4 これらの活動を支える基盤を整備します（支える基盤）

- |                        |   |
|------------------------|---|
| (1)道路・交通体系の整備-----     | ①幹線道路の整備<br>②安全な道路づくり<br>③公共交通体系の維持   |
| (2)計画的な土地利用-----       | ①自然的土地利用の保全・活用<br>②町中心部の計画的な土地利用の推進   |
| (3)快適な居住環境の整備-----     | ①安定した給水体制の確立<br>②下水道及び合併処理浄化槽の整備<br>③公園・緑地の整備                                 |
| (4)定住の場の創出-----        | ①住宅用地の確保及び住宅分譲地の販売促進<br>②町営住宅の整備  |
| (5)川崎町らしい景観の保全と創造----- | ①蔵王連峰の眺望の確保<br>②河川景観の保全<br>③笹谷街道の松並木の保全                                       |
| (6)自然環境の維持・保全-----     | ①自然環境の保全<br>②森と水を守る植林と河川の水質保全の推進<br>③河川を活用したイベントの開催<br>④省エネルギーの推進             |
| (7)安全な町民生活の確保-----     | ①治山・治水・砂防事業の推進<br>②常備消防・救急体制及び消防力の強化<br>③消防・防災体制の充実<br>④交通安全対策の充実<br>⑤防犯体制の充実 |
| (8)環境衛生の充実-----        | ①ごみの収集・処理体制の確立<br>②公害の未然防止  |

## 5 それをみんなで実現します（実現する仕組み）

- (1) 町民参画の促進(重)-----①まちづくりへの参画  
②広報・広聴の充実
- (2) 効率的な行財政の運営 -----①社会情勢の変化に対応した行政組織  
②財政運営
- (3) 広域行政の促進-----①広域行政の促進  
②周辺市町村との連携強化

※(重)は重点的取り組み施策の関連分野

## 第7 施策の大綱の概要

### 1 いきいきと暮らせる日々の生活をつくります

#### (1) 健康づくりの推進

町民の総合的な健康づくりを進めるため、健康に関する正しい知識の普及と意識の向上を図りつつ、健康増進事業や食育事業を展開します。また、運動リーダーを確保し、地区組織活動を促進します。さらに、受診しやすい環境整備に努めながら、各種健康診査及びがん検診事業を推進し、検診データに基づく保健指導を強化します。

#### (2) 医療の充実

町立病院の役割を強化し、今後とも患者の医療需要に応じた医療内容の充実に努めていきます。また、身近な医療機関と高度な中核的医療機関との機能分担を進めるとともに、地域における保健・医療・福祉・介護との連携強化により、総合的な医療サービスの充実を図ります。

#### (3) 地域福祉等の推進

行政と町民等が役割を分担しながら、住民参加による福祉活動を展開し、住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めます。また、障がいがあっても地域で自立した生活が送れるよう障がい者サービスの充実を図ります。

#### (4) 長寿社会の確立

高齢者は知恵袋であり、元気なお年寄りは一人の労働者であるとの考えに立ち、高齢者の積極的な社会参加を推進していきます。また、在宅福祉を基調にした各種福祉サービスの提供と地域ケアシステムの整備、介護保険サービスの充実等を進めます。

#### (5) 生活の安定

町民が安心して生活できる相談体制の整備を図るとともに、生活保護制度等各種援護制度の適正な活用を努め、低所得者世帯の経済的自立を支援します。

#### (6) 子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てられる環境整備を進めるため、様々な不安や悩みを相談できる場や交流の場を整備するとともに、各種保健・福祉施策を展開します。また、共働きや核家族世帯など様々なニーズに対応できるよう、多様な保育サービスの提供に努めます。



#### (7) 子ども達の育成

幼児期における教育の推進や小・中学校の連携による一貫した取り組みの中で、児童・生徒一人ひとりの発達段階に応じた指導を行い、確かな学力を身に付けるとともに、社会の変化に主体的に対応できるたくましい人間、心豊かな人間の育成を進めます。また、それらを実現するため、教員の資質の向上、地域全体で子どもを育てる環境や質の高い教育環境の整備に努めます。

## 2 活気に満ちた就業の場を創出します

### (1) 農業の振興

本町の重要な産業である農業については、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となるよう、第6次産業化といった多角経営を目指します。また、農業施設の整備やほ場整備などによる総合的土地基盤整備を進めるとともに、農地の流動化を促進し、農地の集約化を図ります。

加えて、生態系にも配慮した家畜排泄物の適正管理による堆肥づくりや、有機物資源のリサイクルによる土づくり等の促進など、環境にやさしい持続可能な農業の展開を図っていきます。

当町の農業粗生産額の半数を占める畜産業についても、飼料自給率の向上による生産コストの低減を図り、生産性の維持向上を推進します。

さらに、新規農業就業者に対する積極的な受け入れ支援や都市住民等の移住を促進し、地域農業の活性化を図る取り組みとして、グリーン・ツーリズムを推進します。

### (2) 林業の振興

低コスト林業の推進と造林地を始めとした森林の適切な管理を進めていきます。町内産木材の需要拡大に係る施策を展開し、また、付加価値や収益性の高いきのこの生産を推進していきます。

### (3) 工業の振興

既存企業の経営の安定、近代化を促進するとともに、利便性の高い高速交通体系を生かしながら、「川崎町企業誘致推進会議」を有効活用し、企業誘致を具現化していきます。本町の自然環境を損なわない企業の誘致を促進するほか、第1次産業と関連した産業など、町内からの起業についても積極的に取り組んでいきます。

### (4) 商業の振興

消費だけではなく人情などの付加価値を備えた温かみのある商店街を目指し、町民の協力を得ながら安全性や快適性が確保された商店街の形成を実施していきます。また、みちのく公園内や国道286号沿いでの地場産品販売を促進し、商業の振興を図っていきます。

### (5) 観光の振興

誘客の拡大を目指し、農業や特産品との連携を促進するほか、独自のイベントの継続・拡大及び主要な施設の利用増進を図るための企画・アイデアの検討を推進します。また、それらの宣伝、情報提供を積極的に行うとともに、本町の名所や歴史などについて説明(案内)できる人づくりなど、観光サービス力の向上を図ります。



### 3 自分らしさが発揮できる環境を充実します

#### (1) 生涯学習の振興

町民が一生涯を通じて学習できる体制づくりを行うため、学校教育、社会教育、家庭教育の連携による生涯学習体制の強化に努めるとともに、講座の拡充等、多様な町民の学習ニーズを支えるための施策を展開します。また、生涯学習活動の場として、社会教育関連施設の整備や学校開放などを推進します。

#### (2) 地域文化の醸成

広い本町の各地域に点在した文化芸術との交流機会を設定しながら、文化芸術活動の推進を図ります。また、いにしへの良き文化を埋没させることなく、時代のニーズに見合った活用方策を見出すほか、地域文化の学校教育での活用を進め、郷土の歴史文化の継承に取り組みます。

#### (3) 国際化の推進

グローバル化の進展に対応できる国際人の創出を図るほか、外国人の町内居住、訪問増加に対応したまちづくりや交流活動を支援することにより、日本文化はもとより川崎町独自文化の理解度の向上と住み心地の良い風土づくりを展開します。

#### (4) スポーツ・レクリエーションの振興

「競技」、「健康」、「レクリエーション」、「リハビリテーション」といった生涯スポーツ 4 本柱を推進し、「町民ひとり1スポーツ」を基本としたスポーツ人口の拡大を図り、指導者の育成及びその基盤となるスポーツ・レクリエーション施設の整備と管理運営体制の充実を進めていきます。また、自然環境を生かしたスポーツイベント等とおして人と人とのつながりや地域力の向上を目指します。



#### (5) 青少年の育成

家庭、学校、地域連携のもと、スポーツや地域活動をとおして、青少年の健全育成を図ります。

#### (6) 町民の主体的な活動の支援

コミュニティ活動の最も身近な存在である行政区を基本にコミュニティ活動を活性化し、地域協働の気運づくりに努め、活動の拠点となる公民館分館の事業を活性化すほか、地域住民が主体となった道路緑化や水路等の清掃活動などを推進します。

福祉、環境、まちづくり等の分野で欠かせない存在となっている NPO 組織については、活動や設立の支援を行うとともに、行政との協働を進めます。

## 4 これらの活動を支える基盤を整備します

### (1) 道路・交通体系の整備

仙台市並びに山形県との連携強化や交流促進を図るうえで重要な国道286号及び、国道4号の機能を補完する国道457号の整備促進を図るため、関係機関への働きかけを強化します。また、町内主要道路においては、高齢者・障がい者等の歩行者の安全に配慮した整備を推進します。

さらに、本町の地理的条件や高齢化社会の進展に対し、移動の足を確保するため、既存バス路線の維持を図るほか、新たな公共交通体系の確立を推進します。

### (2) 計画的な土地利用

恵まれた自然環境を生かしながら将来にわたる発展を支えるため、土地利用規制の適正な運用と自然環境との調和を考慮した土地利用計画の推進を図ります。また、商店街が形成されている本町の中心部については、将来のあるべき土地利用を実現する手段として用途地域の指定を推進します。

### (3) 快適な居住環境の整備

上水道については、上水道事業の経営健全化を図るため、漏水管の調査と老朽管の更新を進めていきます。

下水道については、公共下水道事業と合併処理浄化槽の組合せにより、下水道事業の経営健全化を図りながら水洗化率100%を目指します。

既設公園やグラウンドについては、町民の身近な交流の場や子ども達の遊び場として、地域住民との協働により維持管理に努めるとともに、緑化や親水空間の整備を推進します。

### (4) 定住の場の創出

町中心部の良好な住環境の保全及び計画的な市街地形成と住宅用地供給の誘導を図るために、用途地域の指定を検討します。また、支倉清水向地区の住宅分譲地の販売促進を図ります。

老朽化が進んでいる町営住宅については、計画的な建替を推進します。

### (5) 川崎町らしい景観の保全と創造

本町の景観を構成する重要な要素である蔵王連峰の眺望と調和した景観づくりを進めます。本町を訪れる人が多く利用し、蔵王連峰が正面に望める国道286号バイパスは、特に景観に配慮した整備を進め、景観と調和した建築物の誘導と併せ、緑豊かな沿道景観の形成を図ります。

また、豊かな山林で創られる水は本町の貴重な自然資源となっており、この美しい水が創る河川・ダム景観については、今後とも保全に取り組んでいくとともに、笹谷街道の松並木についても、本町を代表する歴史的な景観として、その保全・育成を推進します。





## (6) 自然環境の維持・保全



町域の約8割を占める山林は、豊かで優れた自然環境であるとともに、水源涵養を担う大切な水源となっており、今後、自然環境を保全する条例や指針の制定を含め、乱開発の抑制を推進するほか、環境教育、住民参加による森林整備や上下流連携による取り組みなど、様々な保護・保全活動を展開していきます。

また、水質保全を推進する観点から、河川・ダムを活用したイベントなどを開催し、広く町民に水質保全や水源涵養に対する啓発の高揚を図ります。

さらに、節電や省エネルギー対策などを通じて、省資源型社会を推進するため、町民、各家庭、事業所の意識啓発に努めるほか、自然エネルギー、バイオマスエネルギーの利用を検討します。

## (7) 安全な町民生活の確保

災害を未然に防止し、町民の人命・財産を守る治山・治水・砂防事業を促進します。また、安全な生活を確保するために、消防力の強化や交通事故等の発生防止に努めます。

消防力については、常備消防団の強化、消防施設の充実と併せ、消防団の充実や自主防災組織の育成・強化、家庭や学校での防災意識の向上などを進めます。交通安全対策については、交通安全意識の啓発とともに、交通安全施設の整備、交通安全団体との連携強化を進めます。また、防犯体制については、コミュニケーションづくりを基本に、地域が一体となった防犯体制の充実・強化を図るとともに、青少年の非行防止を推進していきます。

## (8) 環境衛生の充実

ごみの収集・処理については、収集処理体制の充実と地域ぐるみの減量化を進めるとともに、不法投棄に関する監視体制の強化を図ります。また、野焼き防止の周知徹底や工場等における公害防止対策の推進により、公害の発生を未然に防止します。

## 5 それをみんなで実現します

### (1) 町民参画の促進

行政主導型のまちづくりから、町民力または地域力を重要視したまちづくりに行政が支援する体制へとシフトし、町民がまちづくりに参画する機会を増やすとともに、様々な媒体による情報提供や情報共有化、話し合いの機会拡充を通じて、町民及び行政職員の意識啓発を図ります。

### (2) 効率的な行財政の運営

まちづくりの目標実現に向けて、行政組織を機能的なものとし、合理的な事務処理体制の確立と職員能力の向上を図ります。

財政経営にあたっては、地方財政をめぐる厳しい環境を踏まえ、一層の経費縮減による財政の健全化、事業の「選択と集中」、また、持続可能性の保持と地域活性化のバランスを見定めた財政経営の展開を図ります。さらに、情報開示の徹底を進めるとともに、自主財源の確保と納税の公平性を図るためにも、未納金の徴収強化を促進します。

### (3) 広域行政の促進

行政の運営を効率的・効果的に行っていくため、広域行政を推進するとともに、広域連合や広域的枠組みの議論に前向きに参加します。また、周辺市町との相乗効果を見据えた地域活性化策を推進し、近隣市町の共通課題を解決するために必要な事業については、周辺市町と連携して積極的に進めていきます。



# 第3編 基本計画

注)次ページ以降で、**重点** は重点的取り組み施策の関連分野を示します。

## 第1 いきいきと暮らせる日々の生活をつくります（日々の暮らし）

### 1 健康づくりの推進 重点

#### ①健康づくりの推進

##### ■現況と課題

- 近年、生活環境の変化により、がんや心臓病、循環器病、糖尿病などの生活習慣病やストレス関連疾患への対策が課題となっており、加えて、急速な高齢化の進展とともに、医療費や介護負担の増加への対応が大きな社会問題となっています。
- 健康づくり事業については、平成12年から国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に基づき、平成16年度に「健康かわさき21」計画を策定し、健康づくりや疾病予防事業を積極的に推進してきました。
- 健康づくりや疾病予防事業は、健康推進員と連携し健康福祉センターや各行政区において支援してきましたが、今後さらに地域の特性を生かした健康づくり施策の普及、啓発を図ることが必要です。
- 町民一人ひとりが健やかに自分らしく生き生きと暮らせる人生を実現するため、定期的な運動やバランスのとれた食生活の必要性を啓発していく必要があります。

##### ■基本方針

#### ①健康増進事業の推進

健康に関する正しい知識の普及と意識の向上を図り、特定保健指導と合わせて生活習慣病予防に努めることにより、生涯を通じて健康的な生活を送れるよう、地域特性や住民の生活実態を踏まえるとともに、家庭・職場・学校・地域等が一体となって個人を支援していくための計画として「健康かわさき21」を策定評価し、各事業を推進します。

#### ②食育事業の推進

「食」に関する知識を身に付け、町の食文化や食材を個々の生活に生かせるよう、食育の取り組みを推進します。

#### ③地区組織活動の推進

身近な場所で慣れ親しんだ方と楽しく参加できる地区組織活動を促進するため、運動リーダーの養成と活動を支援します。



■主要施策

- 地区活動と連携したダンベル、ノルディックウォーキング教室等の普及
- こころの健康づくりと自殺予防対策の充実
- 食育の啓発と普及
- 禁煙スペースの拡大と分煙の徹底
- 医療費削減に向けた様々な事業展開
- 運動リーダーの養成と活動支援
- 町内施設を活用した「健康づくり運動の場」の整備

■目標とする指標

区分	目標
医療費総額	5%以上抑制



## ②保健対策の充実

### ■現況と課題

- がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病による死亡者は、現在死因の上位を占めており、生活習慣病予防への対策強化が必要とされています。
- 本町では、こうした生活習慣病対策として特定健診・保健指導の他、胃がん検診や子宮がん検診などの地域集団検診を実施していますが、平成20年度より実施している特定健診事業の受診率は、その制度の周知不足等により目標とする値までには至っていない状況です。
- 今後は、これらの検診活動の充実により、早期発見・早期治療体制を作っていくとともに、検（健）診受診率の一層の向上に努め、受診の徹底を図ることが必要です。
- 健康の増進から病気の予防、治療、リハビリテーションまで一貫して健康管理のできる体制を確立するため、保健、医療と福祉との連携が必要です。

### ■基本方針

#### ①総合的な生涯保健対策の充実

生活習慣病対策として行われている特定健診の受診率を65%までに引き上げ、検診データに基づく保健指導業務の一層の強化を図ります。また、受診しやすい環境整備として、町民バスの有効利用と検（健）診日程・会場の充実を図ります。

#### ②保健活動基盤の整備

「健康かわさき21」を基盤として、一人ひとりの健康観に基づく取り組みを実施することにより、健康を実現しながら健康寿命を延伸するため、健康に関する具体的な方策の整備を図ります。また、健康増進から病気の予防、治療まで健康管理ができる体制を確立するため、保健、医療、福祉との連携を推進します。



■主要施策

- 特定健診と保健指導の推進
- 各種がん検診の推進
- むし歯予防の積極的な啓発と歯科検診の充実
- 国保川崎病院と連携した検（健）診事業の充実
- 健診データに基づく保健指導の一層の充実・強化

■目標とする指標

区 分	目 標
特定健診の受診率	65%以上
各種健診の受診率	10%以上増加

■各種健康診査実施状況

区 分	平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度		
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
基本健診	3,688	2,200	59.7%	—	—	—	—	—	—
基本健診(39歳以下)	—	—	—	1,078	217	20.2%	1,053	251	23.9%
特定健診(40～74歳)	—	—	—	2,135	1,114	52.2%	2,130	1,103	51.8%
後期高齢健診(75歳以上)	—	—	—	1,675	455	27.2%	1,619	426	26.3%
子宮がん検診	2,153	367	17.1%	3,478	715	20.6%	3,006	531	17.7%
乳がん検診	1,557	407	26.2%	2,522	578	23.0%	2,415	521	21.6%
胃がん検診	3,610	1,099	30.5%	5,445	1,072	19.7%	4,536	1,120	24.7%
大腸がん検診	3,822	1,386	36.3%	5,445	1,449	26.7%	4,805	1,506	31.4%
肺がん検診	3,409	2,176	63.9%	6,435	2,194	34.1%	3,545	1,999	56.4%
前立腺がん検診	—	—	—	2,159	354	16.4%	1,913	373	19.5%

資料:保健福祉課

※基本健診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」(平成20年4月1日施行)により、①基本健診(39歳以下)、②特定健診(40～74歳)、③後期高齢健診(75歳以上)の3種類に変更になりました。

## 2 医療の充実

### ①地域医療体制の整備

#### ■現況と課題

- 町内の医療施設は、一般病院1、精神病院1、診療所2、歯科診療所2の医療機関と老人保健施設が設置され、地域医療に大きな貢献を果たしています。
- しかし、本町の医療環境は、高齢化の進行や疾病構造の変化、制度改正などに伴って大きく変動し、加えて町民ニーズも多様化・高度化しています。今後、一般の健康診断や保健・福祉サービスの状況などを含め、日ごろの健康状態を把握した身近な「かかりつけ医」による初期診療を受け、状態に応じて適切な専門病院の紹介を受ける形態への転換が見込まれています。

#### ■基本方針

##### ①健康で心豊かに生活できる環境の構築

地域における保健・医療・福祉・介護との連携強化と総合的な医療サービスの充実により、健康で心豊かに生活できる環境の構築を推進します。

#### ■主要施策

- 地域医療の確保と充実（包括医療（保健予防、疾病治療、後治療及び更生治療）の推進）
- 住民健診及び各健診業務との連携

#### ■目標とする指標

区分	目標
地域医療の確保と充実	強化





## ②町立病院の充実

### ■現況と課題

- 本町では、急速な高齢化、生活習慣病の拡大などによる医療を必要とする人の増加や、疾病構造の複雑化、また、多様化する医療ニーズに対応するため、民間医療機関と連携して、町民への医療サービスの提供と健康づくりに取り組んできました。
- しかし、介護保険制度の施行や医療法の改正に伴い、広域医療圏の役割分担が明確になり、より町民に身近な医療サービスを提供していくことが課題となっています。
- また、休日や夜間、そして災害時における救急医療を含む地域医療体制の整備充実を図るため、広域的な連携強化にも努めていく必要があります。

### ■基本方針

#### ①町立病院の役割の強化

町内唯一の一般病院として町民に安心・安全を与えるため、良質で安定的な医療を提供するとともに、各種健診・健康づくり事業などの疾病予防や介護予防に積極的に取り組みます。また、地域の医療水準の向上に貢献する役割や、広域拠点病院あるいは民間の医療機関との連携を強化し、町民が安心して暮らすことができる医療体制の整備を進めていきます。

### ■主要施策

- 夜間・休日の救急医療（初期救急医療）の継続
- 広域拠点病院や民間医療機関との連携強化
- 医療機能の拡充と医療体制の整備

### ■目標とする指標

区分	目標
医療体制の整備	診療科目の増加

### 3 地域福祉等の推進

#### ①地域ぐるみ福祉の展開

##### ■現況と課題

- 本町の社会福祉協議会は昭和52年に設立され、社会福祉法人として運営されています。また、町内にはボランティア団体が9団体あり、町民のボランティア活動や地域福祉活動は、社会福祉協議会を中心に行われています。
- 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として「誰もが自分らしく安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命に活動を展開しており、現在は、地域福祉事業と介護保険事業（居宅介護・訪問介護・通所介護・予防通所介護）を行うなど、地域に根ざした総合的な在宅福祉サービスを行っています。
- 地域福祉活動においては、ボランティアの高齢化、活動の核となる人の人材不足や担い手不足などが大きな課題となっており、福祉活動への町民参加を促進するとともに、地域福祉の推進体制を整備し、行政と町民等の役割分担・協力のなかで、地域に根ざした福祉を展開していく必要があります。

##### ■基本方針

#### ①住みなれた地域で安心して暮せる福祉のまちづくり

住民参加による福祉活動の展開を目指していくにあたり、行政、町民、福祉関係機関が連携し、協働のまちづくりのための地域福祉資源づくりを推進します。

#### ②ボランティア組織の育成推進

社会福祉協議会を中心に、地区ボランティアの育成と資質の向上を推進します。

#### ③地域福祉活動の推進

社会福祉協議会事業の充実、保健と医療との連携強化など、地域福祉の推進体制を強化することにより、地域の中で顔の見える関係を築くとともに、地域のつながりをもつことにより、災害や緊急時における要援護者の把握や支援につながるような、小地域福祉活動を推進します。



■主要施策

- 学校教育及び各種団体活動における福祉現場の体験・学習機会の拡大
- ボランティア団体の育成
- 社会福祉協議会組織の強化と事業運営の拡充
- 保健・医療・福祉の連携体制の強化
- 保健・医療・教育・労働など関係分野と福祉との連携を強化するサービス調整機構の整備
- 福祉に関わる専門的な人材の確保と養成
- 福祉活動の場の整備

■目標とする指標

区分	目標
ボランティア団体の育成	会員の増加



## ②障がい者（児）の社会参加と福祉の充実

### ■現況と課題

- 平成18年度の「障害者自立支援法」施行により、障がい者の能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、総合的なサービス等を講じることによって福祉増進を図ることが方向づけられました。
- 本町の身体障がい者手帳所持者は、平成21年度末で462人、療育手帳交付者は81人、うち施設入居者は15人となっています。
- 障がい者（児）が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、障がい福祉の整備を充実させながら、地域社会との関わりの中で支援していく仕組みを構築していく必要があります。

### ■基本方針

#### ①障がい者生活の充実

障がい者（児）が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、ニーズに応じた計画として「障がい者福祉計画」を策定評価し、各事業を推進します。

#### ②地域社会での連携の推進

県を始め近隣の市町村や町内外の事業所、医療機関などと連携をとりながら障がい者サービスの充実をすることにより、地域社会の中で尊厳と生きがいをもって自立した生き方と社会参加ができる環境の構築を推進します。

#### ③相談支援体制の充実

障がい者（児）やその家族からの相談や閉じこもりなど障がい者の啓発活動を図るため、情報提供やサービスの利用支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を推進します。



■主要施策

- 障がい者の雇用機会、就労の場の推進
- 障がい者の移送サービス、デイサービス、ショートステイの推進
- 在宅福祉サービスの充実
- 各種援護制度の活用とその促進
- 障がい者更正援護施設の充実
- 障がい者（児）福祉団体の育成
- 社会参加促進事業の推進
- グループホームの整備
- 障がい者の地域生活支援センターの充実

■目標とする指標

区分	目標
グループホームの整備	2か所→3か所

■障がい者の移送サービス・デイサービス等の利用状況

区分	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	精神障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	身体障がい者 (人)	精神障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	身体障がい者 (人)	精神障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	身体障がい者 (人)
移送サービス	6	8	12	4	7	13	5	5	16
デイサービス	0	0	1	0	0	1	0	0	1
ショートステイ	0	2	0	0	2	1	0	3	1
合計	6	10	13	4	9	15	5	8	18

資料:保健福祉課

## 4 長寿社会の確立 **重点**

### ① 高齢者の社会参加の促進

#### ■ 現況と課題

- 本町の65歳以上の高齢者人口は、2,785人（平成22年3月末現在、住民基本台帳）と、総人口に占める割合は27.4%に達し、県平均の22.2%を大きく上回っています。高齢化率は年々上昇していることから、一人暮らし老人や寝たきり老人などの介護を必要とする高齢者の増加が見込まれています。
- 活力ある高齢期を過ごすために、長年培われてきた経験と技術が発揮できる高齢者の社会参加機会の確立や、多様な活動が行える生きがいづくり対策の充実が必要となっています。

#### ■ 基本方針

##### ① 高齢者の積極的社会参加の推進

高齢者自らが積極的に社会参加し行動ができる機会を提供し、長年培われた経験と技術が発揮できる機会を拡充するとともに、地域社会における高齢者の社会参加の機会拡充のための体制づくりを推進します。

##### ② 高齢者の生きがい対策の充実

地域の特性を生かした多様な活動が行える老人クラブの育成強化を推進し、高齢者の生きがい対策の充実を図ります。





■主要施策

- 老人クラブの育成及び各種活動の参加促進
- 世代交流の促進
- 高齢者の能力開発と就労支援システムの整備
- 高齢者学習の充実

■目標とする指標

区 分	目 標
老人クラブの育成	会員の増加

■高齢者数の推移

区 分	総人口 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	75歳以上 (人)	後期 高齢者率 (%)	在宅 ひとり暮らし (65歳以上) (人)	在宅ひとり 暮らし率 (%)
平成17年	10,833	2,736	25.3%	1,480	13.7%	194	7.1%
平成18年	10,719	2,775	25.9%	1,528	14.3%	198	7.1%
平成19年	10,556	2,790	26.4%	1,559	14.8%	220	7.9%
平成20年	10,431	2,773	26.6%	1,569	15.0%	229	8.3%
平成21年	10,284	2,800	27.2%	1,599	15.5%	258	9.2%
平成22年	10,148	2,785	27.4%	1,610	15.9%	279	10.0%
宮城県(平成22年)	2,329,344	516,790	22.2%	260,237	11.2%	77,462	15.0%

※人口は各年の3月末現在の人数

資料:保健福祉課

## ②高齢者福祉の充実

### ■現況と課題

- 本町の高齢化率は、近年の少子化により平成17年3月末で25.3%、平成22年3月末で27.4%と増加しており、住み慣れた地域で健康で明るく生きがいをもって自立した生活を送ることができる体制を整備する必要があります。
- 平成12年度から始まった介護保険制度は、平成18年度の改正により介護予防が重視され、本町では、総合的な相談窓口の設置や要介護状態に陥らないようにするため、平成19年4月に川崎町地域包括支援センターを設置し、継続的・効果的な介護予防事業を実施しています。
- 介護保険に係る介護認定者は、介護認定に係る制度の改正があったものの、平成12年度末で295人であったものが平成22年度末では540人となり、率にして約1.83倍と増加傾向にあります。
- 介護保険サービスについては、定期的に住民のニーズ及び利用希望者の状況を調査し、適切な介護保険サービスの整備が必要です。

### ■基本方針

#### ①在宅サービスの充実

住み慣れた場所での生活継続を支援するため、配食サービス、会食サービス、移送サービスなど在宅サービスの充実を図ります。

#### ②健康増進と介護予防の推進

寝たきりや認知症など介護を必要とする高齢者の増加を抑制し、元気で自立した生活を送ることができるよう、川崎町地域包括支援センターが中心となって「定期的な運動・バランスの良い食事・口腔ケア」などの生活機能の維持を行う、温泉を利用した通所事業及び地域を交えた事業を展開します。

#### ③地域ケアシステムの整備推進

寝たきり高齢者や認知症の方、心身に障がいのある方など、援護を必要とする方々一人ひとりに合ったサービスを行うため、役場、地域包括支援センター及び医療機関、社会福祉協議会、介護サービス事業所等が連携し、地域ケアシステムの整備を推進します。

#### ④介護保険サービス等の充実

住民ニーズ及び利用希望者の状況を把握し、必要なサービスの整備に引き続き取り組みます。





■主要施策

- 川崎町地域包括支援センターの機能充実
- 配食、移送サービス及び緊急通報サービスなど在宅サービス事業の推進
- 介護予防事業の推進
- 敬老会開催の充実
- 老人クラブへの支援
- 元気まんてん教室の開催
- 重点モデル地区における認知症予防教室の開催
- 地域ケアシステムの整備
- 高齢者見守りネットワーク事業の推進

■目標とする指標

区 分	目 標
要介護認定者数	5%以上抑制

■高齢者在宅サービス事業の利用状況

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
配食サービス	7,940	7,535	7,019	7,218	5,546
移送サービス	112	112	147	165	194
緊急通報サービス	22	25	23	23	21
会食サービス	682	648	427	567	517
ミニデイサービス	635	452	726	935	892

※延べ利用人数

資料:保健福祉課

## 5 生活の安定

### ①低所得者福祉の充実

#### ■現況と課題

- 本町の生活保護法による被保護世帯数は、平成22年4月1日現在で69世帯、97人で保護率は2.1%と国、県よりは低いものの仙南7町の平均を若干上回っています。
- 被保護世帯の多くは、低額年金または無年金受給者等の高齢者世帯や疾病障がい世帯などで、収入を得る方法がなく、自立更正が困難な状況にあります。
- 近年では、景気の低迷により、本町においても若年層のリストラ及び就職難で被保護世帯及び相談件数が増加しています。

#### ■基本方針

##### ①相談指導体制の充実

近年、景気の低迷により生活弱者が増加していることから、これらの世帯の実態把握と訪問相談指導を充実し、各種関係機関との連携により低所得者の保護と自立を支援します。また、被保護者に対しても、相談指導の充実を図り、生活の保護と円滑な自立を支援します。



■主要施策

- 民生児童委員※活動の拡大促進
- 福祉事務所等関係機関との協力体制の強化
- 相談サービス体制の整備
- 自立を支援する実態に即した福祉サービスの推進

■目標とする指標

区 分	目 標
相談サービス体制の充実	低所得者等の自立件数の増加

■生活保護世帯の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受給世帯数	45	52	50	54	69
申請件数	12	16	18	16	16

資料:保健福祉課

「民生児童委員」.....

「民生委員・児童委員」のこと。地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱されたボランティア。民生委員は厚生労働大臣、児童委員は都道府県知事が委嘱する。

.....

## 6 子育て支援の充実

重点



### ①子育て家庭の支援

#### ■現況と課題

- 子育てと仕事の両立の困難や育児に対する心理的・肉体的負担、また子育てコストの増大などを原因とする少子化が予想を上回る速さで進行しています。少子化対策として子どもを安心して産み育てる環境が求められており、子どものより良い発達と女性が安心して働ける環境づくりに向けて、保健・医療・福祉・教育などが連携した総合的な対策が求められています。
- 核家族化や身近な地域コミュニティにおける交流機会の減少などにより、子育てに関する知識を得る機会が少なく、子育てに悩みながら孤立する傾向が見られます。また、離婚、死別などにより母子・父子家庭が増加しており、生活の支援とともに、子どもの養育、生活に関する相談体制の充実が求められています。
- 共働き家庭の増加、児童の虐待、家庭内暴力などの問題の深刻化など、児童を取り巻く環境は厳しくなっています。本町では、児童教室や広場・子育てサークルなどが子どもの遊びや生活の場としての役割を果たしてきていますが、今後とも地域、学校、行政などの連携を強化するとともに、子どもが心身ともに健やかに育つ地域環境の整備を推進していく必要があります。

#### ■基本方針

##### ①相談体制の充実

親子が気軽に集い、交流を図り、仲間づくりを行うとともに、親の不安や負担を少しでも軽くし、子育ての楽しさを広げながら、様々な不安や悩みを相談できる場として体制の充実を図ります。

##### ②母子・小児の保健の充実

心身ともに健全な子どもの誕生と成長に向け、保健指導・相談や健康診査の充実を図ります。

##### ③経済的支援の充実

子育て家庭の保育料や医療費などの負担の軽減のため、経済的にゆとりある家庭環境づくりを推進するとともに、各種手当などの支給と合わせ、国の動向をみながら普及・啓発を図ります。

##### ④母子・父子福祉の充実

生活実態の把握に努めるとともに、生活不安の解消及び地域における安定した自立生活支援を確保するため、ニーズに応じた各種援護事業を推進します。



■主要施策

- 子育て支援センターの充実
- 母子保健事業の充実
- 医療費助成の充実
- 母子・父子家庭に対する家庭支援の推進
- 各種援護制度の啓発と母子福祉資金貸付制度等の有効利用

■目標とする指標

区 分	目 標
子育て支援センターの充実	子育て家庭等の利用者の増加

■母子父子世帯の推移

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
母子世帯数	62	52	49	63	66
父子世帯数	17	8	11	20	23

資料:保健福祉課

## ②子育て環境の充実

### ■現況と課題

- 施設の有効活用、待機児童の解消と未就学児の一貫した教育・保育を目的とし、幼稚園と保育所機能を集約した「かわさきこども園」を平成22年度に開園しました。また、平成21年度には碁石児童教室、平成22年度には今宿児童教室をそれぞれ開所しました。
- 少子化、若者の定住対策、後継者問題は、本町の重要課題の一つであり、若者定住に向けた子育て支援の整備が求められています。
- 特に生活環境面では、共働きや核家族が一般化する中で、様々なニーズに対応したサービスが提供できる子育て支援施策の充実が望まれています。



### ■基本方針

#### ①交流の場の充実

安心して子どもを産み育てることが出来るよう、親子が気軽に集い、交流を図り、仲間づくりができる場の充実を図ります。

#### ②保育サービスの充実

核家族化や共働き家庭の増加に伴い、乳幼児期からの保育や、幼児期よりこども園や幼稚園での保育を希望する家庭、また、小学生の放課後における保育を希望している家庭が増加している中で、子どもを育てる環境を充実させるため、安心して育て働けるよう保育体制の充実を推進します。



■主要施策

- わんぱく広場など集いの場の充実
- 預かり保育、病後児童保育など、保育需要の変化に対応する保育内容の充実
- かわさきこども園の機能充実
- 児童教室機能の充実

■目標とする指標

区 分	目 標
かわさきこども園の待機者・児童教室の待機者	0人

■保育所等児童数の推移

区 分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
川崎保育所	102	102	90	85	92	—
今宿保育所	24	32	32	34	34	—
かわさきこども園	—	—	—	—	—	150
かわさきこども園 北川原山園舎	—	—	—	—	—	73
川崎児童教室	40	68	65	47	40	67
碁石児童教室	—	—	—	—	9	10
今宿児童教室	—	—	—	—	—	15

資料:保健福祉課

※川崎・今宿保育所は、平成22年度より「かわさきこども園」と「かわさきこども園北川原山園舎」に統合しました。

※碁石児童教室は、平成21年8月28日に開室しました。

## 7 子ども達の育成

### ①確かな学力を身に付け、社会の変化に主体的に対応できるたくましい人間の育成

#### ■現況と課題

○平成22年4月現在、小学校8校中5つの学校（うち1校が分校）で複式学級による学校運営を実施しています。それに伴い、教員の教科指導力の向上、教科別指導、チームティーチング（TT）を活用したきめ細かな指導など、複式授業への支援により、学習習慣の形成、基礎的・基本的な学力の定着を図っていますが、さらに充実する必要があります。

○目まぐるしく変化する社会の中で、児童生徒の自己を理解する力やたくましく生きる力の育成がより必要となっています。

○平成19年4月に学校教育法が一部改正され、障がいの程度等に応じ特別の場で指導を行う特殊教育から特別支援教育制度に移行し、知的な遅れのない発達障がい児も対象とされました。そのため、障がいの重度や重複化、多様化だけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する児童生徒への対応も含め、関係機関とのさらなる連携、情報の共有、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導、支援体制の強化が必要となっています。

○幼稚園や学校等の教員は、幼児教育・学校教育において最も重要な役割を担っており、子どもの成長、ひいては一生に大きな影響を与えます。このことから、教員の資質向上に向けた各種研修の充実や職場内の活性化を図る職員評価を適切に実施していく必要があります。また、子どもを取り巻く社会環境や家庭環境が変化する中で、児童生徒及び園児の変化、保護者や地域からの要望・期待の増大などから、現場における教員の業務が多岐にわたり、業務量も増えている状況にあるため、業務内容や職員体制の見直し、教員の健康管理も課題となっています。







■基本方針

①「確かな学力」の定着

教員補助員や外国語指導助手などの人的支援や、放課後、長期休業日における補充学習の実施、また、家庭学習の手引き作成等による家庭教育への支援により、児童生徒の生活習慣・読書習慣・学習習慣の定着を図ります。

②人材育成に関する社会の要請への対応

地域の人材を活用した授業、職場体験活動等により児童生徒の勤労観・職業観を育てるとともに、自己の個性を理解し自立していく力の育成を図ります。

③特別支援教育の推進

関係職員の研修の充実や連携を強化し、情報の共有と共通の理解を図るとともに、児童生徒一人ひとりの発達段階に応じた指導に努めます。

④教員の資質向上

各種研修会や実践研究、校内研修、校外研修の充実を図り、教員一人ひとりの資質向上を図ります。

■主要施策

- 小・中の連携による一貫した学力向上の取組推進
- 外国語活動に伴う人材・教材の整備
- 志教育の推進と職場体験活動（キャリア教育）等の充実
- 特別支援連携協議会及び特別支援教育コーディネーターの研修の開催
- 教員研修の充実と実践研究の推進

■目標とする指標

区 分	目 標
確かな学力の定着	学力の向上
志教育の推進と職場体験活動（キャリア教育）の充実	勤労観・職業観の意識向上

## ②心豊かな人間の育成

### ■現況と課題

- 自然体験活動やボランティア活動、読書活動、道徳教育の充実等により、コミュニケーション能力や規範意識、思いやりの心を育てていくことが必要となっています。
- いじめや問題行動の早期発見・早期対応のためには、日ごろから児童生徒に対する目配りや気配りをしながら、学校・家庭・関係機関が連携したきめ細かな支援が必要です。また、不登校児童生徒については、登校支援ネットワーク事業などの県の事業を積極的に活用するなど、カウンセラーなどによる相談体制のさらなる充実が必要となっています。
- 地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が深刻化する中、環境問題の解決に向け、リサイクルによる循環型社会の構築や省エネルギーによる二酸化炭素排出の削減を目指した取り組みをすることが急務となっています。子ども達が、環境問題について正しい知識と理解を深め、環境の保全に役立とうとする意識をもった人材の育成が必要となっています。

### ■基本方針

#### ①規範意識の涵養と豊かな人間性・社会性の育成

「川崎町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの発達段階に応じた読書の普及に努めます。また、様々な自然体験活動や文化・社会体験活動などを取り入れ、道徳教育を充実させて、規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力に富んだ心豊かな人間の育成に努めます。

#### ②幼児期における教育の推進

ブックスタート\*事業や本の読み聞かせ等の充実、小学校との交流を積極的に行い、就学前の子ども達の心豊かに学ぼうとする意欲や、健全に生活する態度の育成（学ぶ土台づくり）に努めます。

#### ③環境教育の推進

川崎の豊かな資源を生かした体験活動や釜房ダムとその周辺の環境学習を通して、環境問題についての正しい理解と知識を深め、環境の保全に役立とうとする意識を育てます。また、環境学習を通して釜房ダム上流と下流の学校の交流を図ります。

「ブックスタート」 .....

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。日本では2001年から市区町村自治体の事業として行われている。



■主要施策

- 読書活動の推進
- 自然体験活動や文化・社会体験活動の充実
- 道徳教育の充実及びいじめ、不登校対策の強化
- 幼児期における本の読み聞かせの充実と規則正しい生活習慣の土台づくり
- 川崎の豊かな資源を生かした教育の推進
- 豊かな自然や釜房ダムなどを活用した環境学習の実施



■目標とする指標

区 分	目 標
自然体験活動や文化・社会体験活動の充実	各種体験活動の増加
幼児期における教育の推進	本の読み聞かせの習慣化

### ③地域全体で子どもを育てる環境づくり

#### ■現況と課題

- 子ども達は地域全体で育てられ生きるうえで多くの大切なことをごく自然に身に付けてきています。地域社会は、学校教育や家庭教育とともに社会性や基本的な社会のルール、豊かな感性を育てる大きな力をもっています。しかし、人間関係の希薄化等により、地域で子どもを見守り育てるという意識が薄れ、地域の教育力が十分機能しているとはいえない状況も見られます。
- 学校・家庭・地域・行政が一体となって、子ども達を見守り育てる仕組みの再構築が必要となっています。
- 教育の原点は、家庭における保護者の子どもへのかかわりが最も大切であり、子どもの生活習慣を身に付ける基礎となります。しかし、少子化・核家族化・共働き家庭の増加等により、家庭の環境が大きく変化し、子育てに不安や戸惑いを感じる親が増加しており、子育て中の保護者への支援を充実させることがより必要となっています。





■基本方針

①社会全体の教育力の向上

学校を支援するボランティア登録制により、地域で学校の教育活動を支え、地域で子ども達を育てるための学校応援団（学校支援ボランティア）事業の推進を図ります。また、各地区子ども会育成会や町子ども会育成会協議会等の関係団体と協力・連携して、共に子どもを育てる環境づくりに努めます。

②家庭の教育力の向上

保護者が子育てについて学べる機会の提供や親子の遊び場や親のコミュニケーションづくりの場の提供、各種相談事業の充実を図ります。小中高PTA連絡協議会と連携し、子育ての10箇条を示した「わが家の子育て宣言」の作成や、発達段階に応じた生活習慣・読書習慣・学習習慣に関する家庭での取組を支援するための冊子「学びの応援団心得」を作成・配布し、家庭教育の支援を行います。

■主要施策

- 学校応援団（学校支援ボランティア）事業の推進
- 学校公開制度のシステムづくり
- 子育てに関する研修の充実
- 「わが家の子育て宣言」の作成・配布
- 家庭教育サポート冊子「学びの応援団心得」の作成・配布

■目標とする指標

区 分	目 標
学校応援団（学校支援ボランティア）事業の推進	地域ボランティア登録者数の増加
「学びの応援団心得」の作成・配布	定期的な発行

## ④教育環境の整備

### ■現況と課題

- 急速に進む情報通信技術の進歩は、生活の利便性の向上とともに、産業や社会生活を大きく変化させています。知識・情報の重要性が増す中で、必要な情報を識別・活用する能力を身に付け、適切に高度情報化に対応できる人材の育成が求められています。また、情報化に伴う施設整備も必要となっています。
- だれもが同じような教育環境の中で平等に教育が受けられるための支援の充実が必要となっています。
- 子どもの安全・安心について、学校・保護者・地域・関係機関が一体となって通学時の安全確保に努めておりますが、より一層地域ボランティアとの連携を図り、子ども達の登下校時の見守りなどを強化する必要があります。



### ■基本方針

#### ①質の高い環境の整備

学校図書の実質や学校の情報化に努めます。

#### ②教育の機会均等の確保

各種貸付制度等の情報の収集・提供に努めます。また、就学援助制度等による経済的支援やスクールバス運行等による物理的な支援を実施します。

#### ③安全・安心な教育環境の実現

各学校においては、安全マップの点検・見直しを行い、子どもや保護者、地域住民の安全に対する意識を高めます。また地域ボランティアによる登下校時の見守りなど、児童生徒の安全の確保に努めます。

授業においては、発達段階に応じた情報活用のためのルール、セキュリティ等の情報モラル教育を推進します。

#### ④少子化に向けた教育環境の検討

近年の児童生徒数の減少に対応した、より良い教育環境や学校のあり方について、検討していきます。



■主要施策

- 教育の情報化に対応した施設の整備及び学校図書の実充
- 学校安全マップの再点検・見直し
- 地域ボランティアとの連携による登下校見守り活動の促進
- スクールバスの運行
- 将来的な学校のあり方の検討

■目標とする指標

区 分	目 標
質の高い環境の整備	学校図書（冊数）の増加
学校安全マップの再点検・見直し	定期的な再点検・見直し

■小学校数・学級数・児童数・教職員数の推移

年 度	学校数	学級数	児童数	教職員数
平成 17 年度	8	45	602	88
平成 18 年度	8	43	591	86
平成 19 年度	8	42	570	89
平成 20 年度	8	41	547	83
平成 21 年度	8	42	512	84
平成 22 年度	8	44	493	88

■中学校数・学級数・生徒数・教職員数の推移

年 度	学校数	学級数	生徒数	教職員数
平成 17 年度	2	10	293	35
平成 18 年度	2	10	288	36
平成 19 年度	2	11	296	40
平成 20 年度	2	13	291	42
平成 21 年度	2	13	290	39
平成 22 年度	2	13	273	37

資料：川崎町教育委員会

※（資料）5月1日現在学校基本調査

※学級数には特別支援学級を含む。

※教職員数には兼務教諭、兼務講師、産休及び育児休業中の職員、事務職員、用務員を含む。

## 第2 活気に満ちた就業の場を創出します（仕事）

### 1 農業の振興 重点

#### ① 地域農業と畜産業の振興

##### ■ 現況と課題

- 本町における農業は、山間地域に位置する自然条件から、基幹作物の水稻を中心として園芸、畜産部門との複合経営が展開されてきましたが、近年においては、仙台市への就業による兼業化の増加、農業従事者の高齢化並びに後継者不足等の問題点を抱え、農家の農業に対する意欲と依存度合いが低下しています。
- これまであまりみられなかったイノシシ・サル・クマ等による農作物被害が拡大しており、これを原因とした不作付地の増加も問題のひとつとなっています。
- 当町における農業粗生産額の半数を占める畜産業においても、乳価・枝肉価格の低迷に加え、原油等資源高騰による流通飼料価格の値上げなど生産コストの増加が経営に影響を及ぼしています。
- 今後生産される農畜産物の品質向上と生産安定を図りつつ、商品力を高めながら農業者の経営安定を図ることが必要となっています。

##### ■ 基本方針

#### ① 生産性の高い農業の実現

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となり、農業者が地域における他産業従事者並の所得を得られるよう、年間所得目標経営体あたり400万円以上を目指します。

#### ② 農業経営の合理化及び地産地消の推進

地域営農の集団化及び法人化を図りながら、第6次産業化といった多角経営を目指し、土地利用の集積及び地産地消を推進します。

#### ③ 生産性の維持向上

転作田を活用した飼料作物生産を推奨し、飼料自給率の向上による生産コストの低減を図り、生産性の維持向上を推進します。

#### ③ 野生動物による農作物被害防止の徹底

イノシシ、サル、クマ等を追い払い、個体数の調整や電気柵の設置等を推進し、被害防止及び不作付地の解消に努めます。





■主要施策

- 野生動物による農作物被害防止の徹底
- 観光と一体となった農業経営の振興
- 土地利用集積による担い手の育成
- 畜産経営における自給飼料利用促進
- 地産地消と食育の推進による農業経営の安定と強化

■目標とする指標

区 分	目 標
専業農家の農業所得	400 万円以上
地域農産物加工施設	1 施設以上
野生動物による農作物被害額	250 万円（H22）→減少

■野生動物による農作物被害状況

鳥獣種類別	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度		
	被害面積 (a)	被害 件数	被害額 (千円)	被害面積 (a)	被害 件数	被害額 (千円)	被害面積 (a)	被害 件数	被害額 (千円)	被害面積 (a)	被害 件数	被害額 (千円)
キジハト・カラス	100	2	1,398	0	0	0	40	3	564	0	0	0
クマ	680	20	4,491	210	3	1,056	94	8	447	133	10	611
イノシシ	230	7	1,461	250	11	1,928	174	19	1,667	53	35	519
サル	410	25	4,125	0	0	0	2	2	14	78	13	806
合計	1,420	54	11,475	460	14	2,984	310	32	2,692	264	58	1,936

資料：産業振興課

※被害件数は、被害届出件数

※H20より被害面積集計の細分化により面積減少（圃場単位から被害実面積へ）

※H19より農作物被害防止施設導入事業（電気柵等購入助成）実施

※イノシシの生息域拡大により被害件数は毎年倍増となっています。

## ②土地基盤整備及び農業経営の規模拡大の推進

### ■現況と課題

- 本町農家一戸当りの経営耕地面積は1.7haと小規模で、不整形小区画で傾斜度も高いことから、生産性向上を図るための大型機械の導入等が困難な状況となっています。また、担い手の減少・就農者の高齢化が進み、離農や遊休地の増加傾向も顕著となっています。
- これまで、集落内の比較的連担地形区域のほ場整備を中心に、農道整備、ため池、かんがい排水整備事業等の基盤整備を実施してきましたが、ほ場整備率は平成21年度末現在で田が31.9%と低い状況にあります。
- 今後は、土地利用型農業をはじめ経済的に成り立つ魅力ある農業経営を早急に確立する土地基盤整備が重要課題となっています。

### ■基本方針

#### ①生産基盤整備の積極的な推進

ほ場整備等の生産基盤整備を積極的に推進するとともに、生活環境の向上に連動する地域農業全体の振興を視野に入れた基盤整備を進めます。

#### ②農用地の利用集積の推進

担い手となる農家に対して面的集積を図るため、農地利用集積円滑化団体\*を活用し、農地の利用調整を推進していきます。

#### ③産地化の形成

担い手農家を中心に、耕地に合った新規作目や施設園芸などの高収益性の作目・作型を導入し、地域としての産地化を図っていきます。

「農地利用集積円滑化団体」 .....

「農地利用集積円滑化事業規程」を定め、承認を受けた者及び農地利用集積円滑化事業規程を定めた市町村。

.....



■主要施策

- 県営土地改良事業の推進
- 農用地利用改善団体の育成
- 農地利用集積円滑化団体の活用
- 産地化の形成

■目標とする指標

区 分	目 標
ほ場整備率	32%→45%
ほ場整備内農地集積率	30%→50%
農地利用改善団体	0 団体→2 団体

■ほ場整備状況

NO	地区名	事業名	工 期	受益面積
1	本砂金	団体営ほ場整備事業	S51～S54	A=35.4ha
2	腹帯	団体営新農業構造改善事業	S54～S56	A=26.6ha
3	小野	団体営土地改良総合整備事業	S55～S56	A=9.5ha
4	川内表	団体営ほ場整備事業	S55～S59	A=23.1ha
5	支倉下	団体営ほ場整備事業	S56～S63	A=31.0ha
6	本砂金山崎	団体営新農業構造改善事業	S57～S58	A=9.9ha
7	天神	団体営新農業構造改善事業	S57～S60	A=22.0ha
8	基石	団体営ほ場整備事業	S60～H3	A=20.1ha
9	川崎西部	県営ほ場整備事業	H 元～H10	A=71.4ha
10	柳生川	団体営土地改良総合整備事業	H2～H5	A=11.2ha
11	支倉	県営農村活性化住環境整備事業	H7～H18	A=74.0ha
12	向原	県営ほ場整備事業(担い手育成型)	H12～H19	A=27.8ha
13	川崎東部	県営経営体育成基盤整備事業	H17～H22	A=26.6ha

※資料：産業振興課

### ③ 農業施設整備の推進

#### ■ 現況と課題

- 農業施設は、生産性の向上や生産量の拡大を図り、農産物の安定的な供給を行うための重要な施設で、昭和53年以降これまでに、広域畜産環境整備対策事業による家畜ふん尿処理施設、園芸経営近代化施設整備事業による花き生産温室及び選花機など、約17億5千万円の生産関係施設の整備が行われました。
- 流通加工関係施設では、地域施設整備事業による農産物集出荷施設や農畜産物処理加工施設整備事業によるこんにゃく工場、加工処理機械施設の整備など、昭和53年以降約9千万円の整備が行われました。
- 先行きが不透明な農業情勢であるため、施設整備に対する投資に踏み切れず、新規整備による収益性の高い生産に取り組めないでいる農家が多い状況です。また、既に整備された施設も更新の時期を迎えていますが、同様に計画的な更新が実施されずにいます。

#### ■ 基本方針

##### ① 農機具のリース事業等の活用

生産農家の経営安定を図るため、農機具のリース事業等を活用し、農地の面的集積による規模拡大と、営農の効率化を推進します。

##### ② 花き栽培関連施設整備の推進

花きは付加価値が高く、隣接する仙台市は全国でも有数の花き消費都市であること、また、今後もみちのく公園等での消費拡大が期待されることから、栽培関連施設の整備を推進していきます。

##### ③ 農畜産物の販売促進

川崎町を訪れる観光客を対象にした直売所等は、季節の野菜等が中心で販売品目の偏りが見られるため、農産物加工関連施設の整備及びビニールハウス等の栽培関連施設の整備を推進し、偏りの解消を図っていきます。



■主要施策

- 農機具のリース事業等の活用
- 新規作目共同栽培施設の整備
- 花き栽培施設の整備
- 野菜等園芸栽培施設の整備
- 農産物加工施設の整備



■目標とする指標

区 分	目 標
農機具のリース事業	4 件→6 件
新規作目共同栽培施設	0 施設→2 施設
野菜等園芸栽培施設	0 施設→1 施設

#### ④安全・安心な農作物の栽培と家畜ふん尿処理の取り組み

##### ■現況と課題

- 農業は、食料生産の場としてだけでなく、景観形成、生物の生息・生育空間、自然とのふれあいの場の提供など、多くの機能を兼ね備えながら、農村空間の物質循環機能を生かして営まれてきました。
- 担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増大などにより農村空間の維持が困難になっている部分もみられ、さらに、農業生産活動における農薬や化学肥料の多投入及び不適切な使用等による土壌や水質等環境への悪影響が懸念されています。
- 食に対する健康志向の流れの中で、安全性の高い農産物の生産に対する関心は高まっています。
- 家畜ふん尿処理については、平成16年に施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」を踏まえ、段階的に家畜排泄物処理施設を整備してきました。

##### ■基本方針

###### ①家畜排泄物処理施設による家畜排泄物の適正管理

家畜排泄物処理施設により家畜排泄物を適正に管理し、良質の堆肥を作るとともに、農地に還元し、粗飼料の自給率向上を図ります。

###### ②良質堆肥生産促進による環境保全型農業の推進

堆肥成分分析による良質堆肥生産を推進し、化学肥料や農薬の使用日数を減らした安心・安全な農産物の生産拡大を推進します。



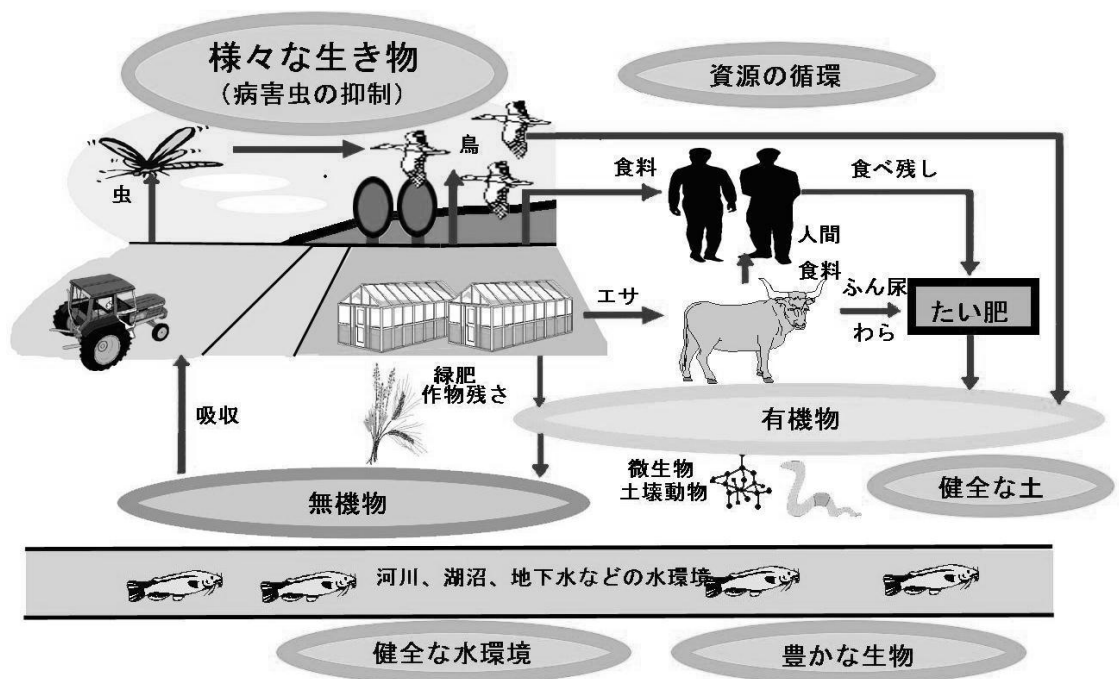
■主要施策

- 水田利活用自給力向上への取組の推進
- 環境保全型農業の推進
- エコファーマー認証制度の推進
- 堆肥成分分析への助成

■目標とする指標

区分	目標
水稲・野菜の有機栽培農家数	1戸→増加

■有機農法フロー



## ⑤都市住民の受け入れ支援の推進

### ■現況と課題

- 農業を取りまく状況は、本町に限らず全国的に厳しいものの、最近では自分で何かを作り上げたいという意欲ある若い担い手の増加や、豊かな自然環境に魅せられて都会から移り住み、農業にチャレンジしたいと考える人が増えています。
- こうした流れは、一時的な波ではなく今後は大きなうねりとなって、まちづくりのひとつの方向になると考えられ、特に、これらのエネルギーを積極的に受け入れることにより、本町に点在する遊休農地が新たな生産の場として再生し、活用される事が期待できます。
- 農業に対する意欲があり、チャレンジしようとする新規農業就業者を積極的に全国から呼び込める環境づくりや、農地や宅地の低価格の貸付及び経験豊富な人材との協力体制づくりの取り組みなど、新たな社会動向をまちづくりに生かす取り組みが必要となっています。

### ■基本方針

#### ①新規農業就業者に対する支援策の推進

意欲あふれる新規農業就業者に対する遊休農地や居住地の斡旋、本格的な農業指導など、本町独自の支援策を検討し、都市住民等の移住を支援します。

### ■主要施策

- 行政と町民の協働による新規農業就業者支援

### ■目標とする指標

区 分	目 標
U・J・Iターンによる新規就農者の推進	2件→10件





## ⑥グリーン・ツーリズムの推進

### ■現況と課題

- グリーン・ツーリズムは、緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であり、「農村で楽しむゆとりある休暇」とであると定義されています（農林水産省「グリーン・ツーリズム中間報告」）。グリーン・ツーリズムの場となる農山漁村では、地域資源を生かした都市住民との交流により、地域環境の維持と地域社会の活性化を図ることができ、中山間地域の新しい産業システムとして、近年その構築が進んでいます。
- 本町においても、一部の農家で出会いと交流の活動が行われ、個人的な農産物販売所などもみられます。また、支倉地区には市民農園も開設されています。こうした農産物の生産や販売を通じた民間主体の交流活動の芽生えを、都市との交流という大きな流れとして町内に根づかせていくための取り組みが必要となっています。
- 近年では、町の認証制度による地域農業等の先駆者的人材が、地域の資源を生かした農作物の販売等を都市部において行うなど、都市部住民との交流も盛んになっています。

### ■基本方針

#### ①都市との交流促進方法としてのグリーン・ツーリズムの推進

本町のグリーン・ツーリズムの取り組みを、都市との交流促進、地域農業の活性化を目的とする活動として位置づけ、その推進を図ります。

### ■主要施策

- 地域農業活性化策としてのグリーン・ツーリズムの推進

### ■目標とする指標

区 分	目 標
都市農村交流イベント開催	7回/年→10回/年

## 2 林業の振興 **重点**

### ①地域林業の振興

#### ■現況と課題

- 本町の森林面積は 21,597ha で、町土の約 80%を占めています。これらの森林は、林産物の生産、国土の保全、水源の涵養、自然・生活環境の保全等多面的な機能を有しており、これらの機能を通して地域住民の生活と深く結びついています。
- 本町の森林資源は、民有林面積 12,602ha、内人工林は 5,179ha (41%) を占めています。その内、7 齢級以上の成熟期を迎えた人工林は 3,167ha で 62%を占めていますが、林業を取り巻く環境は大変厳しく、低価格な輸入木材の増加に伴い、国産木材の需要が著しく低下するなど、木材価格の低迷も相まって、林業生産活動は危機的状況にあります。
- 保育、間伐等の森林整備を着実かつ合理的に推進していくためには、その基盤である林道、作業道の路線整備とともに、森林組合等の施業の実施体制の整備、森林施業の共同化、機械化の推進など、条件整備を計画的に推進することが必要となっています。
- 農家のうち、山林保有農家は 58%、農家林家も 51%におよび、林業との複合経営がなされていることから、より収益性の高い林業経営の確立が必要となっています。





## ■基本方針

### ①低コスト林業の推進

林産物生産の森林では、適正かつ計画的な保育作業による良質材の生産を図るとともに、作業道等の基盤を整備し、低コスト林業の推進を図ります。

### ②各種補助事業の活用推進

下刈、除伐、保育等を必要とする造林地については、本町と森林組合、林業改良指導員との連絡を密にし、集落会議等を通じて、技術啓発普及、助言、指導などに努めるとともに、森林所有者への呼びかけ、各種補助事業の活用を強力に推進していきます。

### ③付加価値や収益性の高い特用林産物の生産の推進

農業と林業による複合経営が営まれている本町の実態から、山菜、天然水、しいたけ、なめこ、くり等といった、付加価値や収益性の高い特用林産物の生産を推進します。

### ④町内産木材の需要拡大

町内での住宅建設において町内産木材を使用した場合に助成制度を設けるなど、町内産木材の需要拡大を図ります。

## ■主要施策

- 既存森林の保育事業
- 水源涵養の強化
- 各種補助事業の導入による林業経営の改善
- 放置森林の育林事業
- 間伐材の有効利用の推進
- 特用林産物の生産推進
- 町内産木材を活用した住宅建設費用に係る助成制度の創設

## ■目標とする指標

区 分	目 標
町内産木材利用促進	住宅建設費用に係る助成制度の創設

### 3 工業の振興 **重点**

#### ① 地域工業の振興

##### ■ 現況と課題

○平成 21 年の本町の工業は、事業所数 25、従業者数 772 人、製造品出荷額等は 139 億 9,932 万円となっています。平成 10 年との比較では、事業所数はほとんど変化していませんが、従業員数は総数で 99 人減少しています。また、製造品出荷額等も 45 億 3,635 万円（約 24.4%）の減少となっています。

○今後は、工業の伸び悩みによる先行き不安に対して、経営の強化と雇用の安定対策が必要になっています。

##### ■ 基本方針

###### ① 経営強化の促進

既存企業の経営の安定、近代化を促進し、付加価値生産の開発及び製造転換などに取り組むため、各種制度事業の情報提供に努め、経営力強化への効果的活用を進めます。

###### ② 雇用確保、再就職の情報提供

全国的に企業の倒産が相次ぐなか、本町においても雇用の確保が大きな問題となりつつあります。こうした状況を踏まえ、中小企業相談窓口を設け、再就職等に係る情報提供を行っていきます。



■主要施策

- 各種金融制度の活用
- 中小企業相談窓口の活用

■目標とする指標

区 分	目 標
事業所数・従業者数	現状維持
製造品出荷額	現状維持

■工業の推移

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
事業所数	23	22	25	24	25
従業者数	702	781	769	804	772
製造品出荷額等(万円)	1,505,553	1,793,474	1,760,734	1,628,427	1,399,932

※4人以上事業所を集計

資料：工業統計調査

## ②企業誘致活動の推進

### ■現況と課題

- 人口の減少に歯止めをかけるためには、「若者の定住」が重要ですが、そのためには子育て環境の充実や交通アクセスの整備など様々な要素が総合的に絡み合うため、非常に難しい問題となっています。また、「働く場の提供（雇用の場の確保）」は最も有効な方策と考えられますが、大量の雇用を創出する会社または企業体が本町には少ない状況や昨今の疲弊した経済情勢も相まって、町外への人口流出（特に若者の流出）に歯止めがかからない状況です。
- 町内を山形自動車道が横断し、インターチェンジが2か所設置されている本町は、高速交通体系を身近に利用できる交通アクセスに長けた町です。また、仙台都市圏の背後地に位置し、山形市や福島市も含めたトライアングルのほぼ中心に位置し、市場ルートや広域的相互作用の面からも恵まれた地理的立地条件です。
- 本町には、企業誘致の受け皿となる工業団地が無いことや、町の中心部に水質浄化の規制のため湖沼特別措置法の指定を受けた釜房ダムを保有していることなどが企業進出の足かせともなっています。
- 本町は森林環境、水、景観、良好な農地、温泉、公園、ダム、スキー場など独自性のある資源が豊富なのにもかかわらず、産業の活性化と雇用結びついていないのが現状です。





## ■基本方針

### ①企業誘致の具現化

「川崎町企業誘致推進会議」（平成20年10月1日設置）を有効活用し、本町が行うべき活動の取り組み方策等の決定や全庁的体制での施策の取り組みを促し、企業誘致の具現化を目指します。

### ②企業側に立った必要情報の積極的提示

宮城県をはじめとする関係市町村などが連携した企業立地セミナーなどに積極的に参加するとともに、ものづくり産業誘致に焦点を置きながら、企業側に必要な情報（立地環境・労働力・待遇措置・行政支援など）を積極的に提示するなど、本町の意気込みを前面に打ち出しながら企業誘致を推進します。

### ③受け皿の整備

工業用地の造成が容易で比較的許認可が取りやすいとともに、交通アクセスの面で好条件である「北川原山地区」を立地拠点地区として誘致を促進していきます。

### ④本町の自然環境を損なわない企業の誘致促進

本町の自然環境の豊かさを認識し、自然環境を損なわない企業を基本に誘致促進を図っていきます。

### ⑤町内からの企業立地の展開

企業誘致のみならず、本町の豊富な資源を活用した産業創造への支援や、町内の第一次産業を基盤とした活動と複合的に絡み合った産業育成にも視点をおいた町内からの起業展開を目指します。

## ■主要施策

- 企業誘致推進会議の活用
- 企業側に立った必要情報の収集分析
- 新たな町内産業の創設支援体制の確立と将来にわたる発展可能性へのサポート体制づくり

## ■目標とする指標

区 分	目 標
企業誘致推進会議の活用	定期的な開催
企業立地の必要情報分析	統計年鑑の調製
町内企業創出の促進	1社以上の設立

## 4 商業の振興 **重点**

### ①商店街の活性化

#### ■現況と課題

- 平成19年の飲食店を除く本町の商業は、商店数129店、従業者数529人、年間商品販売額77億1,193万円です。商店数は平成11年をピークに減少傾向にあり、年間商品販売額についても、平成14年がピークで同様に減少しており、平成14年と平成19年では6億8,723万円の減少となりました。
- 買物先別消費行動動向をみると、平成9年当時の地元購買率が約30%であったのに対し、平成19年には38%と微増しています。一方、衣料品、靴、家具、電化製品といった買回品の購買動向は8.5%から1.1%と減少しています。
- 食料品や酒類等の最寄品をみると、食料品は他の商品よりは購買率は下がっていないものの、他の商品については全般的に減少しています。その結果、衣料品や家具等の買回品ほどの急激な減少ではないものの、地元購買率は平成9年の67.1%から平成19年は38.2%に減少しています。このように本町の商店街は、仙台市や大河原町の大型店に大きな影響を受け、厳しい状況にあります。
- 本町の商店街は、町中心部の交差点周辺に個人商店が立地し、駐車場スペースや歩道も十分でなく、道路整備や駐車場整備などの市街地整備と一体となった新たな商店街づくりが望まれています。しかし、こうした商店街の改造は、相当のリスクと町民の理解が必要となることから、決して容易な事ではありません。
- 商店街の活性化策として、空店舗を活用したシャッターへのペイントアートや「ここでしか買えない、味わえない、観られない【3ない】」魅力の構築と、地元食材を使うの特産品弁当の開発や販路開発を目指すとともに、多くの消費者を商店街へ誘導（引込）するための仕掛けづくり（人が行き来すれば街も活気づく）や、それらを実現するという熱意と意気込みが必要です。

#### ■基本方針

##### ①本町らしい人情味ある商店街づくりの推進

今後の本町の商業環境を考慮したうえで、望ましい本町の商店街の姿を検討し、消費だけでなく人情などの付加価値を備えた温かみのある商店街づくりを目指します。

##### ②ゆるやかな変化で着実な効果が得られる商店街形成の推進

商店街の買い物環境の整備を目指し、町民の集いの場となり、安全性や快適性が確保された商店街形成の実現を、町民の協力を得ながらゆるやかに実施していきます。

##### ③みちのく公園内等での地場産品販売の実現

みちのく公園（南地区）、エコキャンプみちのく（北地区）、国道286号沿いでの地場産品販売を推進します。





■主要施策

- 町・商工会による新規商品の共同開発
- 宅配サービスの検討協力
- 商店街統一のサインデザインの検討
- 緑化の推進
- 商店街利用者の利便性や快適性に配慮した休憩施設、トイレなどの利便施設の整備促進
- みちのく公園内や国道 286 号沿いでの地場産品販売推進

■目標とする指標

区 分	目 標
新規特産品の開発	1 以上
みちのく公園内、国道 286 号沿いでの販売推進	販路の確保

■商業の推移

区 分	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年
商店数	159	149	139	129
従業者数(人)	490	568	522	529
年間販売額(万円)	660,301	839,916	709,310	771,193
売場面積(m <sup>2</sup> )	8,186	9,322	9,152	9,335

※各年の 6 月 1 日現在の数値

資料:商業統計調査

## 5 観光の振興 **重点**

### ①観光企画の強化による誘客拡大

#### ■現況と課題

- 国定公園蔵王連峰の山麓に位置する本町は、雄大な自然景観と水と緑の豊かな自然環境に恵まれた、観光資源が豊富な町です。
- 年間70万人以上の入園者が訪れるみちのく公園を筆頭に、伊達藩の保養所として1528年に開湯した歴史ある青根温泉、古街道の面影を残す笹谷街道の松並木、笹谷街道の川崎宿と奥州街道の宮宿を結ぶ羽前街道、昭和45年に釜房ダムの完成により生まれた釜房湖、深い谷底を清冽な水がほとばしる仙人沢などが町内に点在しています。
- 各周辺市町との連携を強化し、観光資源と地域特性を生かした誘客の増大を図るために、「蔵王観光開発推進協議会」、「みやぎ蔵王三源郷推進協議会」等を組織化し、広域的な観光の振興に取り組んでいます。
- 町有施設であるセントメリースキー場や宿泊施設である交流促進センターの「るぼぼかわさき」の利用者数が伸び悩んでおり、これら施設の利用増進が課題となっています。
- 本町の自然、産業、歴史・文化などを生かした体験学習やイベント開催、観光情報の提供やPRなど、観光企画の強化を進め、インバウンド<sup>\*</sup>を視野に誘客の拡大や隣接市町との地域連携を図る必要性も高まっています。
- 地域産業と観光との連携を強化し、観光客による地域経済効果の拡大並びにみちのく公園南地区と北地区、東地区の開園を踏まえた雇用促進の働きかけなども必要となっています。

#### ■基本方針

##### ①観光と農業の連携促進

本町は、県下でも有数のそばの作付面積を誇っています。しかし、作付面積に対して収穫量は僅かで、町内産のそば利用も進んでいないのが実情です。本町の特産品としてそばの利用促進を進めるためには、減反対策としてのそば栽培、そば打ち体験、地元産の手打ちそばとしての飲食店での活用、さらにはそばの花を景観作物として見せるなど、観光に結びついた有効活用が望まれています。

##### ②観光宣伝活動の推進

本町ならではの特産品やイベントのPRと一体となった観光宣伝を積極的に行い、誘客の促進につなげます。

「インバウンド」……………外国人旅行者を自国へ誘致することの意。日本においては、海外から日本へ来る観光客を指すことが多い。



③観光情報提供の高度化の推進

最近の情報通信技術の高度化を踏まえ、パンフレットやポスターなどに加え、ホームページの拡充とインターネットなどを活用した観光情報提供機能の充実に努めます。

④観光サービス力の向上

町民が本町の名所や歴史などについて説明（案内）できるための人づくりを行い、町外者に対する観光サービス力の向上を図ります。

⑤観光企画力の向上

本町の特産品であるそばやこんにゃく、町有施設のるぼぼかわさき、セントメリースキー場、笹谷オートキャンプ場、青根温泉公衆浴場「じゃっぼの湯」等の利用増進を図るための企画・アイデアを町民と一緒に検討していきます。また、支倉常長まつりや宮城かわさき雪まつりなど、本町独自のイベントの継続・拡大を推進します。

⑥みちのく公園北地区、東地区の開園を踏まえた地元雇用促進の働きかけ

今後計画されているみちのく公園北地区、東地区の開園を地元雇用創出への機会と捉え、積極的に雇用促進の働きかけを行います。

■主要施策

- 広域的な観光連携事業の推進
- 観光宣伝活動の推進
- 本町の見どころを知り、学習する活動の支援
- そばを活用した観光産業の掘り起こし
- イベントの継続・拡大の支援
- 町有施設の機能増進
- 専門職の配置並びに人材の投入
- みちのく公園での雇用促進



■目標とする指標

区 分	目 標
観光客数	988 千人→増加

■観光客の推移

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
観光客数	729,274	922,450	977,621	973,789	988,960
宿泊者数	117,152	146,238	150,069	88,206	98,999

※客数は各年の1月から12月までの人数

資料：商業統計調査

## 第3 自分らしさが発揮できる環境を充実します（自分の活動）

### 1 生涯学習の振興

#### ①生涯学習理念の推進

##### ■現況と課題

- 生涯学習とは、町民一人ひとりが生涯にわたって行う学習活動全体を表し、自己充実や生活の向上に役立つことであり、自分に適した手段・方法を選び、生涯を通じて学習活動をすることです。
- 生涯学習は学校や社会の中で、意図的、組織的な学習活動としてとらえることだけではなく、スポーツ・文化活動、趣味、レクリエーション、ボランティア活動など自発的な活動も含まれます。こうした考えに基づき、町民一人ひとりが、生涯にわたり自由に学習機会を選択して学ぶことができる、充実した生きがいのある社会を目指すことが必要です。
- 本町では、平成17年度より体育振興課を生涯学習課に統合し、家庭教育、女性教育、少年教育、青年教育、成人教育、高齢者教育、芸術文化、生涯スポーツ、一般の9分野で社会教育事業を行うとともに、「町民ひとり1学習、1スポーツ、1文化活動」をテーマに、生涯学習体制の基盤整備、生涯スポーツの振興充実、芸術文化活動の振興と文化財の保護伝承を推進しています。
- 今後は本町の将来像を見据え、学校教育、社会教育、家庭教育のさらなる連携を図り、町民一人ひとりが生きがいを持った生涯学習の実現を目指していくことが必要です。
- 現代社会における課題は多種多様となっており、高度化・多様化する町民の学習ニーズに対応し、町民の生涯を通じて主体的に学習活動ができるように、各分野における事業展開、講座等の拡充を図っていく必要があります。





## ■基本方針

### ①学びを追求した教育の実現

町の教育課題を的確に把握しながら、生涯学習の視点に基づく社会教育を推進し、「生きる力」と「深い郷土愛」に満ちた町民の学びを培う教育の実現に努めます。

### ②学校教育、社会教育、家庭教育の連携

多くの町民が生きがいを見つけられるような機会提供とそれを支える生涯学習体制の環境整備のため、学校教育、社会教育及び家庭教育との情報共有化や相互連携を推進します。

### ③多様な学習ニーズへの対応

町民の潤いと生きがいに満ちた生活を目指し、各年代層やそれぞれの分野にわたった学習活動に対応した支援策を推進します。

## ■主要施策

- 学習需要に対応した事業計画と実践
- 社会教育関係団体の育成と連携強化
- 学校教育と社会教育の連携と融合
- 学習情報の収集と提供
- 学習ボランティアの把握と活用の促進
- 地域社会との協働体制の推進

## ■目標とする指標

区 分	目 標
生涯学習の推進	町民ひとり1学習、1スポーツ、1文化活動 実施者数の増加

## ②社会教育施設の整備

### ■現況と課題

- 本町の社会教育施設は、川崎町公民館1、公民館分館等17、B&G海洋センター、川崎町総合運動場で、施設の状態をみると、地域の生涯学習の拠点となる分館の整備が進み、身近な場所での生涯学習への取り組みが増えてきています。
- 図書館については、図書離れに対応した新たな機能を付加するなど、時代のニーズに即した図書館づくりが望まれています。
- 本町では、小・中学校の体育館や校庭を地域の人達に開放しており、地域活動やスポーツの利用が増加していますが、生涯学習社会の形成を目指し、小・中学校を地域住民のコミュニティの核として、また、生涯学習の場として、積極的に地域への開放を進めていくことが望まれています。

### ■基本方針

#### ①社会教育関連施設等の整備

生涯学習の拠点施設及び社会教育関連施設の整備・維持管理及び管理体制の改善を進めます。

#### ②学校開放等の施設利用の推進

小・中学校施設を生涯学習機会の提供場所として、今まで以上に積極的に地域への開放を進めていくことに加え、社会教育施設に類する公的施設についても、地域コミュニケーションや地域活動の拠点として活用されるよう、使用手続きの簡略化や使用情報の共有化を推進します。

### ■主要施策

- 社会教育施設、設備の整備及び維持管理の充実
- 地域の学習拠点として社会教育施設の機能の充実
- 図書充実に向けての整備推進
- 小・中学校施設地域開放の推進
- 学校開放管理運営体制の整備

### ■目標とする指標

区分	目標
施設利用の推進	施設利用者数の増加



## 2 地域文化の醸成

### ①文化活動の推進

#### ■現況と課題

- 本町には、都市から移り住んできた彫刻家などの芸術家が多く在住していることから、芸術家と町民の交流を促進するとともに、川崎町らしい文化活動を推進し、より多くの町民による地域に根ざした個性的で多様な文化活動の展開を促していくことが可能です。
- 青根温泉には、日本人の心の歌として広く知られている「影を慕いて」の発祥の地として、作曲家古賀政男氏の歌碑があり、「影を慕いて」歌謡コンクール全国大会が開催されるなど、後世に残すべき活動が行われています。
- 社会経済動向の変化により、いにしえから受け伝えられた技法や自然との共生方法などが廃れてきています。

#### ■基本方針

##### ①文化芸術活動の推進

広い本町の各地域に点在した文化芸術の交流機会を設定しながら、相乗的な文化活動の継承と発展を、川崎町文化協会を中心に図っていきます。

##### ②いにしえの良き文化の復活

自然と共生した時代の技法や資源の活用方法など、いにしえの良き文化を埋没させることなく、時代のニーズに見合った活用方策を見出します。

#### ■主要施策

- 文化芸術活動の充実
- 文化団体の育成と文化活動の拠点づくり
- いにしえの良き文化の活用方策の展開

#### ■目標とする指標

区 分	目 標
文化団体の育成	29 団体→増加

## ②郷土文化の活性化

### ■現況と課題

- 本町では、本砂金鹿踊保存会、神明神楽保存会、支倉豊年踊保存会、小野田植踊保存会が活動を行っているとともに、各団体において子ども達に地域文化の継承を行っています。
- 縄文時代の埋蔵文化財をはじめ、歴史街道の笹谷街道等、有形・無形の文化的遺産が数多くあります。
- これらの一部は指定文化財として保存・継承を図る一方、小冊子による記録保存をしていますが、都市化の進展とともに忘れられ、また失われるものも多く、保護対策の一層の充実強化が必要となっています。

### ■基本方針

#### ①地域文化の保全・継承

地域文化を学校教育の中などに取り込み、小さい頃から地域の良さや地域文化に接する機会を設けます。

#### ②歴史的文化遺産の継承

文化財や民俗資料の調査、保護、活用を進め、郷土の歴史文化の継承を図っていきます。





■主要施策

- 学校教育などにおける地域文化の保全・継承
- 文化財の保護・活用・継承と保護団体の育成
- 文化財の調査研究の推進と保護対策の充実
- 新たなテーマ設定による川崎町の文化財等冊子の整備

■目標とする指標

区 分	目 標
地域文化の保全	文化継承機会の増加



### 3 国際化の推進

#### ①国際交流の推進

##### ■現況と課題

- 本町は、江戸時代に慶長遣欧使節として太平洋と大西洋を渡り、ヴァチカン教皇パウロ5世に謁見し伊達政宗の親書を渡した、国際交流の先駆者である支倉常長ゆかりの地です。
- 本町では、JETプログラム<sup>\*</sup>や民間の外国人教師を活用し、児童生徒の国際理解や英語教育の充実に力を入れて取り組んでいます。また、幼児期から外国人と交流を通じて国際人としての資質を高め、相互理解を深める活動を行っています。
- 平成11年には町民の自主的な活動から「かわさき国際交流の会」が発足し、中国、韓国から嫁いできた人達を対象にした日本語講座や、近隣に在住する外国人の子ども達を通して異国文化の理解を深める活動などを行い、着実に国際交流の芽が町民の中からも育ってきています。
- 言葉の壁や生活スタイルまたは文化の違いから、町内在住の外国人が生活環境に馴染めず苦勞している（中には町内を去る方もいる）現状もあります。
- 現代においては、本町(平成22年10月現在：町内外国人登録者数は31人)に限らず、国際社会に対応する人材育成や幅広い交流活動が必要不可欠になっており、海外派遣事業への取り組みや外国人との共生社会構築のための支援システムづくりの強化が求められています。

##### ■基本方針

#### ①国際人の創出の推進

急激なまでのグローバル化の進展から、国際的感覚に長けた人材の育成が求められており、青少年の海外派遣や外国人の交流活動を展開するなど、国際人の創出を図ります。

#### ②民間による国際交流活動の支援

本町に居住している外国人の方々が積極的にイベントに参画する機会の設定や町民とふれあえる事業を推し進めることによって、外国人の町内の異文化への理解度の向上と第二の故郷としての住み心地の良い風土づくりを展開します。

「JETプログラム」.....

地方公共団体（都道府県、政令指定都市及び市町村）等が総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会の協力の下に、外国青年を招致する事業であり、外国語教育の充実に努めるとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的としている。



### ③国際化対応のまちづくりの推進

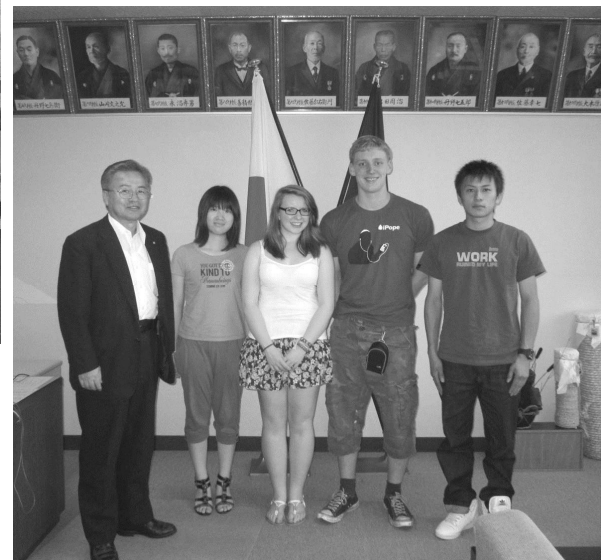
外国人の国内居住または訪問増加に対応した国際化社会の潮流に沿ったまちづくりを進めるため、町内外国人をはじめとする人材との協力体制システムの構築を図るとともに、外国人用案内板の整備や観光パンフレットの充実を促進します。

#### ■主要施策

- 国際理解教育の拡大
- 青少年の海外派遣
- 居住外国人との交流促進
- 国際人バンク（外国人等人材バンク）の設立（または国際交流団体への後押し）
- 案内板等の英語・中国語等併記の推進
- ホームステイ受け入れ家庭の支援

#### ■目標とする指標

区 分	目 標
外国人満足度と定着	定着数の増加
国際人の創出	人材バンク数の増加



## 4 スポーツ・レクリエーションの振興

### ①生涯スポーツの振興

#### ■現況と課題

- 少子高齢化社会の到来や子どもの体力低下、スポーツ離れ、健康問題等の関心から、様々なスポーツ活動に対する役割や重要性が見直され、町民の意識や関心が高まっています。
- 本町では、町民の体力づくりとスポーツを通じての連帯感及び地域づくりの活性化を促進するため、幼児から大人まで幅広い年齢層を対象に各種教室、大会を実施し、「町民ひとり1スポーツ」の理念に基づき、生涯スポーツの振興充実を図っています。
- スポーツ人口は増加し、活動も幅広い年齢層で活発になってきていることから、多様なスポーツニーズに対応し、体育協会、スポーツ少年団活動の一層の活性化と、町民一人ひとりがスポーツを楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブの活用など、スポーツ環境の整備確立が必要となっています。



#### ■基本方針

##### ①生涯スポーツ4本の柱の推進

本町はこれまで「競技」、「健康」、「レクリエーション」スポーツ等の普及促進を図ってきましたが、高齢者を対象に、転倒予防のための運動を基本とした「リハビリテーション」スポーツも今後推進していきます。

##### ②スポーツ人口の拡大と環境整備の推進

「町民ひとり1スポーツ」を基本に、自分に適した様々なスポーツがいつでも気軽に楽しめるよう、各種教室、大会等の開催や、体育協会加盟各種団体、スポーツ少年団活動に参画しやすい環境づくり、また、指導者の育成などを推進し、スポーツ人口の拡大を図ります。



■主要施策

- スポーツ団体活動の活発化と充実・育成
- 総合型地域スポーツクラブの育成
- 行政区スポーツ・レクリエーション活動奨励事業の推進
- 各種スポーツ教室、大会の拡充

■目標とする指標

区 分	目 標
スポーツ人口の拡大	町民スポーツ人口の増加



## ②スポーツ・レクリエーション施設の整備

### ■現況と課題

- 本町の社会体育施設として、川崎町B&G海洋センターと総合運動場がスポーツ活動の拠点となっており、地域においては各小・中学校体育館及び校庭を開放し、広く町民に親しまれています。
- 川崎町B&G海洋センターは、体育館とプールがあり、体育館は1階がバスケットコートやバレーコート1面分の面積を有するアリーナ、2階がトレーニングルーム、プールは25m×6コースの規模です。
- 総合運動場は多目的グラウンドと人工芝多目的コート（テニスコート3面・フットサルコート2面）で、多目的グラウンドは照明施設が整備され、野球場1面の規模となっています。
- 本町の体育施設については、体育協会、スポーツ少年団をはじめとする町が認定した団体や地域スポーツ活動団体の利用料金が全額免除となっていますが、将来は受益者負担の原則から、利用者に対する料金徴収も視野に入れた施設管理運営が必要となっています。

### ■基本方針

#### ①既存施設の改修と利用料金徴収

計画的に改修を進めていくために、財源確保のための使用料金の徴収を検討していきます。

#### ②指定管理者制度導入による施設の管理運営

指定管理者制度を導入し、民間の活力を最大限発揮できる環境を整えるとともに、本町の社会体育施設全般の管理運営をしていくことで、行政と民間が一体となったスポーツの振興、スポーツイベントの企画・運営を目指していきます。

### ■主要施策

- 既存施設の改修、整備
- 社会体育施設など地区スポーツ活動拠点の整備
- 指定管理者制度導入による施設管理運営
- 人工芝多目的コートの利用促進

### ■目標とする指標

区 分	目 標
効率的な施設運営	指定管理者制度の導入



### ③スポーツイベントの推進

#### ■現況と課題

- スポーツを通じて町民が心身ともに健康であるとともに、地区のコミュニティの活性化を図るために、行政区を中心にスポーツ・レクリエーション活動を推進し、日常的なスポーツ行事の拡充と町民相互の親睦融和を図っていく必要があります。
- 本町の自然豊かな環境を最大限に活用し、「水」、「山」、「人」をテーマとしたスポーツイベントを開催することで、故郷の魅力再発見と、町民の健康増進及び郷土愛を深めていく必要があります。

#### ■基本方針

##### ①行政区スポーツ・レクリエーション活動奨励事業の推進

スポーツを通じて健康増進と、親睦融和を図るとともに、地域力の向上を目指していきます。

##### ②自然環境を生かしたスポーツイベントの開催

本町の自然環境を活用し、「水のスポーツ」としてカヌー体験、「山のスポーツ」として登山やトレッキング等のスポーツイベントを開催するとともに、スポーツイベントを通じて、故郷の魅力を再発見するきっかけと参加者相互の親睦を深め、「人」とのつながりを強化していきます。



#### ■主要施策

- 行政区スポーツ・レクリエーション活動への指導者派遣
- 自然環境を生かしたスポーツイベントの開催
- 各種スポーツ関係機関との連携・支援

#### ■目標とする指標

区 分	目 標
スポーツイベントの推進	地域主体イベントの増加

## 5 青少年の育成

### ① 青少年活動の促進

#### ■ 現況と課題

- 近年の核家族化、少子化、生活様式の都市化などの社会環境の変化に伴い、青少年健全育成の阻害要因の増加や、町民の地域連帯意識の希薄化などが本町でも見られるようになってきました。
- こうした変化は、児童生徒ではいじめや非行などの問題行動に表れるため、自己判断力と抑制力の育成、対人関係の在り方、心の指導などが重要となっています。また、青年層においては、個人生活重視の傾向が顕著となり、集団活動や社会性が欠如することなどが指摘されていますので、地域活動への参画を通して社会に対する関心と責任感、協調性を育むことが必要となっています。
- 本町では、教育委員会を中心に、少年教育では小学生の中高学年を対象にした「野外活動リーダー研修会」や「合宿通学」、中高生を対象にした「ジュニア・リーダー初級研修会」などを実施し、団体生活を通して基本的な生活習慣を身につけたり、リーダーやボランティアとしての資質向上を図る取り組みを行っています。
- 少年団体としては、地域子ども会、スポーツ少年団、みどりの少年団が組織され、活発に活動していますが、青年団体の活動については活発とはいえない状況です。
- 今後は、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を踏まえながら一層連携を強め、非行防止にとどまらず、青少年自身の社会参加活動を積極的に促進し、心身共にたくましく豊かな人間として育てていく必要があります。







■基本方針

①青少年の健全育成

体験活動を通して自然とふれあう機会を定着させるとともに、都市との交流事業を推進し、リーダーや指導者の育成を推進します。

②地域活動への参画促進

青少年のまちづくりに対する意識の高揚や浸透を目指し、地域活動への参画を促します。

■主要施策

- 自然や人とのふれあい、体験的学習などの機会の提供
- 青少年の広域的国際的な交流並びに研修事業の展開
- 子ども会育成会の事業支援と連携強化
- 各種指導者の養成と研修の充実

■目標とする指標

区 分	目 標
青少年の健全育成	ジュニア・リーダー参加者数の増加
地域活動参画促進	地域活動事業への参加件数の増加

## ②青少年活動施設の利用促進

### ■現況と課題

○本町は豊かな自然に恵まれ、笹谷オートキャンプ場・セントメリースキー場・みちのくエコキャンプ場が整備されていますが、青少年がスポーツや文化、自然とのふれあいを通じて広域的な交流が出来るよう、青少年の研修活動の場としての利用促進が望まれています。

### ■基本方針

#### ①青少年活動施設の利用促進

少年を中心に実施している野外でのキャンプ活動を通じた自然体験や生活体験から、心の感動を呼び起こす施策をより充実して行うために、活動施設の利用を促進します。



### ■主要施策

○地域素材と自然を生かした環境教育施設の利用促進

### ■目標とする指標

区分	目標
施設の利用促進	野外施設の青少年研修利用率の増加



## 6 町民の主体的な活動の支援

### ①活発なコミュニティ活動の推進

#### ■現況と課題

- 近隣住民とのコミュニケーションの希薄化が叫ばれ、高齢化が進行することによる独居老人問題や社会活動の停滞などが懸念されています。
- 地域内のコミュニティ活動の有無が、生活しやすく、楽しいまちであるか否かを大きく左右するとされ、また、天災など緊急時における救援や復旧は、地域力が大きく影響すると言われています。

#### ■基本方針

##### ①地域コミュニケーションの向上

近隣住民や生きがい活動の仲間などが、日ごろから活発に意思疎通を図れるよう、活動しやすい環境づくりを推進します。

##### ②地域内協働の気運づくり

地域の社会教育活動の拠点施設となる公民館分館の事業活性化と施設整備の充実を図り、地域力向上を図ります。

#### ■主要施策

- 地域の学習施設としての利用促進と機能充実
- 地域コミュニティの醸成と地域文化の伝承支援
- 公民館分館管理の自治活動の支援

#### ■目標とする指標

区 分	目 標
地域内協働の促進	地域内コミュニケーション機会の増加

## ②身近な施設の維持・管理の推進

### ■現況と課題

- 町が実施する環境の保全と創造に関する施策の確実な実施とともに、町民一人ひとりが、身近な環境をより良いものとしていくために、自主的かつ積極的な行動の推進が求められています。
- 地域の緑化活動やリサイクル活動の積極的な参加など、町民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイル（生活様式）を確立し、実行していくことが重要です。
- 本町では、住民自治の観点に立ち、町が整備した身近な施設を町民が維持・管理することを推進しており、維持・管理活動をきっかけに美しい環境づくりへの取り組みが望まれます。

### ■基本方針

#### ①町民による維持管理の推進

町民が生活道路として日常よく利用する道路については、地域住民が主体となった道路緑化や清掃活動などを推進します。また、景観に配慮して整備された農業水路などは、通常以上に維持・管理が必要となることから、町民と水利組合が一体となった管理を推進します。



#### ②町民による美しい景観づくり

町民の一人ひとりが、自分たちの土地や建物の美観に配慮し、美しい景観形成に努めます。

### ■主要施策

- 町民による維持管理の推進
- 町民による美しい景観づくりの推進

### ■目標とする指標

区分	目標
地域住民による道路愛護活動	9行政区→全行政区



### ③NPO活動等の支援

#### ■現況と課題

- NPOは、平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行されたことに伴い、法人格を有することによって活動の幅が広がっています。（広義のNPOには法人格を持たないボランティア団体も含まれます。）
- 「行政サービス」から「公共サービス」へという社会構造の変化に比例したニーズの増大と多様化を背景に、その専門性や先駆性などを生かし、自主的・自発的に活動するNPOは、公共の担い手として、福祉、環境、まちづくり等の分野で欠かせない存在となっています。
- NPO組織についての世間的な理解・認知度の不足、または脆弱な運営基盤、不安定な活動場所・活動機会など、NPO活動にはまだまだ様々な問題があります。

#### ■基本方針

##### ①NPOと行政の協働

町民のニーズの把握や施策の実施方法について、多角的な視点から検討を行うため、町民やNPOの政策プロセスへの参加を促進します。また、従来は業務委託が重視されてきましたが、協働の形態は多様であるため、業務委託に限らず協働による連携を図っていきます。

##### ②NPO活動の支援

NPOが社会的貢献活動を行うにあたって、広く町民へ活動内容を報告できる機会の設定支援をはじめ、行政と連携したまちづくりの進展に向けた情報の共有化や話合いの積極的な実施など、相互交流を通じたパートナーシップ体制の機運づくりを一層促進します。

##### ③NPO設立の支援

公共サービスの担い手として、いまやNPOは社会に欠かせない存在であることから、今後とも新たな社会的課題解決に向けて立ち上がろうとしている人々の声をくみ取る姿勢を広く周知するとともに、組織化の手続き支援や事業アドバイス、または他のNPOとの連絡調整ができる窓口の拡充を推進していきます。

#### ■主要施策

- 既存NPO活動の後方支援の推進
- NPOと行政の協働事業の推進
- NPO設立支援窓口の拡充

#### ■目標とする指標

区 分	目 標
NPO 参画機会の確保	事業への参加
新規 NPO への支援	手続き等の周知

## 第4 これらの活動を支える基盤を整備します（支える基盤）

### 1 道路・交通体系の整備

#### ① 幹線道路の整備

##### ■ 現況と課題

- 仙台市に接する本町は、流出就業者の6割近くが仙台市に通勤する状況が示すように、就業の場の多くを仙台市に依存しています。一方、仙台市民の身近な憩いの場として、年間70万人以上の入園者が訪れるみちのく公園が立地しています。
- 本町では、仙台市との間で人やモノの流れが大きく、この流れをより大きく円滑にしながら一層の連携強化を図ることが、本町の活性化の原動力になると考えられます。
- 仙台都市圏とのより一層の連携強化、交流促進を図るうえで重要な基盤となるのが、仙台市と山形市を結ぶ国道286号です。しかし、茂庭～赤石間の4車線化は完了しているものの、碓石～赤石間の道路整備が遅れているため、早期事業着手が強く望まれています。
- 野上地区のように、集落を迂回するバイパス整備が行われていない箇所については、居住環境の悪化を防ぐバイパス整備が望まれています。
- 本町を南北に縦断し、白石市と岩手県一関市を結ぶ国道457号は、国道4号の機能を補完する南北方向の交通軸として重要な位置づけを持つことから、その整備促進が望まれています。

##### ■ 基本方針

#### ① 国道286号(碓石～赤石間)の整備促進

道幅幅員が狭く急カーブが多い区間であり、夜間や冬期間の安全性の確保が難しく、また、交通渋滞の原因となっている国道286号の碓石～赤石間の早期事業着手を各関係機関へ強く要望します。

#### ② 国道286号野上バイパスの整備促進

本町を横断する国道286号で唯一バイパス整備が行われていない野上地区に関して、沿道集落の居住環境保全、交通安全等の観点から、バイパス整備に向けて早期事業着手を各関係機関へ強く要望します。

#### ③ 国道457号の整備促進

国道4号の機能を補完する国道457号の整備に向けて早期事業着手を各関係機関へ強く要望します。



■主要施策

- 国道 286 号碓石～赤石間の整備促進
- 国道 457 号の整備促進
- 野上バイパスの整備促進

■目標とする指標

区 分	目 標
主要施策 3 項目の整備促進	整備完了

■川崎町道路網図



## ②安全な道路づくり

### ■現況と課題

- 川内、本砂金地域を通過する国道457号は、地域住民にとって大変重要な生活道路ですが、歩道がなく、見通しの悪い部分の改良も遅れており、安全性が高い道路とは言えません。
- 碁石地区を通過する国道286号は、街灯や歩道の整備が十分でなく、小・中学校に通う児童・生徒の安全確保のための歩道整備が必要です。
- 本町の国・県道は、集落周辺のバイパス整備などを中心に改良・舗装が進められた車主体の整備であったことから、歩行者の立場に立った安全性の高い道路づくりへの取り組みが十分ではありません。今後は、国・県道の歩道整備に対する積極的な取り組みが必要となっています。
- 冬期の除雪については、住民の協力を得ながら、質的改善に努めていく必要があります。

### ■基本方針

#### ①歩行者の安全性に配慮した道路整備要請の強化

本町の国・県道は、町内と町外を結ぶ幹線道路であるとともに、点在する集落間を結ぶ生活道路の位置づけも持ち合わせた道路です。今までの車中心の道路整備から人間中心の道路整備へと転換し、歩道整備を中心とする歩行者の安全性に配慮した道路整備の実施を、道路管理者である宮城県に要請する活動を強化していきます。

#### ②バリアフリー化の推進

歩道整備などにあたっては、高齢者や障がい者等が安心して日常生活を営むことができる環境づくりのため、バリアフリー化を推進します。

#### ③道路維持管理の向上

安全かつ快適な通行を確保するために、計画的に道路等の維持修繕を実施するとともに、住民の協力を得ながら、冬期除雪の質的改善を進めていきます。





■主要施策

- 国・県道の歩道、街灯整備の促進と主要町道の歩道整備の推進
- バリアフリー化の推進
- 道路維持管理の向上
- 除雪に対する主体的な住民参加と質的改善並びに県との協力体制の確保

■目標とする指標

区 分	目 標
道路管理上の瑕疵による事故件数	ゼロ

■町・農・林道路線数、総延長の推移

区 分	平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度		
	路線数	延長 (m)	前年比 (m)	路線数	延長 (m)	前年比 (m)	路線数	延長 (m)	前年比 (m)	路線数	延長 (m)	前年比 (m)
町 道	239	193,337	1,669	239	193,337	0	243	193,571	234	243	194,161	590
農 道	70	57,722	0	70	59,053	1,331	70	59,053	0	70	58,962	△ 91
林 道	32	51,381	0	32	51,381	0	32	51,381	0	32	51,381	0

※資料：建設水道課、産業振興課

### ③公共交通体系の維持

#### ■現況と課題

- 公共交通機関の確保と町民福祉の向上を目的に、平成13年1月15日から「かわさき町民バス」の運行を開始し、主に交通弱者の足として年間延べ約6万人の利用実績となっていますが、町民バスは既存路線バスとの重複を避けた町内循環ルートが主流であり、町外へのアクセスを前提とした運行体系ではありません。
- 町外の通学や通勤に利用する公共交通機関として、平成22年10月から高速バスの運行（往復3便）も開始しましたが、宮城交通㈱の既存路線バス頼りの状況です。
- モータリゼーション\*の進展や少子高齢化の進行を背景として、既存路線バスの経営は縮小傾向にある一方、新たな交通機関への進出または民間参入は難しいのが実態です。
- 核家族の増加に伴い共働き世帯の児童・生徒の移動距離に制限があるため、スポーツや教育を享受するためには保護者による送迎が必要であるなど、労力的・経済的負担が大きいのが課題で、学校再編に伴う通学時の児童の安全や父兄の負担軽減のため、スクールバスを検討しなければならない状況にきています。

#### ■基本方針

##### ①既存路線の維持

乗車率が低調な不採算地区の運行バスの路線本数縮小や路線廃止が危惧されるため、高速バスも含めた既存路線のPR支援や町民乗車ニーズ分析あるいは乗車率向上提案など、運行会社との情報共有をはじめ、路線バス乗車向上支援対策を通じた乗車数の向上により、路線の維持を推進します。

##### ②町民バスの運行充実

町民のニーズや町民バス運営審議会の意見を的確に捉えつつ、利用者の視点による利便性の向上と現在の車両4台体制の是非、乗車料金の改善または有無などを検討し、安全で安定した、また、広く多くの町民に利用される町民バス運行体制の見直しを図ります。

##### ③新たな公共交通体系の確立

町外への公共交通アクセスの向上や町内の持続的な交通機関の維持、さらにスクールバス運営など、公共交通体系全般の調査・分析を通じた計画に基づき、新たな公共交通網の整備を推進します。また、新たな輸送方法に対する支援や輸送団体の連携強化を促進します。

「モータリゼーション」……………自動車社会が進行すること。



■主要施策

- 公共交通網整備計画の策定
- 既存路線維持対策の推進
- 町外アクセスを視野に入れた町民バス路線の見直し
- スクールバスの運行

■目標とする指標

区 分	目 標
既存路線の維持	既存路線乗車数の増加
町民バスの維持・見直し	乗車数年間7万人
公共交通体系の強化	公共交通網整備計画策定

■町民バス利用者の推移

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
青根・前川線	15,637	1,544	16,007	370	15,344	△ 663	14,285	△ 1,059
笹谷・野上線	14,895	88	14,592	△ 303	11,239	△ 3,353	11,645	406
基石・支倉線	23,621	△ 1,393	21,605	△ 2,016	17,928	△ 3,677	16,155	△ 1,773
本砂金・川内線	11,215	△ 328	9,825	△ 1,390	10,909	1,084	11,331	422
湯坪線	829	37	919	90	694	△ 225	692	△ 2
下原線	722	△ 176	961	239	874	△ 87	872	△ 2
四ヶ銘山線	934	77	1,075	141	1,117	42	1,049	△ 68
安達線	918	△ 45	869	△ 49	869	0	788	△ 81
町内循環	3,198	18	2,944	△ 254	2,946	2	2,477	△ 469
合 計	71,969	△ 178	68,797	△ 3,172	61,920	△ 6,877	59,294	△ 2,626

※資料：企画財政課

## 2 計画的な土地利用

### ① 自然的土地利用の保全・活用

#### ■ 現況と課題

- 本町の地勢は、町域面積 270.8 km<sup>2</sup>の 85%を占める山岳丘陵地帯と、東部の河岸段丘が発達した山間盆地に分けることができます。一方、集落、農地は山間盆地内を流れる河川の流域に分布して発達してきました。
- 山岳地帯や釜房湖周辺については、国立公園や自然保護に係わる地域指定による開発規制により、その保全が図られてきましたが、最近では、環境保護に対する社会の関心が高まっており、本町の美しい自然環境の保護はもとより、町民が一丸となった取り組みが一層重要となっています。
- 自然とのふれあい活動や自然学習など、地域の自然、生活、文化、歴史にふれる行動が広がりを見せていることから、保全とともにその活用についても推進していくことが必要となっています。

#### ■ 基本方針

##### ① 森林地域の計画的な保全・活用と適正な誘導

本町の森林地域について、林業基盤の整備や森林の保育管理の強化を図りながら、水源涵養や町土保全等の公益機能の維持と強化を図り、自然環境の保全を推進します。また、自然環境等の保全に留意した森林の有効利用を推進します。

#### ■ 主要施策

- 山の緑の保全や水源涵養など森林機能の向上
- 土地利用規制の適正な運用と自然との調和を考慮した土地利用計画の推進

#### ■ 目標とする指標

区 分	目 標
森林整備促進による水源涵養機能強化	315ha→増加



**②町中心部の計画的な土地利用の推進**

**■現況と課題**

- 本町の中心市街地は、主要地方道亘理・大河原・川崎線沿道に立地した商店街や公共施設を中心に、自然発生的に形成された街並みです。しかし、国道286号バイパスの供用や国保川崎病院の移転以降、中心部の集積度が薄れつつあり、中心部の機能低下が危惧されています。
- 本町の中心市街地については、住環境の保護を第一に、住・商・工の都市機能がバランスよく集積したコンパクトな中心市街地の形成が必要となっています。
- 本町の中心部周辺には多くの未利用地が点在しています。この未利用地を放置したままでは、中心部が無秩序な土地利用になり、集約的で効率の良い都市基盤整備が出来ないため、未利用地の計画的な整序方針の検討が必要となっています。

**■基本方針**

**①計画的な土地利用を実現させる用途地域指定の推進**

将来のあるべき土地利用を実現する手段として、用途地域指定を推進し、建築物の用途・形態等についての規制・誘導を図るとともに、適正な範囲の設定の中で、計画的な土地利用計画を実現していきます。

**■主要施策**

- 町中心部における用途地域指定による居住環境の保全と計画的な誘導

**■目標とする指標**

区 分	目 標
用途地域の指定	計画的に実施

**■利用区分別土地利用状況**

区 分	分 類	面 積
農用地	田・畑・採草牧草地	2,028 ha
森林	国有林・民有林	21,594 ha
原野		30 ha
水面・河川・水路	水面（農業用ため池等） 河川（一級・二級・準用河川） 水路（農業用水路・排水路等）	644 ha
道路	一般道路（国道、県道、町道）、農道、林道	534 ha
宅地	住宅用地、工業用地、その他の宅地	357 ha
その他	公共用地、学校等	1,893 ha
合計		27,080 ha

※平成21年10月1日現在

資料：宮城県土地利用計画

### 3 快適な居住環境の整備

#### ①安定した給水体制の確立

##### ■現況と課題

- 本町には、上水道施設（3カ所の浄水場）と簡易水道施設（5カ所の浄水場）があり、給水を行っています。平成21年度末の上水道及び簡易水道における計画給水人口はそれぞれ11,600人、1,775人、給水区域内人口が8,924人、1,041人の計9,965人、現在給水人口では8,306人、1,074人の計9,380人となり、給水普及率は上水道で93.1%となっています。
- 町民の文化的生活の向上や産業振興にとって、水は欠くことのできない資源ですが、人口の減少、節水意識の強まりにより水需要が減少することが考えられます。
- 現在の有収率は上水道で76.4%であり、漏水管の調査と老朽化した石綿管の布設替えが必要となっています。また、給水区域及び浄水場の拡張整備などによる起債償還及び減価償却費が多額となっているとともに、水道施設の修繕整備の必要もことから、今後も厳しい経営が予想されます。

##### ■基本方針

#### ①水源涵養林としての森林の保全・育成の推進

恒久的な水資源対策として、森林の持つ保水機能に着目した水源涵養林の保全・育成を推進します。

#### ②既存施設の整備・改善

有収率を高め、上水道事業の効率的な運用を図るため、漏水管の調査と老朽化した石綿管の布設替えを推進します。

#### ③水道事業の健全化

経費等の節減に努めるとともに、経営状況によっては見直しの検討を図ります。また、費用対効果によって上水道の整備が難しい地区については、井戸水を確保するための経費に対して助成制度を推進していきます。



■主要施策

- 森林の水源涵養林としての保全・育成
- 老朽管の布設替えの推進
- 水道事業会計の健全化

■目標とする指標

区 分	目 標
上水道有収率	76.4%→88.5%
上水道加入率	93.1%→100%

■上水道普及・給水状況の推移

区 分	給水区域内 人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	1日最大 給水量 (m <sup>3</sup> )	1日平均 給水量 (m <sup>3</sup> )	1人1日 最大給水量 (リットル)	1人1日 平均給水量 (リットル)
平成17年度	9,322	8,455	90.7%	3,380	2,485	400	294
平成18年度	9,232	8,330	90.2%	3,230	2,507	388	301
平成19年度	9,173	8,305	90.5%	3,440	2,611	414	314
平成20年度	9,058	8,243	91.0%	3,750	2,625	455	318
平成21年度	8,924	8,306	93.1%	3,535	2,696	426	325

※資料:建設水道課

## ②下水道及び合併処理浄化槽の整備

### ■現況と課題

- 本町の下水道事業は、住民の生活環境と仙台市の「水がめ」となっている釜房ダムの水質保全を目的として、昭和50年に着手し、昭和60年に供用を開始しました。川崎処理区773ha、青根処理区16haの2つの処理区からなる本町の公共下水道事業は、着実な事業実施が進められ、平成22年3月末現在の水洗化率は川崎処理区で92.3%、青根処理区では53.9%となっています。
- 供用開始から25年が経過し、施設の老朽化が目立ってきており、特に劣化の激しい汚水管については、計画的に更生工事を進める必要があります。
- 公共下水道計画区域外での合併処理浄化槽の設置（水洗化）率は平成22年3月末現在53.7%（単独処理浄化槽除く）で、公共下水道と合併処理浄化槽を合わせた水洗化率は80.0%となっています。
- 今後とも水洗化率100%を目指し、町民の一層の協力を求める積極的なPR活動を展開することにより、下水道への接続を推進するとともに、下水道処理区域以外での合併処理浄化槽の普及促進を図るなど、きれいな水を公共用水域に戻す取り組みを推進していく必要があります。特に青根処理区での水洗化率向上に取り組むことが必要です。
- 下水道事業は、集落や住宅地が点在する地理的条件から、汚水処理人口に対して大規模な事業費となり、平成21年度決算においては、144百万円の料金収入に対し地方債の償還金（借金返済額）が342百万円となっています。その他にも人件費や維持管理費等の経費も発生するため、長年にわたり多額の赤字補てん的繰出金によって運営されている状況です。
- し尿処理や浄化槽汚泥は、川崎町環境衛生センターの施設老朽化に伴い、平成21年4月から仙南地域広域行政事務組合の柴田衛生センターに全量を搬入しています。

### ■基本方針

#### ①水洗化率100%を目指した取り組みの展開

公共下水道事業と合併処理浄化槽の組合せにより、水洗化率100%を目指した取り組みを推進します。

#### ②老朽化した汚水管の更新業務

汚水管の老朽化を放置していると、腐食や管の破損による道路陥没事故、土砂・木根の侵入に伴う浸水・悪臭の発生、漏水による井戸水の汚染などの原因となるため、更新業務を計画的に進めます。

#### ③公共下水道事業区域外の合併処理浄化槽の普及促進

下水道処理区域以外では合併処理浄化槽の設置推進を図り、公共下水道事業との組合せにより、効率的な汚水処理の推進を図ります。





④青根地域の別荘地に対する環境保全対策の推進

青根地区の別荘地に対して、景観や環境に配慮した住宅地づくりの指導を行うとともに、合併処理浄化槽の保守点検徹底など、良好な環境の保全に向けた取り組みを推進します。

⑤下水道事業の経営健全化

地方公営企業の経営原則は独立採算であることから、現在のように多額の赤字補てん的繰出金によって経営されている状況は好ましくないため、経費の節減を図るとともに、段階的に料金の改定を実施していきます。

■主要施策

- 水洗化の推進
- 汚水管の老朽化対策として更生工事の推進
- 水洗化促進のための融資制度の見直し
- 合併処理浄化槽の普及促進と保守点検の徹底
- 下水道事業会計の健全化

■目標とする指標

区 分	目 標
下水道水洗化率	80.0%→100%
一般会計繰入額(公費負担額)	330百万円→222百万円

■水洗化普及率状況の推移

区 分	総人口 (人)	公共下水道区域内				公共下水道区域外			町全体 水洗化率 (%)
		供用開始 人口 (人)	普及率 ※1 (%)	水洗化 人口 (人)	水洗化率 ※2 (%)	人口 (人)	浄化槽 設置人口 (人)	水洗化率 ※3 (%)	
平成17年度	10,719	7,264	67.8%	6,517	89.7%	3,455	1,490	43.1%	74.7%
平成18年度	10,556	7,182	68.0%	6,468	90.1%	3,374	1,479	43.8%	75.3%
平成19年度	10,431	7,133	68.4%	6,491	91.0%	3,298	1,503	45.6%	76.6%
平成20年度	10,284	7,059	68.6%	6,432	91.1%	3,225	1,626	50.4%	78.4%
平成21年度	10,148	7,056	69.5%	6,453	91.5%	3,092	1,661	53.7%	80.0%

※人口は各年度の3月31日現在の人口

資料:建設水道課・町民生活課

※1:普及率(公共開始人口÷総人口):公共下水道を利用することができる人の割合

※2:水洗化率(水洗化人口÷共用開始人口):公共下水道区域内の人で下水道に接続した割合

※3:水洗化率(浄化槽設置人口÷公共下水道区域外人口):公共下水道区域外の人で合併処理浄化槽により水洗化した割合

### ③公園・緑地の整備



#### ■ 現況と課題

- 本町の公園・緑地は、都市計画法で規定する都市公園として、広域公園が1か所（国営みちのく公園）、近隣公園が1か所（城山公園）、街区公園が4か所（青根地区）計画決定されています。その他、平成10年に開設された北川の河川公園、自然公園法に基づく自然公園として青根自然の森公園、さらに、町営住宅地内や地区に設置された児童公園等が13か所あります。
- 開設公園は、青根自然の森公園を除くと、街区公園1か所（0.21ha）、近隣公園1か所（1.37ha）、広域公園1か所（305.1ha）、北川の河川公園及び児童公園13か所（2.12ha）の合計17か所で、面積は308.79ha（北川の河川公園の面積除く）です。
- 街区公園4か所の全てが青根地区に位置し、町中心部にある城山公園は、かつての川崎城址であることから、20mほどの高低差がある小高い丘の公園です。そのため使用できる平場の面積は開設面積のおおよそ1/4程度です。
- 本町の公園・緑地の配置は、誘致距離を勘案した適切なバランスとはなっておらず、特に城山公園は、都市公園の機能を十分に発揮しているとは言えない状況です。
- 町内には緑化された広場がないことから、子ども達が安全にのびのびと遊ぶことができる場所の確保が必要とされています。



■基本方針

①既設公園の活用と維持管理の推進

町民の交流の場として、また、子ども達の遊び場として、地域住民との協働により既設公園の緑化や維持管理を推進し、誰もが親しみやすく利用しやすい公園の整備を図ります。

②河川公園・親水空間の保全の推進

北川の河川公園の保全を推進するとともに、町民が安心して水遊びや釣りが楽しめ、より河川に親しめる親水空間の整備を推進します。

③子ども達がのびのびと遊べる広場の確保

子ども達が裸足でも安全にのびのびと遊ぶことができるよう、町民や体育協会、スポーツ少年団等と協力して既存グラウンドの緑化を推進していきます。

■主要施策

- 既設公園及び空きグラウンドの緑化や維持管理の推進
- 河川公園の整備拡充
- 親水空間の整備推進

■目標とする指標

区 分	目 標
住民との協働による既存グラウンドの芝生化	1施設以上

## 4 定住の場の創出

### ①住宅用地の確保及び住宅分譲地の販売促進

#### ■現況と課題

- 用途地域が指定されている支倉台地区以外は、都市計画区域のみの指定となっており、都市計画区域内では、開発が3,000㎡以上の場合、開発許可制度の適用を受けます。
- 本町の開発指導要綱により、宅地開発事業に関し、事業者の行うべき公共施設及び公益施設の整備等の事業の実施基準及び手続きについて必要な事項が定められ、町民の快適な生活環境及び良好な都市環境の確保が図られています。
- 今後も現在の良好な住環境を維持するとともに、計画的な都市機能配置による機能的な土地利用を実現するために、都市計画的な規制・誘導策が必要です。
- 支倉清水向地区に造成した住宅分譲地は、平成20年の販売開始から2年が経過したもののいまだに買い手が見つかず、今後もしばらくの間未利用地となることが懸念されています。

#### ■基本方針

##### ①用途地域の指定検討

町中心部の良好な住環境の保全及び計画的な市街地形成と住宅用地供給の誘導を図るために、用途地域の指定を検討します。

##### ②支倉清水向地区住宅分譲地の販売促進

これまで以上に営業活動に力を入れながら、定住促進を最優先課題と捉え、販売価格等を抜本的に見直し、住宅分譲地の販売促進を図ります。

#### ■主要施策

- 用途地域の指定と住宅用地供給の誘導
- 支倉清水向地区住宅分譲地の販売促進

#### ■目標とする指標

区 分	目 標
用途区分	指定
住宅分譲地の販売	1戸以上



## ②町営住宅の整備

### ■現況と課題

- 町営住宅は141戸整備されていますが、北原住宅の62戸を除く79戸、56%が昭和40年代に建設されたものであり、多くの町営住宅で老朽化が進んでいます。
- 本町は人口及び世帯数ともに減少していますが、高齢化人口は年々増え続け、低額で入居できる町営住宅の需要は一層高まっています。しかし、町営住宅の建設は昭和61年以降行われておらず、町営住宅の建替えが必要となっています。

### ■基本方針

#### ①計画的な建替計画の推進

中原、伊勢原、青根厚生住宅及び沼ノ平アパートについては、住宅の建替を推進します。

### ■主要施策

- 町営住宅の建替計画の推進

### ■目標とする指標

区 分	目 標
既設町営住宅建替	中原、伊勢原住宅の建替

## 5 川崎町らしい景観の保全と創造

### ① 蔵王連峰の眺望の確保

#### ■ 現況と課題

- 川崎町では、町内各所で蔵王連峰を眺望することができます。蔵王連峰の眺望は本町の景観を構成する重要な要素であり、まちづくりの思想にも「蔵王が美しく見えるまち」を生かす必要があります。
- 「蔵王が美しく見えるまち」をアピールするためには、川崎町を訪れる人が多く利用する場所の利用や景観保全の必要があります。
- 支倉地区では、地域住民が県道沿いにスイセンを植栽し、春には満開のスイセンと雄大な残雪の蔵王山を一望できる「スイセンロード」として、素晴らしい景観が形成されています。
- 近年では耕作放棄地や手入れがされていない山林の増加、国道286号では交通量の増加に伴いポイ捨てされるゴミが目立ち、景観の妨げとなっています。
- バイパス沿道については、蔵王連峰の眺望の妨げとならず、眺望景観と調和する建築物の誘導も必要となります。これに対し、国道286号バイパスは主要幹線道路として整備された道路であり、広域的な施設立地が可能な道路で、このまま放置すれば、バイパス沿いにロードサイド型店舗が立地する日本各地で見られるような画一的な土地利用に変化していくことが予想されます。





■基本方針

①蔵王連峰と調和した景観づくりの推進

素晴らしい蔵王連峰の景観をまちづくりに生かすため、道路沿いへの花の植栽や清掃活動、手入れがされていない農地や山林の除草等を地域住民と協力しながら推進していきます。

②景観と調和した建築物の誘導

国道286号バイパスは、蔵王連峰の眺望が美しい区間であることから、建築物の高さ、意匠、色彩などに配慮し、また、沿道空間を確保した、景観に調和した建築物の誘導を推進します。

■主要施策

- 町民との協働による道路沿いへの花の植栽や清掃活動の推進
- 沿道建物に対する景観形成の指導推進

■目標とする指標

区 分	目 標
主要道路沿線における花の植栽や清掃活動	継続実施

## ②河川景観の保全

### ■現況と課題

- 溪流釣りが盛んな本町では、町を流れる河川の多くで、自然護岸や水辺植生による美しい水景を見ることができ、こうした自然の河川景観を守っていく必要があります。
- 北川においては上流部でもゴミの散乱が目立ち、河川景観が阻害されはじめています。
- 今後必要となる護岸整備などの河川整備の実施にあたっては、極力自然への影響を少なくする方法を用い、自然環境に調和した河川整備を進める必要があります。

### ■基本方針

#### ①手つかずな河川景観の保全の推進

自然護岸や水辺植生による美しい水景を可能な限り保全していきます。

#### ②自然にやさしい河川整備の推進

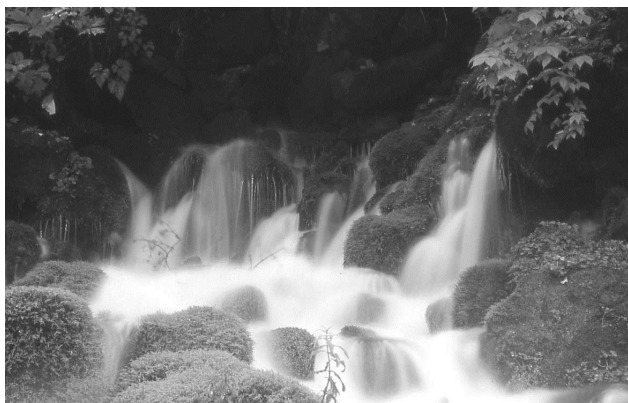
河川に生息・生育する動植物に配慮した河川整備を推進します。

#### ③水の大切さに対する意識の啓発

関係団体と協力して、町民や下流域に居住する都市住民を対象にワークショップ等を開催し、水の大切さに対する意識の啓発を図っていきます。

### ■主要施策

- 手つかずな河川景観の保全の推進
- 自然にやさしい河川整備の推進
- 水の大切さに対する意識の啓発



### ■目標とする指標

区 分	目 標
ワークショップの開催や河川の清掃活動	1回/年以上実施





### ③ 笹谷街道の松並木の保全

#### ■ 現況と課題

- 町中心部から野上地区にかけての国道286号は、歴史街道の面影を残す松並木が両側に続き、今宿地域のランドマークであるシシナゴ山とともに、本町の代表的な景勝地となっています。しかし、交通量の増加や大型車の通行等により、松が傷み、かつてのような松並木の景観が崩れつつあります。
- 本町を代表する歴史的な景観であり、歴史街道の面影を残す松並木の保全が望まれています。



#### ■ 基本方針

##### ① 笹谷街道の松並木の保全と育成

本町を代表する歴史的な景観であり、歴史街道の面影を残す松並木の保全を推進していきます。

#### ■ 主要施策

- 笹谷街道の松並木の保全と育成

#### ■ 目標とする指標

区分	目標
既存松並木の保全	倒木数ゼロ

## 6 自然環境の維持・保全

### ①自然環境の保全

#### ■現況と課題

- 我々の行動は、何気ない日常生活であっても、本町の貴重な自然を損なうことに繋がる場合があるため、町民一人ひとりの自然保全の意識を高める必要があります。また、自然環境を維持・保全するためには、土地利用調整機能の強化による環境保全と開発の調和、環境美化活動や水質保全運動など、自然の保護・保全対策の総合的な実施が必要となっています。
- 特に、本町の価値を失わないために、『大都市から不要なものを持ち込んではいけない町』と誰もが思うよう、イベントや学習会などを積極的に実施するとともに、幼児、児童、学生にも本町の自然環境の保全を認識できる機会を積極的に与える施策展開が必要です。
- 林業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、私有林を中心に森林組合への施業委託の件数が増加していますが、未だに間伐、保育が適切に実施されていない林分が多く見られます。特に、所有規模の小さい所有者や不在所有者の森林は、適切な管理が行き届かず、放置されている場合もあり、これらの森林整備では森林組合や林業後継者の果たす役割はますます重要となっています。
- 林業と木材産業の一体的な活性化、森林空間、景観等を最大限に活用した総合的な林業の展開など、地域住民などの広範な関係者の連携と参加による森林整備・林業振興への取り組みが必要となっています。

#### ■基本方針

##### ①自然環境の保護・保全対策の推進

継承すべき自然環境を後生に残すため、自然環境を保全する条例や指針の樹立や、環境美化運動、水質保全運動などと連携した自然環境の保護・保全活動を展開していきます。

##### ②環境教育の推進

社会教育の一環として、環境問題に対する学習体験の場の充実に努め、環境教育と保全意識の啓発を推進します。

##### ③住民参加による森林整備の推進

水源の森づくり事業を通して、地域住民及び都市住民が森林とふれあう機会を設け、水源涵養に係る森林整備の重要性の啓発を図ります。

##### ④上下流連携による取り組みの推進

名取川水系碓石川は、下流の仙台市の水源として重要な役割を果たしていることから、都市住民の森林・林業への理解と協力を得るための「交流会」等を開催します。



■主要施策

- 自然環境保全条例など自然環境を保全する指針の樹立
- 学校、社会教育での環境教育の推進と保全意識の啓発
- みどりの少年団等の組織化と支援
- 住民参加による都市住民との交流会の開催
- 清掃登山の活用による森林美化活動の開催

■目標とする指標

区 分	目 標
自然環境保全の推進	条例・指針の制定
環境教育の推進	環境保全学習会の参加数の増加
上下流連携の推進	都市住民交流会等の継続実施



## ② 森と水を守る植林と河川の水質保全の推進

### ■ 現況と課題

- 森林等の緑には、水源涵養、大気浄化、二酸化炭素吸収など、多面的で非常に優れた環境保全のための公益的機能があります。特に本町においては、水資源の涵養を担う自然のダムとして、その保全事業は積極的な取り組みが望まれています。
- 本町を流下する碁石川、北川、立野川、前川及び本砂金川は、蔵王連峰の深い緑に支えられた豊かな自然環境が水源となり、どの川も清流が流れる本町の豊かな自然環境を示すバロメーターとなっています。
- 碁石川（通称：上流太郎川、下流碁石川）、北川、立野川、前川が流れ込む釜房湖は、仙台市民等の水源として昭和45年に完成し、現在まで仙台市民の水がめとして上水道の供給を行っており、今後とも釜房湖の水質保全を図る必要があります。
- 本町の森林に対して、木や森を守ることは水を守ることであるとの認識に基づき、森を守るための育林や植林に取り組む必要があります。

### ■ 基本方針

#### ① 上流域の水源地保全の推進

本町の西側丘陵部の一部に見られるブナ林の伐採等に関しては、山の保水力、浄化力機能の低下を防ぐため、流域を把握しつつ、関係機関と調整を図りながら、開発抑制に向けた取り組みを実施していきます。

#### ② 上流域の水源地育成の推進

開発に伴う木の伐採については極力抑制し、「伐採した分だけ植林する」をテーマに働きかけを行います。併せて、保水力の高いブナなどの落葉広葉樹の植林は、これまでの取り組みからほぼ整備が完了したため、今後は育林を積極的に推進していきます。

#### ③ 中流域における水質保全の推進

公共下水道の普及と浄化槽設置事業を推進し、公共用水域への家庭雑排水の流入を防ぎ、水質の保全を図ります。また、家畜のふん尿処理施設の充実を図り、河川の水質汚染対策に取り組むとともに、敷地内の水路へのゴミ捨て防止など、住民の意識付けを行っていきます。

### ■ 主要施策

- 水源地の開発抑制の推進
- 水源地の落葉広葉樹育林の積極的な取り組み
- 水質保全に対する住民意識の向上

### ■ 目標とする指標

区 分	目 標
落葉広葉樹育林	継続実施



### ③河川を活用したイベントの開催

#### ■現況と課題

- 本町の豊かな自然環境を保全し、活用していくためには、自然を知ることが大切であることから、環境教育の充実を図るとともに、生涯学習としての環境学習を推進する必要があります。
- 5本の川が町内を流れる本町にあっては、今以上に河川を意識した新しい生活のスタイルづくりが望まれています。特に子ども達を対象に、水面をながめ、水の流れに耳を傾け、水辺に降りて水にふれるといった機会を増やし、自分の体験を通して自然を学べる取り組みが必要です。
- 上流域である本町とその下流域である仙台市について、河川環境維持や水質保全に対する意識高揚を広げていくための交流が必要です。

#### ■基本方針

##### ①環境教育・学習の推進

環境について学び、理解し、環境に対する意識と行動を変えるために、自然観察会、住民参加の環境調査の実施など、環境学習に対する機会を提供し、学校を核とした環境教育・学習を推進します。

##### ②水辺空間の確保

河川空間は自然に親しめる大切な地域資源との認識のもと、河川改修に併せ、河川とのふれあいを推進する水辺空間の確保を推進します。

##### ③水源涵養教育事業への取り組み

水源と利水者の連携による水源涵養事業（森林環境保全）を推進します。また、河川環境の維持及び水質保全を目的とする事業主体間（国・地方公共団体・NPO・民間）の交流機会の確保を通して年間の意思疎通を図るなど、連携した水源涵養教育事業の展開を促進します。

#### ■主要施策

- 環境教育・学習の推進
- 環境保全型水辺空間の確保と整備
- 水源保全促進関連団体間の交流事業



#### ■目標とする指標

区分	目標
環境教育・学習の推進	環境保全意識の向上
水源涵養事業の見直し	横断連携事業の実施

## ④省エネルギーの推進

### ■現況と課題

- 現在の私たちの暮らしは、エネルギーの消費によって支えられています。その一方で、地球温暖化などの地球規模での環境問題や資源の有限性が叫ばれ、限られた資源を最大限に生かし、効率的に使用する省エネルギーの必要性が高まっています。
- 限られた資源を無駄にしないために、公共施設はもとより各家庭や町内の各事業所で、省エネルギー対策の促進を当たり前の行動として継続的に行うことが望まれています。

### ■基本方針

#### ①省資源型社会への啓発活動の推進

町民、各家庭、事業所の節電や省エネルギー対策の実施などを通じて、省資源型社会を推進するため、国・県などの施策との協調を図りながら、広報紙などを通じて意識啓発を図ります。

#### ②自然エネルギーの利用促進

太陽光発電などを利用した公共施設の照明や街灯などの設置を検討します。

#### ③バイオマスエネルギーの利用促進

廃棄物系及び自然界にある未利用バイオマスのエネルギー活用の可能性を検討します。

### ■主要施策

- 省資源型社会への啓発活動の推進
- 自然エネルギーの利用促進

### ■目標とする指標

区 分	目 標
省資源型社会への啓発活動の推進	広報紙及びホームページでの定期的な啓発記事の掲載 地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定
自然エネルギーの利用促進	太陽光発電等による公共施設の照明や街灯の設置推進



## 7 安全な町民生活の確保

### ① 治山・治水・砂防事業の推進

#### ■ 現況と課題

- 本町の山岳地帯は、極めて急峻な自然条件にあることから、災害発生箇所や急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険渓流区域などを中心に、災害の未然防止事業を実施しています。
- しかし、県が事業主体となって実施される場合がほとんどであること、また、地理的な条件や工事費等の制約等により、十分な対策、管理が難しい状況にあり、人命や財産を守るため、指定区域の拡大や計画的な予防治山事業を継続的に進めていく必要があります。
- 一級河川は、本砂金川、碁石川（通称：上流太郎川、下流碁石川）、北川、立野川、前川及び支倉川の6河川あり、この内、碁石川、北川、前川の3河川は釜房湖で合流し、名取川に注いでいます。各河川とも出水時における流水は、地形的に急速に低下するため、水害の発生は少ないものの、土砂の流出による被害も一部地域で見られます。
- 今後開発が進むにつれ、山地の保水機能は低下し、河川水量は増大する傾向にあることから、治水事業を積極的に推進し、水害に強いまちづくりが必要となっています。また、各河川とも水の増量により荒廃しており、河床・護岸などの早期整備が望まれています。

#### ■ 基本方針

##### ① 災害の未然防止を図る治山・砂防事業の推進

土砂災害を未然に防ぐ治山・砂防対策を推進していきます。

##### ② 河川整備の推進

河川改修による流水量の安定化を図るため、河川管理者に対し未改修部分の早期河川改修の促進を働きかけます。また、用排水路などの改修・整備にあたっては、生態系に配慮し、周囲の環境と一体的な整備に努めます。

#### ■ 主要施策

- 土砂崩壊、地すべり、急傾斜地等災害防止事業の促進
- 災害発生危険区域の指定拡大
- 河川改修の促進

#### ■ 目標とする指標

区分	目標
地すべり、急傾斜地等防止事業の促進	地すべり等被災ゼロ

## ②常備消防・救急体制及び消防力の強化

### ■現況と課題

- 本町の常備消防は、2市7町による仙南地域広域行政事務組合で運営されており、本町には大河原消防署川崎出張所に職員15名（平成22年4月1日現在）と、ポンプ車1台、指揮車1台、救急車1台が配置されています。また、救急搬送業務では、救急車の出動件数が増加しており、救急救命士の配置など、救急業務体制の充実が必要です。
- 町民が安全で安心して生活を送るためには、常備消防だけでなく、消防団との密接な連携が重要となっています。非常備消防の主軸で、地域に密着した活動を展開している消防団は、現在6分団、団員定数310名で組織化されていますが、平成22年4月1日現在の消防団員数は261名で、消防団員の定員割れと高齢化が問題となっています。そのため、消防団の魅力向上を図り若者の入団を促進するため、法被等のほかに作業着やアポロキャップを支給するなどして、消防団員の組織化に努めています。非常備消防の消防車両は、普通ポンプ車3台、小型動力ポンプ積載車25台（普通車6台、軽自動車19台）が配備されています。
- 平成22年1月1日現在の消防水利は、防火水槽100基、消火栓122基、その他の水利が39か所ありますが、営農期や冬期等の減水期における消防水利の確保、また、宅地化の進行に対応した消防水利施設の計画的な配置が課題となっています。

### ■基本方針

#### ①常備消防力の強化

複雑多様化する火災等の災害に対応するため、常備消防力の強化に努めます。

#### ②救急体制の強化

急病、交通事故などの救急需要に対応するため、救急医療機関との協力体制を強化するとともに、救急業務の充実に努めます。

#### ③消防組織の充実・強化

教育訓練の充実による資質向上とともに、団員が勤める企業の理解や協力を呼びかけ、団員の確保を図っていきます。

#### ④消防施設の充実

小型動力ポンプなどの消防装備の計画的な更新など、消防施設の充実に努めます。

#### ⑤消火困難地域の解消

山間部等の水利の悪い場所における防火水槽の設置を推進するとともに、水道計画と連動した消火栓整備を進めます。





■主要施策

- 消防団員の確保・育成
- 消防施設・設備・機器の更新・整備
- 防火水槽、消火栓などの消防水利施設の計画的配置
- 消防団における常備消防との効果的な協調体制の確立
- 消防団協力事業所表示制度の導入・普及促進
- 救急体制の強化

■目標とする指標

区 分	目 標
消防組織の充実	消防団の新規入団者の増加
防火水槽の設置	5年間で10基整備

■消防団員数・防火水槽等の整備状況の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
消防団員数	282	273	273	270	271
防火水槽の整備個数	94	96	98	98	99
消火栓の整備個数	112	112	112	112	122

※各年度の4月1日現在の人数、個数

資料:総務課



### ③消防・防災体制の充実

#### ■現況と課題

- 本町では毎年予防査察を行い、防火対象物や建物の点検と安全確保に努めています。特に古い旅館が建ち並ぶ青根温泉では、観光地としての安全確保の面から防災活動は非常に重要となっています。
- 本町では、消防署川崎出張所と消防団が協力して広報活動を実施しています。今後はこのような活動の強化と活性化を推進していくとともに、地区ごとの防火クラブや婦人防火クラブなどの育成、並びに自主的管理体制の強化などにも積極的に取り組んでいく必要があります。
- 防災については、非常時における地域ぐるみの危機管理体制の充実を図るため、地域防災計画を充実するとともに、避難場所等について、地域住民に周知を徹底する必要があります。一方、防火・防災訓練は町民の参加が少なくなっていることから、町民の意識の高揚を図る必要があります。
- 大規模災害発生時における災害ボランティアセンター（川崎町社会福祉協議会が主体）については、立ち上げ訓練等研修を重ね、仙台市を始め広域市町村と相互支援の協定を結び、設置・運営が円滑に行われるよう活動を展開しています。

#### ■基本方針

##### ①予防査察の強化

予防査察を強化し、火災・災害の予防に努めます。

##### ②自主防災組織の育成・強化

近隣住民の緊急的な安全確保のための地域ごとの自主防災組織の育成・強化を推進します。

##### ③防災活動への積極的な参加促進

防火・防災訓練への参加を促進するために、広報紙等を活用した広報活動を推進します。

##### ④家庭や学校での防災意識の向上

防災意識を向上させるため、家庭や学校での防災活動を推進します。



■主要施策

- 予防査察の強化
- 自主防災組織の育成
- 多くの町民が参加する防火・防災訓練への取り組み
- 防災意識の向上
- 地域防災計画の充実
- 防災行政無線の継続的な整備

■目標とする指標

区 分	目 標
自主防災組織の育成・強化	組織確立と組織数の増加
防災意識の高揚	防災活動の認知度上昇



## ④交通安全対策の充実

### ■現況と課題

- モータリゼーションの進展に伴い町内の主要幹線道路は交通量が増加しており、特に見通しの悪い交差点や、横断歩道や歩行空間が未整備の箇所については、事故に遭遇する危険性が高まっています。
- 本町における人身事故発生状況は、平成21年の発生件数は29件で、平成20年の32件に対し3件の減（9.4%減）でした。うち死者数は平成20年の1人に対し、平成21年は0人（100%減）でしたが、負傷者は平成20年の41人に対し、平成21年は45人（9.8%増）となっています。
- 今後も、関係行政機関と広域的な連携を図りつつ、交通安全指導隊や交通安全協会などの協力のもと、啓発活動や交通安全講習会など、行政・地域・職場ぐるみで、運転者・歩行者双方への交通安全教育と意識啓発の強化に加え、交通弱者に配慮した交通安全運動を展開することが必要です。
- 町が主体となる交通安全施設の整備事業については、地域の声に耳を傾けながら優先順位を確認するなど、効率的かつ効果的な整備事業を維持していく必要があります。また、町以外が管理する道路の交通安全環境整備は、関係行政機関と連携のうえ整備促進を図ることが必要です。

### ■基本方針

#### ①交通安全意識の高揚

安全で安心なまちづくりを推進するため、あらゆる機会を通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭・地域・学校・職場などの交通安全運動を支援します。また、住民一人ひとりの交通安全意識高揚のため、交通安全運動への理解と協力を求めつつ、運動の推進を図ります。

#### ②交通弱者(子ども、高齢者)の安全確保

子どもや高齢者の交通安全確保をより一層推進するため、関係行政機関・老人クラブ・各小学校などと連携を密にし、自主的な交通安全活動を促進していきます。

#### ③交通安全施設などの整備

交通事故の多発している交差点や危険性の高い場所について、道路標識などの設置や改良等を関係機関に要請していきます。また、道路利用者の安全確保を図る観点から、経年劣化により表示の薄れている区画線の再設置などの安全施設整備事業を実施します。

#### ④交通安全各種団体との連携と運営支援

交通安全の意識を子どもから高齢者まで普及徹底させることなどを目的として日々活動している交通安全協会や交通安全母の会、そして、交通安全指導隊等との連携を図りつつ、活動を支援していきます。



■主要施策

- 歩道等整備の推進（主は道路管理者への積極的な働きかけ）
- 交通弱者の安全確保に重点を置いた交通安全施設の整備
- 交通規制、各種通行ゾーンの設定などの交通環境づくり
- 交通安全思想の普及
- 交通安全各種団体の運営支援



■目標とする指標

区 分	目 標
交通安全意識の醸成	交通事故発生件数の減少

■交通事故発生件数の推移

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
人身発生件数	44	39	41	32	29
負傷者数	64	54	70	41	45
死亡者数	0	0	1	1	0
物損発生件数	248	234	226	232	177

※各年の1月から12月までの件数

※資料:総務課

## ⑤防犯体制の充実

### ■現況と課題

- 町内の犯罪件数は、平成20年65件、平成21年51件となっており、減少傾向にあります。また、犯罪率（人口1,000人あたりの認知件数）にすると平成21年は5.1%となり、県内で3番目に低い割合となっています。
- ライフスタイルの多様化などで、青少年を取り巻く環境が変化しています。
- 本町では、通年にわたり防犯指導隊による夜のパトロールを実施するなど、防犯対策の充実に努めてきました。しかし、ボランティアによる防犯指導であり権限も限られていることから、車に乗ったパトロールのみの実施となっています。また、地区ごとには防犯連絡所が設置されています。
- 防犯体制の強化には、地区の人が顔見知りになるなどのコミュニケーションづくりが大切です。こうしたコミュニケーションづくりを基本に、町民一人ひとりの防犯意識の高揚と定着が必要です。

### ■基本方針

#### ①防犯体制の充実・強化

防犯指導隊、防犯協会、防犯連絡所並びに警察署の連携を強化し、コミュニケーションづくりを基本とする地域が一体となった防犯体制の充実・強化を図っていきます。また、地区と話し合いながら防犯灯の適正な配置を行っていきます。

#### ②防犯対策の情報提供

町民への防犯対策の周知や防犯意識の高揚を図るため、広報活動を通して情報提供を行っていきます。





■主要施策

- 地域における防犯連絡体制の強化
- 防犯意識の高揚
- 防犯灯の適正配置と維持管理の適正化
- 青少年非行防止対策の充実
- 暴力行為の追放

■目標とする指標

区 分	目 標
防犯体制の充実・強化	地域に根付いた防犯体制の確立

■犯罪件数の推移

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
凶悪犯	14	8	0	5	3
窃盗犯	98	59	61	48	42
性犯罪	0	0	0	0	0
その他	10	6	25	12	6

※各年の1月から12月までの件数

※資料:総務課

## 8 環境衛生の充実

### ①ごみの収集・処理体制の確立

#### ■現況と課題

- 本町のごみ処理は、白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・村田町・丸森町から搬出された燃やせるごみとともに、仙南地域広域行政事務組合により設置された角田衛生センターで処理しています。また、平成28年4月からは、柴田町・大河原町を含め、2市7町全てを新角田衛生センター「仮称仙南クリーンセンター」1か所で処理する予定です。
- 平成元年に建設された仙南リサイクルセンターでは、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町の2市7町の資源ごみと燃やせないごみを処理しており、ごみの処理はともに広域行政事務処理として行われています。
- 平成23年度からは容器包装プラスチックの分別収集を開始します。分別内容も変更になり、分別が1種類増え、プラスチックは容器包装とその他の2つに分別するようになります。
- 今後、分別収集の徹底、ごみ減量化のさらなる推進が必要で、仙南地域広域行政事務組合では、ごみ処理有料化が検討されていますが、ごみ処理有料化の先進団体の多くは、ごみ分別が進むとともに、ごみ焼却量も減少しており、ごみの減量化に結びついています。
- ごみ拾い等の地区内一斉清掃を実施しているほか、家の周り、地区内の公園等の環境美化、衛生活動など、美しいまちづくりのための美化活動を町民参画のもとに進めています。また、環境美化指導員により、週3回のパトロールを行い、不法投棄の未然防止に努めています。
- 依然として山林の道路端や河川等には不法投棄があります。水源の町として、河川の水質保全には十分に配慮する必要があり、町民と行政が一体となって町を美しくする運動を推進していく必要があります。





■基本方針

①ごみ収集処理の充実と減量化の推進

容器包装プラスチックの分別収集の開始に伴う収集処理体制の充実を図るとともに、地域ぐるみのごみ減量化促進を図ります。

②不法投棄に対する監視体制の強化

環境美化指導員による、定期的な不法投棄の監視体制を強化します。

■主要施策

- ごみ収集処理体制の充実
- 分別収集への理解と協力
- ごみ集積所の適正管理と計画的配置
- 3R<sup>\*</sup>の推進
- 地域住民による定期清掃や害虫駆除対策
- パトロール等による監視の強化

■目標とする指標

区 分	目 標
パトロール等による監視の強化	環境美化指導員による週3日のパトロールの実施による不法投棄の減少

■ごみ処理状況の推移

区 分	人口 (人)	世帯数	総ごみ量(一般廃棄物)(t)						粗大ごみ (t)
			生活系ごみ(t)			事業系ごみ(t)			
			可燃	不燃	資源	可燃	不燃	資源	
平成17年度	10,719	3,237	1,575	73	444	680	13	43	30
平成18年度	10,556	3,264	1,554	75	428	753	13	33	25
平成19年度	10,431	3,263	1,537	72	414	724	9	34	26
平成20年度	10,284	3,282	1,530	64	382	736	14	29	23
平成21年度	10,148	3,278	1,534	64	371	738	14	34	21

※人口は各年度の4月1日現在の人数

資料:町民生活課

「3R(さんアール、スリーアール).....

「Reduce(リデュース):減らす」、「Reuse(リユース):繰り返し使う」、「Recycle(リサイクル):再資源化」の頭文字をとった言葉で、環境配慮に関するキーワード。

## ②公害の未然防止

### ■現況と課題

- 本町では、現在まで特に大きな問題となる公害は発生していませんが、今後も行政、町民、事業者が一体となって豊かな自然環境の保全に取り組んでいく必要があります。
- 本町の大気、水質、土壌を守り、次世代の人々が安心して暮らせる社会を構築し持続させていくためには、大気、水質、土壌の汚染を招くような行為を禁止する必要があります。公害を発生させる心配のない企業の誘致など、総合的な施策展開が望まれています。
- 近年大きな問題となっているダイオキシン対策問題に関して、ダイオキシン類が物を燃焼する過程などで発生することを踏まえ、ごみを減らし、再利用やごみの分別・リサイクルを推進するとともに、法の基準に適合したごみ焼却施設による焼却を、町民が一丸となって取り組んでいく必要があります。
- 田畑で行われている野焼きは、その燃焼過程でダイオキシンが発生するため、無秩序な野焼きの禁止に努めるとともに、周知の徹底が必要です。

### ■基本方針

#### ①野焼き防止の周知

田畑等で行われてきた野焼き等を今後は禁止し、法の基準に適合したごみ焼却施設での焼却を推進していきます。

#### ②工場等における公害防止対策の推進

公害を発生させる心配がない企業誘致を進めるとともに、工場の届出等の厳密化を推進します。



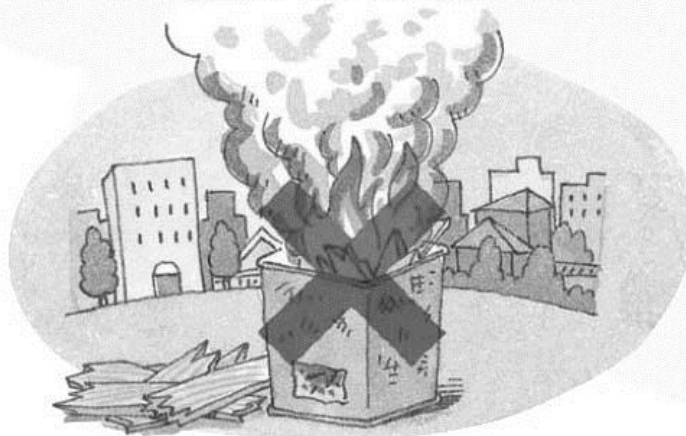
■主要施策

- ダイオキシン対策意識の高揚
- 工場等の届出等に対する事前意識の強化

■目標とする指標

区 分	目 標
野焼き防止の周知	不適當な野焼き件数の減少

●屋外でものを燃やしたりしていませんか？



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により野外焼却は禁止されています！

## 第5 それをみんなで実現します（実現する仕組み）

### 1 町民参画の促進 **重点**

#### ①まちづくりへの参画

##### ■現況と課題

- まちづくりは行政だけで成し遂げられるものではなく、地域住民がいかに意欲的に、かつ主体的に取り組むかによって、その成否が大きく左右されると言っても過言ではありません。また、地域におけるリーダーの有無も、地域の活性化に大きな影響を与えます。
- 本町においても、町民の一人ひとりがまちづくりに参画する機会は確実に増えてきています。さらに、地域の活性化を担っていく人材も、輩出されてきています。
- こうしたまちづくりに対する町民参画をより一層強めるために、様々な立場からのまちづくりの提言を集めたり、自由に討議していく仕組みづくりの充実が望まれます。現在、定期的を実施している行財政懇談会等を通して、まちづくりに対する意見、要望、提案などが出されていますが、ワークショップなどの話し合いの場については開催できない状況です。今後は、行財政懇談会の一層の充実とともに、特に、青年層や女性のまちづくりに対する提言機会を拡大し、まちづくりへの参画を拡充していくことが望まれます。





## ■基本方針

### ①まちづくり意識の喚起

まちはみんなで構築するという意識の醸成を図るため、町民への情報提供や情報共有化を通じて、町民の意識高揚を推進します。

### ②町民との話し合いの機会の拡充

町民一人ひとりが、まちのことを知り、考え、実践するプロセスのための話し合いの機会を増やします。

### ③地域力によるまちの活性化の推進

行政主導型のまちづくりから、町民力または地域力を重要視したまちづくりの展開に行政が支援する体制へとシフトを図ることによって、民間の活力による地域活性化を推進します。

### ④行政職員の意識転換

今後のまちづくりにおいては官民協働姿勢で臨むことが基本になることから、従来の行政体質や組織をさらに見直し、住民視点から物事を進め、主導型から支援型への意識転換を図ります。

## ■主要施策

- 町民のまちづくりへの参画機会の拡充
- 町民の主体的な取り組み事業への支援
- 地域課題の話し合い事業の実施

## ■目標とする指標

区 分	目 標
協働のまちづくりの推進	地域課題の話合いの実施 行政主導型事業からの脱却

## ②広報・広聴の充実

### ■現況と課題

- 町民のまちづくりへの参画を推進するためには、行政が知り得た情報を、正確・迅速・的確に提供することが基本になります。こうして得られた正確な情報が基礎となって、町民の考えやニーズを反映させたり、町民は計画の理解と効力を知ることができます。
- 本町では毎月「広報かわさき」を発行し、行政情報の提供に努めているほか、「議会だより」による町政 PR の推進を図っています。また、広聴活動として、行財政懇談会を実施しています。
- かわさきらしさの追求が低調な状況も相まって、積極的な川崎町の良き資源のPRが不足しています。ホームページのデザインやシステムの改良を実施したものの、閲覧状況も低迷しており、情報化の進展に伴い、町外（特に仙台圏）に対する積極的な情報発信力が正に地域活性化の原動力になりうることを意識した組織機運となっていない状況です。
- 行政情報の大半は一方通行であり、町民との情報交流が依然不足しているため、行政参画意識の阻害要因となっています。

### ■基本方針

#### ①情報発信力の向上

広報・広聴活動については、積極性と質の向上を図りながら、分かりやすく、また興味を持たれるような川崎町の良き資源のPRと情報提供・情報発信を促進します。また、インターネットの発展性や可能性の意義を広く周知し、地域活性化策など有効活用気運を高めます。

#### ②広報紙の充実

町民のニーズを的確に把握しつつ、新鮮で社会潮流を踏まえた企画・情報・話題を組み入れたり、写真を多用するなど、よりよい広報づくりに努めます。

#### ③情報の集約と更新の推進

行政情報の所管を超えた情報集約（例えば、イベント・日程カレンダーなど）を図るなど、町民からの活用度の向上を図れるような対策を推進するとともに、特にホームページの不用情報の排除や情報内容の更新作業などを徹底することによって、町の情報が魅力的で町民にとって頼りにされるものとなるよう対策を推進します。また、まちづくりに係るパブリックコメントを充実するなど、情報が一方通行的なものだけでなく、町民の声を大切にしたものになるよう改善を図ります。



## ■主要施策

- 魅力ある広報紙の内容充実
- 積極的な情報公開や情報提供の推進
- 高度情報化の活用
- 行財政懇談会の定期的開催の実施
- 町民意識調査の定期的実施
- ホームページの内容充実と発信力の向上

## ■目標とする指標

区 分	目 標
情報発信力の推進	集客数又は特産品販売額の増加
広報紙の充実	満足・信頼度の向上
情報の集約と更新の推進	横断的情報集約（重複情報の回避）

The screenshot shows the official website of Kawasaki City, Miyagi Prefecture. The header includes the city logo and name, a search bar, and a navigation menu with items like Home, Tourism/History, Public Facilities, Education/Culture, Life, and About Kawasaki. The main content area features a 'Town Mayor's Office' section with a photo of the mayor, a 'Life Events' section with icons for pregnancy, childcare, school entry, employment, and marriage, and a 'Notice' section with a recent announcement about plastic waste collection starting in April 2022. There are also sidebars for 'Convenient Information' (medical facilities, moving, bus routes), 'Disaster Information', and 'About Kawasaki' (town overview, newsletters, council meetings). A search bar is located at the bottom left.

川崎町 HP <http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/>

## 2 効率的な行財政の運営

### ①社会情勢の変化に対応した行政組織

#### ■現況と課題

- 多様化、複雑化する行政需要と激しく変化する社会・経済状況に対応し、町民主体の行政を執行するためには、合理的かつ能率的な事務処理体制によって、住民福祉の向上に努めなければなりません。
- 地方分権推進一括法が平成12年4月1日に施行され、国に集中していた権限や財源を地方公共団体に移し、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを基本とする地方分権が現実のものとなっています。
- 本町の行政機構は、7課のほか国民健康保険川崎病院の町長部局と、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員で構成されており、平成22年4月1日現在、職員総数170人が行政事務に従事しています。
- 今後は、町民サービスの一層の充実と効率的な事務処理を図るため、課長会議などによるトップマネジメントの充実に加え、各事務・事業担当者のコミュニケーションを活性化し、庁内の横断的な調整や連携を図ることが重要となっています。
- 事務の合理化については、コンピューター利用による情報処理の高度化、庁内文書管理システムの確立を図るとともに、情報公開条例やインターネットの活用など、高度情報化社会に対応した新しいコミュニティシステムの推進が望まれています。
- 国から地方への権限の移譲など分権型社会への流れ、人口減少時代の到来、厳しさを増す財政状況等、社会経済情勢の急激な変化に対応し、住民福祉の向上、地域活性化など様々な課題や多様化する住民ニーズに適切に応えていくためには、長期的視点に立って各役職段階において求められる資質・能力を伸ばすことができるよう、計画的に職員を育成することが重要です。
- 職員は、住民とともに充実感や達成感を分かち合い、住民のために働くことに生きがいを感じて日々努力と研鑽を続け、住民福祉の向上に努める必要があります。こうした面での教育・研修についても充実を図っていく必要があります。





## ■基本方針

### ①行政機構の改善と事務の効率化

行政需要の増大と変化に的確に対応するとともに、まちづくりの重点事業の推進や新たな振興策などに対応した行政組織の確立を目指し、適正な人材配置、民間への業務委託などによる柔軟な構造改革、コンピューター処理の有効利用を進め、行政事務処理体制の効率化を進めます。

### ②職員の資質向上の推進

住民から求められる職員像を下記のように捉え、住民福祉の向上に結びつく研修等を実施し、職員の意識高揚、資質の向上に努めます。

- ・住民の視点を持ち、住民ニーズを先取りできる職員
- ・将来に対する問題意識を持ち、環境変化に対応できる職員
- ・情熱と使命感を持ち、意欲的に行動できる職員

## ■主要施策

- 事務・事業量の変化に対応した組織の改善
- 総合調整機能の充実など、施策の総合化の推進
- 経営感覚豊かな組織運営の実現
- 電算処理利用の拡大と定着化
- 職員資質の向上

## ■目標とする指標

区 分	目 標
行政組織の効率化	施策対応型組織の確立
人的資源の確保	人材育成基本方針等に基づく人材育成の推進

## ②財政運営

### ■現況と課題

- 本町の財政構造は、自主財源割合は約30%（平成21年度決算で31.0%）となっており、特に自主財源の主な地方税の割合が20%（過去12年間の平均割合でも18.1%）を割り込む低調推移です。一方、地方交付税の割合は約50%（平成21年度決算で49.5%）と極めて高い比率を占めるなど、依然として依存財源に大きく左右される脆弱な財政基盤構造となっています。
- 財政指標の観点から見ると、地方債現在高比率や起債制限比率、さらに将来にわたる財政負担比率などは、地方債残高や公債費の抑制策により健全エリアとされているものの、経常収支比率はここ数年90%前後（平成21年度決算で89.3%）と低迷し、財政硬直化が進行していることを表しています。
- 高齢化の進行や社会保障の拡充により、扶助費や国民健康保険及び介護保険会計に対する繰出金の増加に歯止めが掛からず、財政に対する負担が年々大きくなっています。また、地域医療の維持・確保のため病院事業会計への公的な負担も拡充している状況です。
- ライフラインである水道事業や下水道事業に係る不採算地区の経営維持や将来的な設備更新事業などのために多額の公的負担が懸念されています。
- 税を含む未収金の回収については、国税局OBを嘱託員として採用し、従来の滞納処分のある方を抜本的に見直し、鋭意努力しているところですが、町税徴収率は県内で最下位という状況になっています。

### ■基本方針

#### ①計画的財政経営の確立

財政経営にあたっては、今後も歳入に見合った事業の展開、いわゆる「歳入優先主義」の徹底と、コスト意識の覚醒を進めながら一層の縮減に努め、財政の健全化を図っていきます。また、限られた財源を真に必要な事業に投入できるよう、事業の「選択と集中」を図っていきます。また、一般会計のみならず特別会計を含めた連結での経営状況を注視しながら、持続可能性の保持と地域活性化の進展のバランスを見定めた財政経営の展開を実施します。

#### ②情報開示の徹底

財政健全化法に規定している健全化4指標のみならず、開示できる情報はホームページや広報誌等を活用して遅滞なく開示し、説明責任を徹底することにより、町民とともに考える財政経営を図っていきます。

#### ③納税意識の啓蒙

次世代を担う児童や生徒に対し、町の財政を支える税の意識や役割を正しく理解させるために、租税教育の重要性がますます高まっていることから、町内の小・中・高等学校において「租税教室」を実施するなど、中長期的な納税環境の整備や納税意識の醸成を図っていきます。



■主要施策

- 長期的展望に立った財政の健全化
- 自主財源の安定確保（特に町税徴収率の向上）
- 国・県の補助事業等の有効活用
- 新地方公会計等を活用した財政状況等の情報発信の徹底
- 特別会計との連結を通じた全体的な経営意識の醸成
- 適正な課税客体の把握
- 納付環境の整備を含む未収金確保策の強化

■目標とする指標

区分	目標
計画的財政経営	財政健全化指針の遵守
情報開示の徹底	認知度の向上
納税意識の啓蒙	定期的な租税教室

■歳入状況の推移

（単位：千円）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入総額	4,957,566	4,632,719	4,474,591	4,514,072	4,734,935
地方税	899,419	924,870	942,680	968,915	913,260
地方譲与税	128,752	154,389	81,037	78,501	73,508
利子割交付金	2,656	1,887	2,530	2,639	2,197
配当割交付金	859	1,343	1,630	623	574
株式等譲渡所得割交付金	1,217	1,026	869	176	233
ゴルフ場利用税交付金	56,135	57,930	56,576	53,421	50,685
自動車取得税交付金	43,347	42,240	38,892	33,253	21,233
国有提供施設等所在地市町村助成交付金	0	0	0	0	0
地方交付税	2,059,416	2,058,294	2,017,616	2,214,963	2,345,621
交通安全対策特別交付金	1,638	1,703	1,692	1,490	1,477
国庫支出金	128,113	150,257	148,901	273,338	315,453
県支出金	319,144	188,728	244,441	244,589	227,160
諸収入	128,137	99,134	83,185	82,203	82,282
地方債	237,500	181,100	181,900	104,100	122,300
地方消費税交付金	88,335	94,784	93,036	88,605	93,496
特別地方消費税交付金	0	0	0	0	0
その他	862,898	675,034	579,606	367,256	485,456
（うち一般財源計）	3,777,310	3,716,533	3,622,411	3,927,579	3,992,432
一般財源比率（%）	76.2%	80.2%	81.0%	87.0%	84.3%

※資料：企画財政課

■ 歳出状況の推移

（単位：千円）

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
歳出総額	4,694,623	4,428,320	4,228,710	4,066,180	4,429,913
議会費	106,195	102,525	102,226	93,563	91,098
総務費	690,488	651,469	626,925	608,459	834,121
民生費	864,237	909,394	914,298	962,575	998,451
衛生費	563,738	448,429	410,724	413,740	447,980
労働費	0	0	0	0	25,712
農林水産業費	320,829	296,957	281,824	219,435	197,941
商工費	300,347	124,669	108,458	110,619	107,129
土木費	463,118	385,213	418,835	390,185	587,279
消防費	175,767	183,618	184,577	189,230	176,629
教育費	603,328	675,840	482,096	472,564	483,901
災害復旧費	43,775	80,664	130,070	38,038	536
公債費	562,801	569,542	568,677	567,772	479,136

※資料：企画財政課



### 3 広域行政の促進

#### ① 広域行政の促進

##### ■ 現況と課題

- 住民の日常生活圏が市町村の区域を越えて広域化していることを背景に、広域的かつ総合的な市町村の行政を推進する圏域として、昭和40年代に広域市町村圏が設定されました。
- 広域市町村圏では、圏域の計画的な振興整備を図るため、広域市町村圏計画を策定し、広域ネットワークの形成や広域的に取り組む事務・事業の総合的な調整などを行っています。本町が属する仙南地域でも、昭和47年に仙南広域行政事務組合が発足し、消防及び救急業務、廃棄物処理施設、火葬場の設置と管理運営、介護保険・障がい者認定業務などが行われ、着実に実績を重ねています。
- 市町村等が、その事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合を一部事務組合といいます。こうした一部事務組合は、仙南広域行政事務組合発足以前から広域行政サービスを行っています。
- 本町は、地理的条件から仙南広域水道や広域下水道には属さないなど、広域行政と足並みをそろえられないものがありますが、今後とも仙南地域の特性を生かした都市圏づくりへの積極的な参画を図っていく必要があります。

##### ■ 基本方針

###### ① 広域行政の推進

行政の運営を効率的・効果的に行っていくために、広域的な連携による共同処理を担う広域行政組織の重要性を認識し、広域的な枠組みに積極的に参画します。

###### ② 広域連合の推進

地方分権や道州制の議論の進展、さらに多種多様化する社会的情勢を背景に、広域的な市町村の連携による自治体基盤の強化が不可避であることから、広域連合や広域的枠組みの議論に前向きに参加します。

##### ■ 主要施策

- 広域行政事務組合の充実強化
- 一部事務組合の整理統合と事務処理の効率化
- 新規事務事業の検討
- 広域的な経済、文化活動の推進

##### ■ 目標とする指標

区 分	目 標
広域行政の推進	既存加入枠組みの維持 新たな枠組みの議論参加

## ②周辺市町村との連携強化

### ■現況と課題

- 平成18年3月に策定された「宮城県市町村合併推進構想」で、本町は仙南2市7町での合併の組合せが示されましたが、本町は、仙南広域圏にありながら町民の生活圏や経済活動は仙台市とのつながりが強く、広域行政と町民の生活圏とにズレが生じているのが現状です。
- 各地区で行財政懇談会を開催し、合併についての意見交換を行い検討した結果、現時点では合併することによる広域的な行政運営よりも、むしろ川崎町単独による行政サービス維持が住民にとって有益であると考えました。今後は周辺市町村との情報交換と共通課題の解消を行っていく必要性が特に高くなっています。

### ■基本方針

#### ①本町の特性を生かす連携強化の推進

本町の特性を生かしつつ、第一次産業や観光分野において、周辺市町と連携した事業を推進することにより、周辺市町との相乗効果を見据えた地域活性化を推進します。

#### ②近隣市町の共通課題解決

周辺市町との共通課題を整理し、単体での解決が困難なものについては相互連携を強化して、解決策の検討と実行を推進します。

### ■主要施策

- 仙台市などの近隣市町村との協力による事業の円滑化
- 仙台都市圏との連携強化
- テーマに応じた周辺市町村と協力体制の確立
- 県境を越えた連携の推進

### ■目標とする指標

区 分	目 標
近隣市町村の連携	効果的な連携事業の展開



**資料編**

## 第1 アンケート調査結果

### 1 調査の対象、調査方法及び回収結果

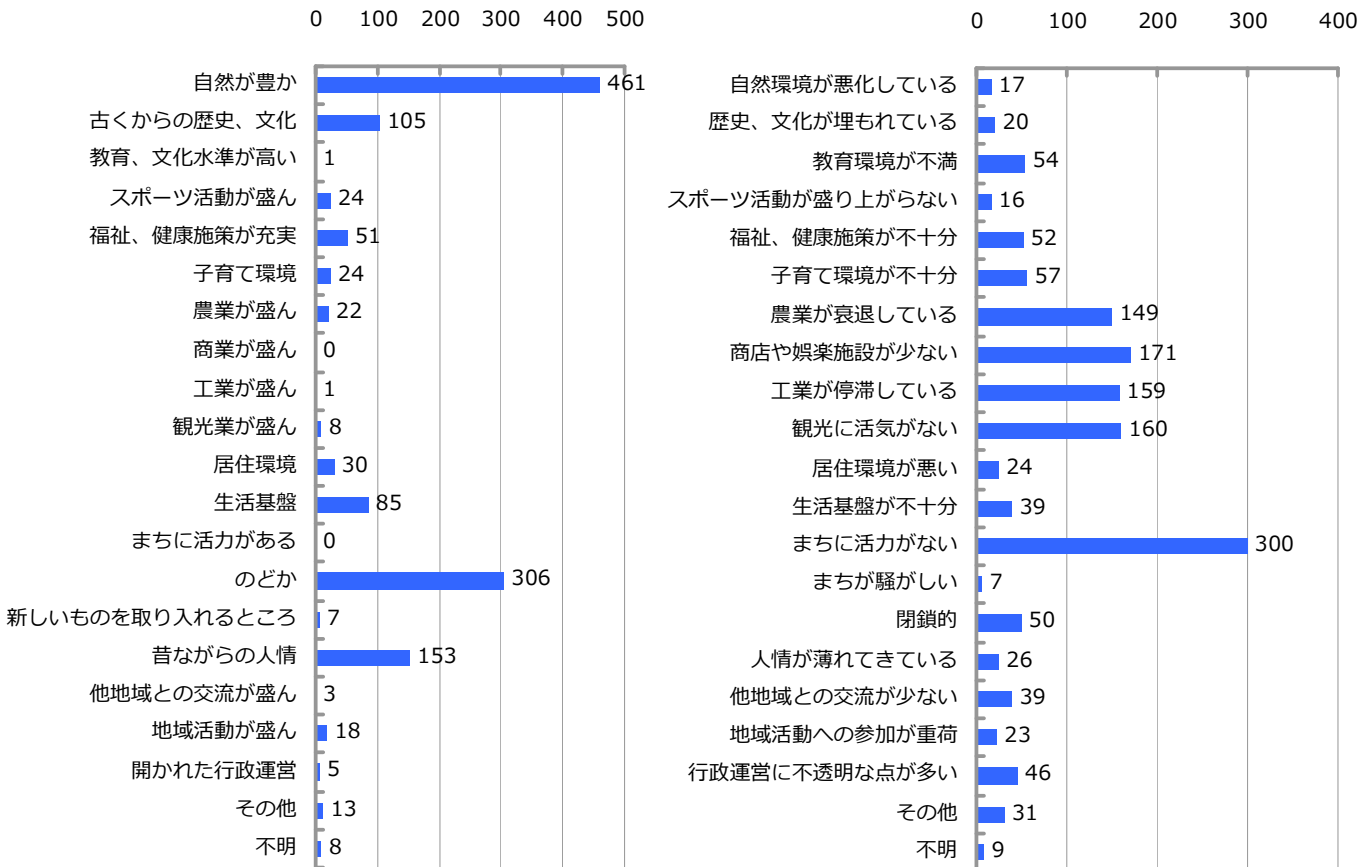
- 調査地域：川崎町全域
- 調査対象：川崎町に居住する、平成22年3月1日現在、満18歳以上の町民1,400人（住民基本台帳より無作為抽出）
- 調査方法：調査票を郵送配布、郵送回収
- 調査期間：平成22年3月19日（金）から3月31日（水）
- 回収数：518名（回収率37.0%）

### 2 調査結果（抜粋）

#### (1) 川崎町の良いところ、良くないところ

○川崎町の良いところとしては、「自然が豊か」「のどか」が圧倒的多数を占め、「昔ながらの人情」「古くからの歴史、文化」がこれに続きます。全般的に、豊かな自然と静かでのんびりとした環境に恵まれ、歴史・文化に培われた昔ながらの人情が息づくまちとしての評価が高いといえます。

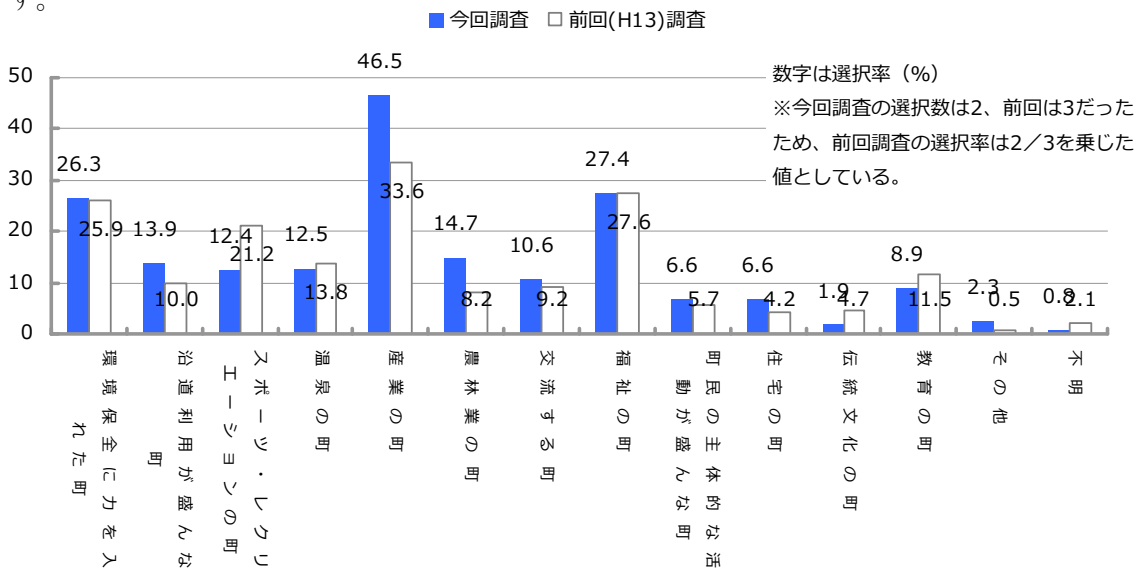
○良くないところとしては、「まちに活気がない」が最も多く、「商店や娯楽施設が少ない」「観光に活気がない」「工業が停滞している」「農業が衰退している」が拮抗してこれに続いています。産業を中心に、まちの活力のなさが良くない点として強く認識されています。





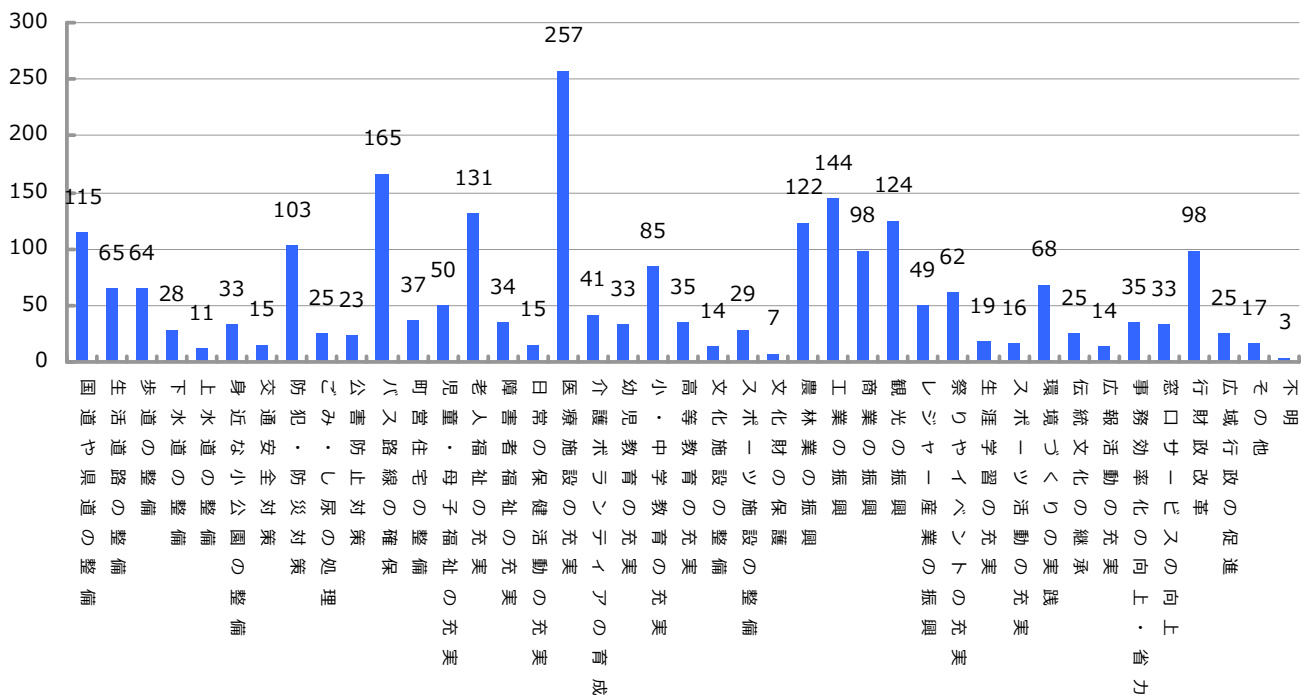
### (2) 将来の望ましい姿

○「産業の町」が最も多く、「福祉の町」「環境保全に力を入れた町」がこれに続きます。前回調査とは選択数が異なるので単純に比較することはできませんが、「産業の町」「農林業の町」「沿道利用が盛んな町」など、産業系の将来像を選択する率が上昇しています。



### (3) まちづくりにあたって特に力をいれて欲しいこと

○「医療施設の充実」が最も多く、次いで「工業の振興」「観光の振興」「農林業の振興」「商業の振興」といった産業活性化への取り組み、「バス路線の確保」「国道や県道の整備」といった道路交通対策、また、「老人福祉の充実」「防犯・防災対策」などの要望が強くなっています。



## 第2 川崎町総合計画策定経過の概要

年 月 日	経 過 等
平成 18 年 10 月 25 日 ～ 11 月 22 日	行財政懇談会（町内 23 行政区：16 会場）
平成 21 年 6 月 23 日 ～ 7 月 27 日	行財政懇談会（町内 22 行政区：17 会場）
12 月 24 日	業務委託業者選定のための企画提案書説明会の開催
平成 22 年 1 月 8 日	コンサルタント決定（国際航業株式会社）
1 月 20 日	事務局での実施方針の検討
3 月 2 日	住民アンケート調査票の検討
3 月 12 日	住民アンケート調査票の配布 ・一般アンケート調査 1,400 名（郵送） ・高校生調査 61 名（柴田農林川崎高校長による配布・回収）
3 月 31 日	住民アンケート調査票の回収 ・一般アンケート調査（回収率 37.0%） ・高校生調査（回収率 100%）
4 月 21 日	策定説明会（検討部会） ・策定組織の構成及び体制について、今後のスケジュールについて
6 月 10 日	町長ヒアリング
6 月 30 日	住民アンケート調査結果の報告（行政区長による全戸配布）
8 月 2 日	課長会議 ・策定過程の報告について、今後のスケジュールについて
9 月 16 日	第 1 回策定検討部会 ・基本構想骨子案について、基本計画案策定の手法について、今後のスケジュールについて
10 月 12 日	第 1 回建設産業部会 ・基本計画について
10 月 14 日	第 1 回策定委員会 ・基本構想骨子案の説明について、検討部会の動向について
10 月 18 日	第 1 回総務部会 ・基本計画について
10 月 19 日	第 1 回厚生部会 ・基本計画について
10 月 22 日	「長期総合計画の策定状況について」冊子を病院等 7 ヶ所に設置
10 月 25 日	第 2 回建設産業部会 ・基本計画について
10 月 27 日	第 2 回総務部会 ・基本計画について
11 月 1 日	第 2 回策定委員会 ・基本構想骨子案の説明について

年 月 日	経 過 等
11月4日	第2回厚生部会 ・基本計画について
11月5日	第3回総務部会 ・基本計画について
11月5日	第3回建設産業部会 ・基本計画について
11月9日	第1回川崎町総合開発委員会 ・長期総合計画の概要説明及び基本構想骨子案の策定状況について
11月10日	第1回教育部会 ・基本計画について
11月12日	第4回総務部会 ・基本計画について
11月16日	第3回厚生部会 ・基本計画について
11月22日	第4回建設産業部会 ・基本計画について
12月15日	第3回策定委員会 ・国土利用計画案の説明について
12月20日	第2回川崎町総合開発委員会 ・第4次川崎町長期総合計画に係る政策目標の分析・反省点の報告について ・長期総合計画基本構想及び基本計画案の策定状況について
平成23年1月17日	第4回策定委員会 ・長期総合計画基本構想案及び基本計画案について
1月20日	策定委員会 意見集約決定 ・長期総合計画基本構想案及び基本計画案について
1月21日	議会全体会 ・長期総合計画基本構想及び基本計画案の策定状況について
1月24日	第3回川崎町総合開発委員会（諮問） ・長期総合計画基本構想及び基本計画（案）について
2月9日	川崎町総合開発委員会より答申書の提出 ・長期総合計画基本構想及び基本計画（案）について
2月22日	議会全体会 ・長期総合計画基本構想及び基本計画（案）について
3月10日	議会定例会 議決 ・長期総合計画基本構想及び基本計画について

### 第3 川崎町総合開発委員会委員名簿

NO	職名	氏名	区分	備考
1	東北学院大学 教養学部地域構想学科教授	宮城 豊彦	2	
2	川崎町議会議長	沼田 善春	1	
3	川崎町議会副議長	大宮 博吉	1	
4	総務民生常任委員長	佐藤 新一郎	1	
5	産業建設教育常任委員長	生駒 純一	1	
6	町民広聴委員長	大和 忠康	1	
7	広報編集委員長	遠藤 美津子	1	
8	川崎町商工会長	大久保 雄一	2	
9	川崎町農業委員会会長	大松 一男	2	
10	川崎町森林組合長	大宮 雄幸	2	
11	みやぎ仙南農協川崎地区理事代表	澤野 孝	2	
12	社会福祉法人 川崎町社会福祉協議会長	菅原 英男	2	
13	川崎町教育委員長	岡田 純子	2	
14	NPO 法人 川崎町資源をいかす会理事長	菊地 重雄	2	

※上記「区分」については、川崎町総合開発委員会条例第2条の規定に基づき、下記のとおりです。

- 1：川崎町議会の議長、副議長及び各常任委員長
- 2：知識経験を有するもの

## 第4 川崎町総合計画総合の諮問および答申

企 画 第 174 号  
平成 23 年 1 月 24 日

川崎町総合開発委員会  
委員長 菅原 英男 殿

川崎町長 佐藤 昭光

「第5次川崎町長期総合計画案」並びに「第4次川崎町国土利用計画案」  
(平成23年度～32年度)について(諮問)

このことについて、今後10年間のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、川崎町総合開発委員会条例第4条の規定に基づき、貴委員会に諮問いたします。

記

### 1 諮問事項

- (1) 第5次川崎町長期総合計画案(基本構想、基本計画)について
- (2) 第4次川崎町国土利用計画案について

総開委第 1 号  
平成 23 年 2 月 9 日

川崎町長 佐藤 昭光 殿

川崎町総合開発委員会  
委員長 菅原 英男

**「第 5 次川崎町長期総合計画(案)」並びに「第 4 次川崎町国土利用計画(案)」  
(平成 23 年度～32 年度)について(答申)**

平成 23 年 1 月 24 日付け、企画第 174 号で諮問のあったこのことについて、下記事項の修正又は意見を考慮することを求め、本件計画(案)を概ね適切かつ妥当なものである旨答申いたします。

なお、将来像「自然と共生したホッとなまち」で標記されたとおり、豊かで貴重な自然環境をまちぐるみで育み、恵まれたすばらしさと感動を後世に引き継ぐ良き風土を保持しつつ、また、本町のあらゆる地域資源の可能性を探求・発見・活用することによって、人々の心が和むまち、また、人々が熱意に満ちたまちになるよう計画目標の成果の実現を望みます。

記

1 将来目標人口について

確かに全国的な人口減少時代の突入を背景に、当町も人口減少の顕在化は年齢構成を加味した統計上の推移から避けられない実態と認識されるものの、1 万人を切ることの町のマイナスイメージや「ホッと (hot) するまち」という将来の町のイメージ目標像を掲げている以上は挑戦する意気込みと熱意を広く示さなければならない。年齢階層ごとの動向や社会的動向など人口減少原因の分析も踏まえつつ、まちぐるみで若者定住促進策をはじめとする地域活性化策を展開することにより、1 万人のボーダーラインは不可能ではない。本件計画を官民協働で具現化する気運づくりも推し進めながら、川崎町の将来人口目標を限りなく現状規模の 1 万人とし、構想中の将来目標人口の表現は、「最低でも 9,400 人を割ることなく 1 万人」の設定に改められたい。

2 健康づくりの推進について

健康づくりの推進事業の一環として、セントメリースキー場を活用した距離スキーや広大な自然を活用した山歩き体験も取り入れるなど当町の自然を活用した健康づくり事業の展開を具現化するため、今後の実施計画で検討されたい。

3 畜産業について

川崎町の基幹産業の 1 つであることから本件基本計画の大枠項目もしくは細部項目により強く将来の方針・方向性を追加されたい。

#### 4 安心・安全な農作物の生産拡大に係る目標設定について

現行案で家畜排泄物処理施設から出る肥料などを有効活用した水稻の有機栽培農家数の増加とあるところを、農産物の付加価値化の推進の方向性を掲げていることから、水稻のみでなく野菜栽培についても農家数の増加を追記されたい。

#### 5 林業の振興について

林業振興策として、「地駄曳き」によるイベントなどを通じた林材活用や若い担い手への技術継承をもっと積極的に進めるべきである。あるいは古の伝統技術を活用した特色ある森林整備も新たな川崎町の産業の活性化策に繋げるべくあらゆる可能性を視野に入れながら具体的な事務・事業の検討を進められたい。

#### 6 商店街の再生について

商店街の再生策について、町内産物の販売促進と町内商店街の利用推進を利用側の町民や提供側の商店、又は組合などが多面的な話し合いを展開しながら商店街が活気づく仕掛けづくりの方策を主要施策に付け加えられたい。

#### 7 国際交流の推進について

国際交流の推進項目の中の主要施策のうち、国際化に対応した外国人用案内板の整備の充実を図るうえで、近年の国際動向を見極めれば英語表記だけでなく中国語も重要視し表記されたい。

#### 8 公共交通循環ルートについて

観光客の集客数の増加や学生もしくは高齢者などの交通弱者支援策としても、町外（特に秋保温泉地域）も含めた交通循環ルートの分析・検討をされたい。

#### 9 河川景観について

川崎町の町名由来にもある通り豊富な河川資源がありながら、主要街道の背後に位置するため知名度・認知度が低いことから、良好な河川とそこからの景観を観光客にPRできるような仕組みづくりや機運づくりを地域協働の手法を活用しながら実施されたい。

#### 10 防災状況について

非常時に備えた防災備蓄状況について明示するとともに、不測の事態に備えた計画的な備蓄方針を打ち出されたい。また、他市町より比較的地質的・地理的にも災害に強い町であることをPRされたい。





## 第5次川崎町長期総合計画

---

発行日:平成23年3月

発行者:宮城県 川崎町



宮城県 川崎町